第二次世界大戦後の英国の欧州に対する

外交方針の変遷と EU 離脱に関する一考察

2021 年 6 月

運輸総合研究所

国際部次長/主任研究員　渡邉　敬

目　次

【本研究の背景と目的】 1
第１章　第二次世界大戦後のイギリスの外交方針の変遷 3
1. はじめに 3
2. チャーチル首相にみる戦後ヨーロッパに対する基本的な姿勢 4
3. EEC 加盟前、加盟当初におけるイギリスのヨーロッパに対する考え方 10
3.1 1 回目のチャレンジ 10
3.2 2 回目のチャレンジ 11
3.3 3 度目の正直、しかし 13
3.4 国民投票、実はブレグジットの危機は過去にもあった？ 15
4. サッチャー首相の下でのイギリスの外交姿勢 18
4.1 サッチャー首相の下、 EC の中で暴れるイギリス 18
4.2 まとめ（サッチャー首相の頃の外交方針） 29
5. ブレグジット決定後の外交方針 31
5.1 メイ首相の新 3 つのサークル論 31
5.2 ボリス・ジョンソン首相の外交方針 33
6. 第１章のまとめ（３つのサークルは結局どうなったのか。） 34
第２章 Brexit に至る経済・社会情勢と国民投票の結果との関係 36
1. はじめに 36
2. 財政政策 37
2.1 リーマンショック前の予算（2007 年、2008 年） 37
2.2 リーマンショック直後の予算（労働党政権） 37
2.3 保守・自由連立政権による緊急予算 39
2.4 2011 年以降の連立政権、保守党単独政権下での財政政策 41
2.5 2013 年予算、2014 年予算 42
2.6 保守党単独政権下での予算 45
3. 金融政策（リーマンショック・ユーロ危機への対応） 47
3.1 リーマンショック 47
3.2 ユーロ危機 47
4. 移民政策 49
5. 国民投票の結果（残留・離脱の理由） 54
5.1 各世代の投票行動、投票率 54
5.2 教育レベルによる投票行動の違い 56
5.3 社会階層別の投票行動 57
5.4 所得別の投票行動 58
5.5 地域別の投票行動 58
5.6 残留、離脱に投票した理由は何だったのか。 61
6. まとめ（経済問題、移民問題はどれほど投票行動に影響したのか。） 63
第３章 離脱協定と将来関係協定 65
1. 離脱決定後、離脱まで 65
1.1 離脱協定までの道のり 65

1.2 離脱協定の概要 67
1.3 北アイルランド議定書・バックストップ条項 68
2. 将来関係協定の争点と内容 71
2.1 将来関係協定の争点 71
2.2 交渉の経過 71
2.3 将来関係協定（TCA）の概要（EU の資料からの視点） 73
2.4 将来関係協定（TCA）の概要（イギリス資料からの視点） 81
2.4.1 Summary 前文 81
2.4.2 物品の貿易（原産地規則） 82
2.4.3 サービス・投資 83
2.4.4 公平な競争 83
2.4.5 漁業 84
2.5 まとめ 85
第 4 章 イギリスはどこに向かうのか（考察） 87
1. 第 1 章での分析 87
2. 第 2 章での分析 88
3. 第 3 章での分析 90
4. まとめ（イギリスの今後の国際情勢における役割） 91
謝　辞 97
【参考文献】 98

【本研究の背景と目的】

今から遡ること約 14 年前、2007 年は、今の EU（European Union）の基礎となるローマ条約（欧州共同体設立条約と欧州原子力共同体設立条約）が 1957 年 3 月 25 日に調印されてから 50 年の記念すべき年であり、EU 加盟国は祝賀ムード、イギリスにおいてもそれを記念する様々なイベントが開催されていた。2004 年にキプロス、チェコ、エストニア、ハンガリー、ラトビア、リトアニア、マルタ、ポーランド、スロバキア、スロヴェニアの 10 か国、2007 年にブルガリア、ルーマニアの 2 か国が加盟し、EU が東欧に拡大し、加盟国も一気に 27 か国になった年である。筆者も当時イギリスに留学していたが、英国王立国際問題研究所（通称 Chatham House）においては、EU at 50 というローマ条約調印から 50 周年を迎えた大きなイベントが開催されており、筆者も参加した。同イベントに続くレセプションは、ドイツ大使館とイタリア大使館の共催で、ロンドンのドイツ大使館において開催され、飲み物はドイツのビールを中心に、食べ物はイタリアのピザを中心にまさに共同で提供され、それが行われる場所はイギリスの首都ロンドンという、ある意味 EU の統合を象徴するような形であり、この場に居合わせた私を含め誰もが、これから 10 年経たないうちに、イギリスが EU の離脱を決定するなどとは夢にも思わなかった。

しかしながら、2016 年 6 月 23 日、イギリスは国民投票により EU 離脱を決定した。筆者は、イギリス留学の 2 年間にわたり、EU に係る研究をしていたこともあり、留学した 2 つの大学院ではイギリス人を含め、EU 加盟国からの、EU 統合に好意的な学生達と勉強をしていたが、彼らの投票結果に対する反応は、総じてとても悲観的で、投票結果が判明して暫くの間は、イギリス人を含めた EU の留学生仲間の間で投票結果を嘆く声の他、再投票を呼び掛ける声、投票結果の法的有効性について訴える声が飛び交ったのを鮮明に覚えている。

確かに 2 年間の留学期間に交流をもったほぼすべてのヨーロッパ人(イギリス人を含む)は、ブレグジットには否定的であり、かつ、国民投票の結果は、イギリスは EU であることで、多大なる経済的な恩恵を受けてきたことに鑑みれば、残留で間違いないと信じるように思うし、彼らの友人として EU について研究し、当時日々イギリスで生活していた筆者にとっても、その時の経験に照らし、残留は間違いないだろうと思っていた。

しかし、実際は僅差ではあるが、離脱が残留を上回った。では、どうしてこのような投票結果が出ることになったのか。今般の投票に限って言えば、世代間、階級間の各争点における認識の違いが、政府側、知識層の票の読み違いに繋がったと言われている。ではそもそもイギリスは EU にいたかったのだろうか、そもそもヨーロッパのことをどう思っていたのだろうか。歴史を振り返った時に、イギリスはそれぞれの節目でヨーロッパのことをどう考えていたのか。イギリスのヨーロッパというものに対する意識について、それを紐解きながら今回のブレグジットについて論じることは、これまで国際情勢においてキープレイヤーの一角であり続けてきたイギリスと EU との関係、ヨーロッパとの関係だけでなく、今後の国際情勢を考える上で、イギリスについてどのように意識しておけば良いかという点で非常に面白いのではないかと思った次第である。

本稿においては、まず、第 1 章において、第二次大戦後のイギリスとヨーロッパの関係について、欧州統合の視点、すなわち EEC、ECSC（European Coal and Steel Community）、EURATOM(European Atomic Energy Community)から始まり、EU に至るまで、イギリスがどのようにヨーロッパ、米国等、各地域のパワーバランスの中で揺れ動いてきたかを俯瞰することで、これまでのイギリスとヨーロッパとの関係について見ていくこととしたい。

次に、第 2 章において、2016 年 6 月 23 日のブレグジットの決定に至るまでの状況について、投票に影響を及ぼしたと思われる経済、社会情勢について、当時の国際情勢に触れつつ、イギリスの財政・金融政策、移民政策について概観することで分析をしたい。また、そのような経済、社会情勢がブレグジットの国民投票において、投票結果、投票行動にどのような影響を与えたのかについて、投票前後に行われたアンケート等を基に分析をしたい。

そして第 3 章においては、EU 離脱決定後、実際の離脱期限までに行われた交渉の概況とその結果、結ばれた離脱協定、将来関係協定の 2 つの協定について概観することで、離脱に関わる実際の交渉の過程を通じて明らかになった、今回の EU 離脱に関する論点について概観するとともに、その論点が、EU 離脱、即ち 2 つの協定の締結によって解決されたのか否かについて分析をしたい。

最後に第 4 章において、これら第 1 章から第 3 章までの分析を踏まえ、EU 離脱後のイギリスが今後の国際情勢においてどのような役割を果たすのかについて考察を行いたい。

第１章　第二次世界大戦後のイギリスの外交方針の変遷[1)2)]

1. はじめに

第二次世界大戦後におけるイギリスの外交分野においてヨーロッパがどういう位置づけだったかを探ることで、イギリスの今日に至るヨーロッパ観の分析に繋げていくこととしたい。

イギリスの第二次大戦後の外交は、米国・コモンウェルス諸国（旧植民地諸国、英連邦諸国とも呼ぶ)・ヨーロッパのいわゆる「3 つのサークル」を軸として進められてきており（後述)、この 3 つの軸のうち、どこにウェイトにおくかと連動してヨーロッパとの関係をどうすべきかを考えてきたように思われる。戦後の冷戦構造の対立の中、また、その雪解け、冷戦構造の崩壊の中で、ソ連、ドイツ統合はイギリスにとって脅威だったが、それらについても基本的にはこの「3 つのサークル」を通じてどう対処すべきかを考えてきたと思われる。EC に加盟する前から「気の進まないヨーロッパ人（Reluctant European)」と称されたイギリス人が、どのようなスタンスを取ってきたかについて、第二次大戦後において、今日のイギリスを形作る上で大きな節目と思われる 3 つの時期、具体的には①第二次大戦直後のチャーチルが首相の時期、②EC への加盟前・加盟・加盟後の離脱を巡る史上初の国民投票までの時期、③サッチャー首相と EU 成立までの時期について、米国・コモンウェルス諸国・ヨーロッパに対する考え方がどのようなものであったかを中心に見ていくこととしたい。その上で、最後にブレグジット決定後の外交方針である‘Global Britain’について分析を試みることにしたい。

2. チャーチル首相にみる戦後ヨーロッパに対する基本的な姿勢[3)]

第二次世界大戦中の挙国一致内閣、そして 1950 年以降の戦後間もない復興期の重要な時期において首相を務めたチャーチルは、ヨーロッパの復興を重要視していた。その思考の根本は、戦時中（1942 年 10 月 21 日）における、当時の外相イーデンへの次の発言からも伺える。

‘I must admit that my thoughts rest primarily in Europe - the revival of the glory of Europe, the parent continent of the modern nations and cvilisation. It would be a mesureless disaster if Russian barbarism overlaid the culture and independence of the ancient States of Europe. Hard as it is to say now, I trust that the European family may act unitedly as one under a Council of Europe. I look forward to a United States of Eurpe in which the barriers between the nations will be greatly minimised and unrestricted travel will be possible. I hope to see the economy of Europe studuied as a whole. I hope to see a Council consisting of perhaps ten units, including the former Great Powers, with several confederations - Scandinavian, Danubian, Balkan, etc. - which would possess an international police and be charged with keeping Prussia disarmed. Of course we shall have to work with the Americans in many ways, and in the great ways, but Europe is our prime care, and …’ [4)](下線は筆者が付したもの[1])

チャーチル首相は外交関係において、ロシアを脅威に感じつつ、ヨーロッパを中心に考え、欧州審議会（a Council of Europe）や、国家間の障壁が可能な限り最小化され、制限のない人の移動が可能となるヨーロッパ合衆国（United States of Europe）の構想など、現在の EU に繋がるような考えを持っていたことが分かる。一方でドイツの非武装は譲れないところであり、米国との連携も必須であると説いている。

また、チャーチルのこの外交の基本的考え方は、1947 年 5 月 14 日の「連合ヨーロッパ」演説[5)]に受け継がれ、より具体的な形をとる。

この演説によれば、

‘United Europe will form one major regional entity. There is the United States with all its dependencies; there is the Soviet Union; there is British Empire and Commonwealth; and there is Europe, with Great Britain is profoundly blended. Here are the four main pillars of the World Temple of Peace’

すなわち、世界平和のため神殿の中心となる柱は、まず①アメリカ合衆国、次に②ソ連、そして③イギリス帝国と英連邦諸国、最後に④ヨーロッパであるとし、さらにヨーロッパでのイギリスの立ち位置については、ヨーロッパと共に(with)いる存在であり、深く混じっている（profoundly blended）と絶妙な表現をしている。

また、ヨーロッパにおけるイギリスの立ち位置については、具体的に以下の通り、

‘the idea of United Europe, in which our country will play a decisive part, as a moral, cultural and spiritual conception to which all can rally without being

[1] 本稿においてスピーチ等の引用に下線が引いてある場合は、全て筆者が便宜的に付したものである。

disturbed by divergencies about structure. …It is for us to lay the foundation, to create the atmosphere and give the driving impulsion.’

と述べており、連合ヨーロッパにおいては、道徳面、文化面、精神面といった部分においてイギリスが決定的な役割を果たすとし、中心であることを明言している。また、ヨーロッパの連帯がうまくいくかについては、

‘If European unity is to be made an effective reality before it is too late, the wholehearted efforts both of France and Britain will be needed from the outset. They must go forward hand in hand they must in fact be founder-partners in this movoment. ’

と、フランスとイギリスとが心血を注いだ努力を行うことが必要だと述べている。一方で、

‘The central and almost the most serious problem which glares upon the Europe of to-day is the future of Germany. Without a solution of this problem, there can be no United Europe. Except within the framework and against the background of a United Europe this problem is incapable of solution.’

すなわち、今日のヨーロッパにおいて最大の問題はドイツの将来であり、この問題の解決なしに、連合ヨーロッパはなく、また、連合ヨーロッパの枠組みなしに、ドイツ問題は解決できないと述べている。このような連合ヨーロッパ演説におけるチャーチルの外交姿勢をイメージ図にしてみると以下のようになると思われる。

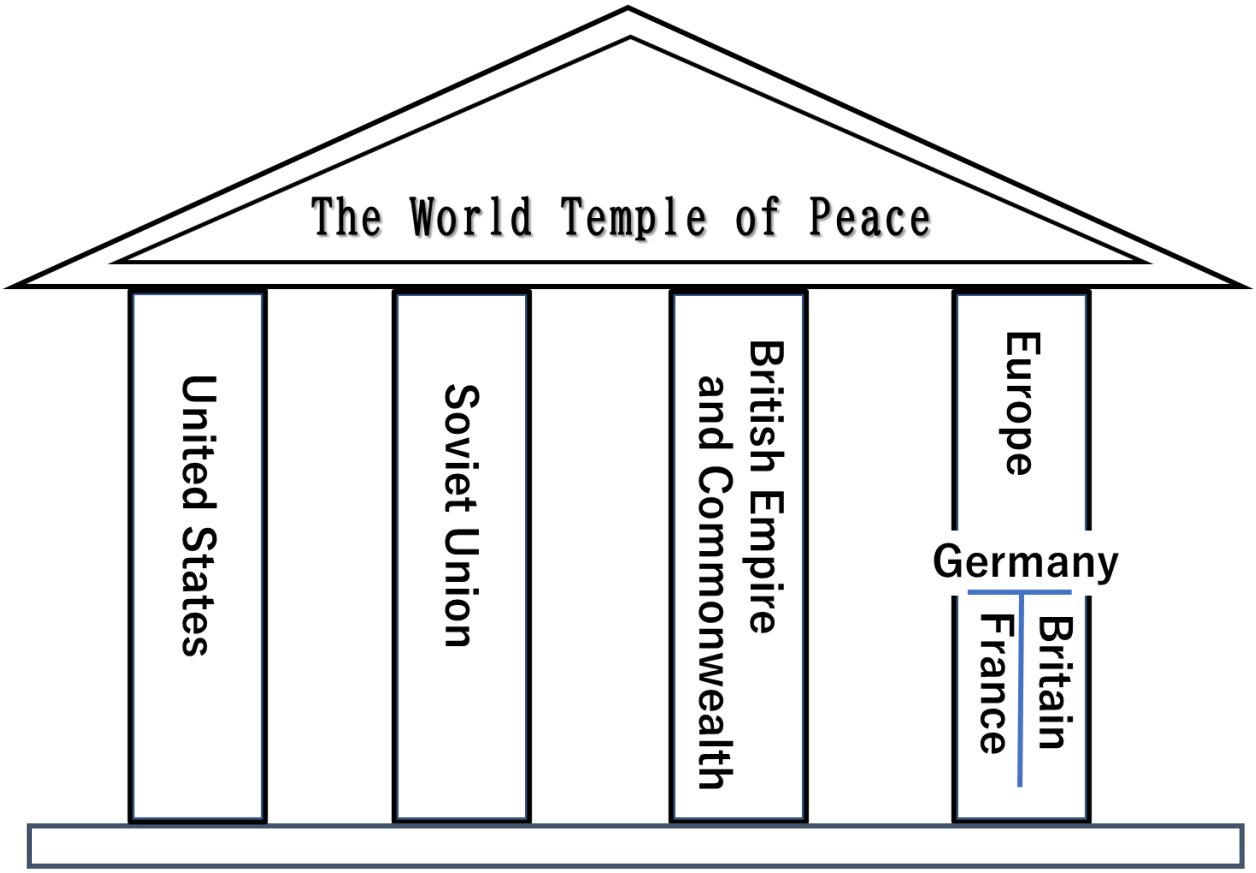

図 1 連合ヨーロッパ演説を基にしたチャーチルの外交姿勢のイメージ（筆者作成）

※3 つ目の柱と 4 つ目の柱にイギリスが入る形になっているが、3 つめの柱はコモンウェルスとセットで大きな柱の 1 つとして入る一方で、4 つ目ではヨーロッパという柱をフランスとともに支える形、特に、ヨーロッパの中で英仏と並んで大きな存在であるドイツを支

える形で描いている。ドイツが柱からはみ出しているのは、当時東西ドイツに分かれている状態であり、世界政治においてヨーロッパという枠からは少しはみ出すような大きな存在であったことをイメージしている。

このチャーチルの外交姿勢は、「3つのサークル」として昇華し、その後のイギリスの外交方針に大きな影響を与えていく。[6)7)]1948年10月9日の保守党の党大会の演説[8)]によれば、

‘The first circle for us is naturally the Britsh Commonwealth and Empire, with all that that comprises. Then there is also the English-speaking world in which we, Canada, and the other British Dominions and the United States play so much important a part. And finally there is United Europe. These three majestic circles are co-existent and if they are linked together there is no force or combination which could overthrow them or even challenge them.

Now if you think of the three inter-linked circles you will see that we are the only country which has a great part in every one of them. We stand, in fact, at the very point of junction, and here in this Island at the centre of the seaways and perhaps of the airways also, we have the opportunity of joining them all together. If we rise to the occasion in the years that are to come it may be found that once again we hold the key to opening a safe and happy future to humanity, and will gain for ourselves gratitude and fame.

このように第1のサークルとしてコモンウェルス諸国、第2のサークルとして米国を中心とした英語圏諸国、第3のサークルとして連合ヨーロッパが存在し、イギリスはその全てに属し、かつ、その3つが交叉する点に位置する、すなわちイギリスが3つのサークルの中心であると考えていた。この頃のイギリスの考え方は、当時のコモンウェルス諸国との経済的結びつきの強さ、米国との経済、安全保障における関係が大きな影響を与えていたのではないかと考えられる。まず、コモンウェルス諸国との関係では、イギリスは大戦後まもないこの時期、特恵関税制度の下、同諸国に対して経済的に大きく依存していた。以下の図のように、1950年代においてコモンウェルスは輸出入の両方において約40%のシェアを占めており、イギリスにとって非常に大きな市場として存在していたため、ヨーロッパにおける経済統合の動きに乗るよりも、コモンウェルスとの経済関係の維持に重きをおいていたと思われる。

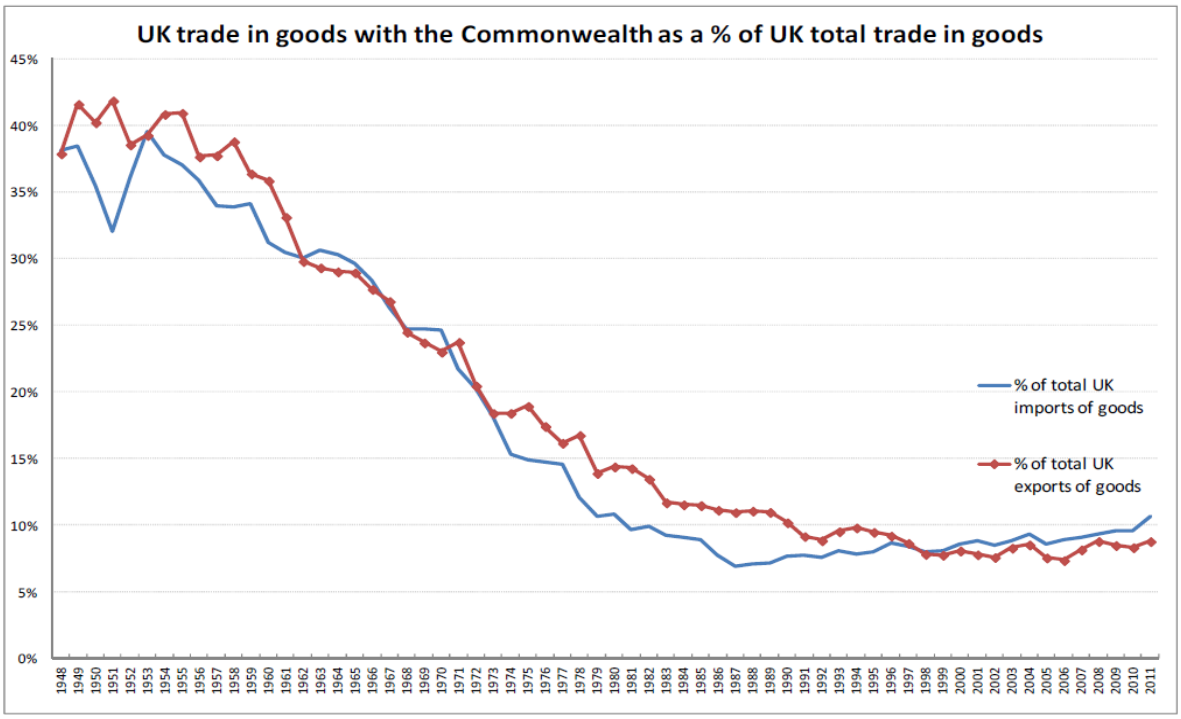

図 2[9]イギリスとコモンウェルス諸国との貿易状況　出典:UK-Commonwealth trade statistics, House of Commons Library

UK trade in goods with the Commonwealth

$million

	Imports	Exports	Balance	As % of UK total Imports	As % of UK total Exports		Imports	Exports	Balance	As % of UK total Imports	As % of UK total Exports
1948	3,104	2,397	-707	38.1%	37.9%	1980	12,506	15,856	3,350	10.8%	14.4%
1949	3,174	2,714	-460	38.4%	41.6%	1981	9,908	14,605	4,698	9.7%	14.3%
1950	2,502	2,434	-69	35.4%	40.2%	1982	9,833	13,075	3,241	9.9%	13.5%
1951	3,339	3,016	-323	32.1%	41.9%	1983	9,222	10,733	1,511	9.2%	11.7%
1952	3,384	2,789	-595	36.1%	38.6%	1984	9,470	10,857	1,387	9.0%	11.6%
1953	3,597	2,815	-783	39.6%	39.3%	1985	9,679	11,651	1,971	8.9%	11.5%
1954	3,375	2,976	-399	37.7%	40.8%	1986	9,788	11,942	2,154	7.7%	11.2%
1955	3,781	3,245	-536	37.0%	40.9%	1987	10,719	14,412	3,693	6.9%	11.0%
1956	3,669	3,281	-388	35.9%	37.7%	1988	13,474	16,205	2,731	7.1%	11.1%
1957	3,676	3,440	-236	33.9%	37.7%	1989	14,294	16,978	2,685	7.2%	11.0%
1958	3,506	3,565	59	33.9%	38.8%	1990	17,067	18,915	1,847	7.7%	10.2%
1959	3,756	3,510	-247	34.1%	36.4%	1991	16,186	16,990	804	7.7%	9.2%
1960	3,916	3,707	-209	31.2%	35.9%	1992	16,843	16,865	22	7.6%	8.9%
1961	3,738	3,576	-162	30.4%	33.1%	1993	16,534	17,199	665	8.0%	9.5%
1962	3,765	3,305	-461	30.0%	29.8%	1994	17,766	20,049	2,284	7.9%	9.8%
1963	4,140	3,501	-639	30.6%	29.3%	1995	20,887	22,730	1,844	8.0%	9.5%
1964	4,770	3,633	-1,137	30.3%	29.0%	1996	24,489	23,806	-682	8.6%	9.2%
1965	4,730	3,886	-845	29.7%	29.0%	1997	25,414	24,233	-1,181	8.4%	8.7%
1966	4,719	4,052	-667	28.4%	27.7%	1998	24,794	21,041	-3,754	8.0%	7.8%
1967	4,654	3,847	-807	26.3%	26.8%	1999	25,857	20,969	-4,888	8.1%	7.8%
1968	4,690	3,760	-930	24.7%	24.5%	2000	28,611	22,914	-5,697	8.5%	8.1%
1969	4,932	4,152	-780	24.7%	23.7%	2001	28,410	20,985	-7,425	8.8%	7.8%
1970	5,351	4,453	-899	24.6%	23.0%	2002	28,620	20,988	-7,632	8.5%	7.6%
1971	5,287	5,374	87	21.8%	23.7%	2003	33,969	25,417	-8,552	8.9%	8.3%
1972	5,701	5,063	-638	20.2%	20.5%	2004	42,387	29,247	-13,140	9.4%	8.6%
1973	7,131	5,712	-1,419	18.1%	18.4%	2005	44,635	29,942	-14,693	8.6%	7.6%
1974	8,432	7,254	-1,179	15.3%	18.4%	2006	54,587	33,456	-21,131	8.9%	7.4%
1975	8,071	8,437	366	14.9%	18.9%	2007	58,246	36,328	-21,918	9.1%	8.2%
1976	8,251	7,930	-321	14.8%	17.4%	2008	61,315	41,644	-19,672	9.3%	8.8%
1977	9,223	9,039	-184	14.6%	16.2%	2009	49,707	30,218	-19,490	9.6%	8.5%
1978	9,155	11,377	2,222	12.1%	16.8%	2010	54,581	32,036	-22,544	9.6%	8.3%
1979	10,650	12,013	1,362	10.7%	13.9%	2011	68,089	40,797	-27,292	10.6%	8.8%

Source: Based on IMF, *DOTS* via ESDS

表 1[10]　イギリスとコモンウェルス諸国との貿易状況（各年の数値を表にしたもの）　出典：House of Commons Library

一方、この時期、米国への経済的な依存も大きかった。第二次大戦後の復興期においてヨーロッパ諸国は巨額財政赤字の中でいかに復興を進めるか悩んでいたが、これを脱するきっかけを作ったのが他ならぬマーシャル・プラン[11)]による米国からの援助だった。イギリスも同プランにより約 27 億ドルの援助を米国から受けており、同じく援助を受ける側の立場にあるヨーロッパ諸国との経済的関係の構築よりも、米国との関係に重きをおくという考え方だったと思われる。

また、安全保障面においても、この時期、イギリスにとっての米国の存在感は大きくなった。イギリスは、戦後間もない時期、世界における米国、ソ連に対する第三勢力としての西欧同盟(Western Europan Union: WEU)の設立を主導したが、米国中心の枠組みである北大西洋条約機構（North Atrantic Treaty Organization:NATO）の設立に自ら尽力し、1949 年に NATO が設立されてからは、西欧同盟よりも、NATO を軸とした米英の大西洋同盟を重視するようになる。

一方で、3 つ目のサークルであるヨーロッパとの関係について具体的にどのように考えるかというと、チャーチルはシューマンプランについての 1951 年 11 月 29 日のメモ(a minute)において次のように書いている。

‘Our attitude towards further economic developments on the Schuman lines resembles that which we adopt about the European Army. We help, we dedicate, we play a part, but we are not merged with and do not forfeit our insular or Commonwealth character.... It is only when plans for uniting Europe take a federal form that we ourselves cannot take part, because we cannot subordinate ourselves or the control of British policy to federal authorities.’[12)]

また、1953 年の House of Commons における外交問題に関する質疑[13)]において

‘We are not members of the European Defence Community, nor do we intend to be merged in a Federal European system. We feel we have a special relation to both. This can be expressed by prepositions, by the preposition ‘with’ but not ‘of’ – we are with them, but not of them.’[14)]

と述べている。

すなわち、ヨーロッパ統合には賛成であっても、チャーチルのいう統合は、主権の委譲を伴うような連邦制のような統合体ではなく、国家間の緩い協力体の域を出るものではなかった。また、あくまでイギリスは（立ち位置として）ヨーロッパと共に（with）あるのであり、ヨーロッパの中にある（of）のではないという考え方であった。(分かりにくい表現だが、ヨーロッパの一員であることは認めるが、独立した存在でもあるということを言いたいのだと思われる。）事実、後のヨーロッパ統合への大きな動きとなるシューマン・プランについても結局参加しなかったし、安全保障分野、政治分野における統合に対しても上述のように否定的であった。

以上のように、第二次大戦後のヨーロッパの復興期においては、経済の観点が重要視されており、3 つのサークルにおいては、経済的な結びつきの深いコモンウェルス諸国が第 1 位のサークル、次に米国、イギリスと同じく経済復興期にあったヨーロッパは第 3 位の位置づけだったと思われ、3 つのサークルの関係は以下の図のようだったと思われる。

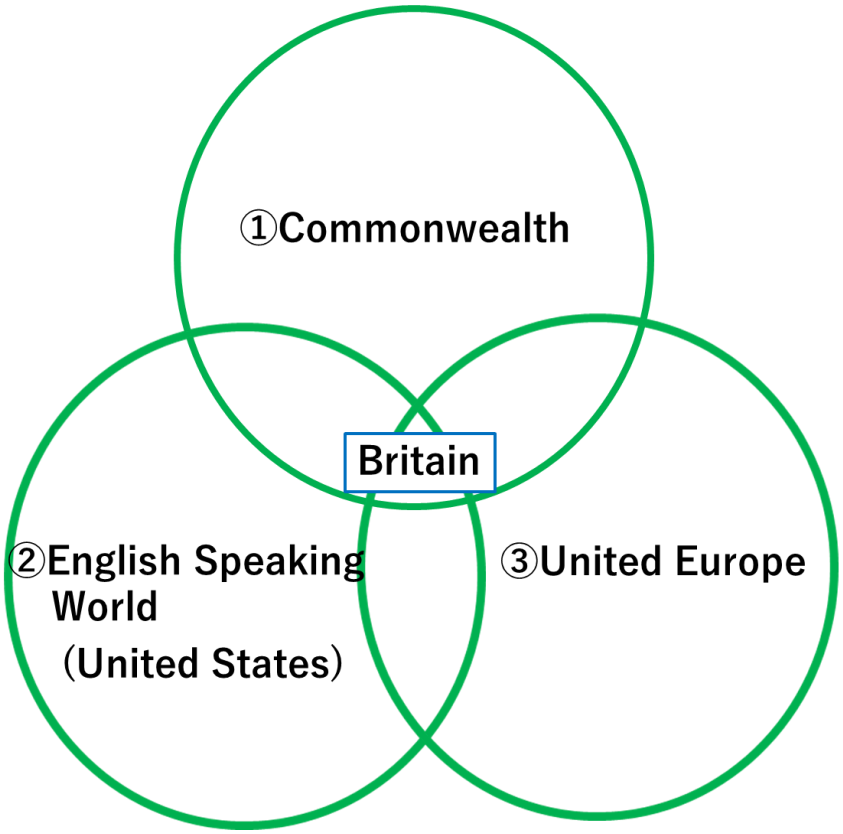

図 3 チャーチル首相の時代の 3 つのサークル（筆者作成）
※付した番号は演説から分かる政策の優先順位。この当時は各サークルとも同じ大きさ、つまり基本的な重要性は 3 つとも一緒でバランスがとれており、優先順位だけの違い、また、そのバランスの中心にいたのがイギリスであったのではというイメージで描いている。

3. EEC 加盟前、加盟当初におけるイギリスのヨーロッパに対する考え方

戦後の復興期を経て、ヨーロッパは統合に向かって進んでいく。EEC が徐々に存在感を増すにつれ、イギリスはヨーロッパ諸国との関係を今まで以上に意識せざるを得なくなった。そしてそれは、EEC へ加盟するか否かという形で表出していく。イギリスの EEC (EC) 加盟は後のヨーロッパとの関係について考察する上で、一つの大きな節目となることから、この時期のイギリスとヨーロッパとの関係について概観していくこととしたい。

3.1 1回目のチャレンジ

2.で説明したような考え方（統合には賛成、主権は委譲しない）の中で、イギリスは、今日の EU の出発点となる 1957 年のローマ条約調印時には、その枠組みに参加することなく、アウターとして、EEC がスタートすることとなる。

一方、ヨーロッパ統合には、自らの決断として不参加を選んだものの、統合の流れはイギリスにとっては脅威であった。EEC のアウターとしてイギリスは欧州自由貿易連合（European Free Trade Association:EFTA）の設立を主導し、1960 年 EFTA が発足する。これは EEC が拡大し他のヨーロッパ諸国を吸収して増大していくことを恐れ、EEC のアウターの 7 カ国での経済連携を樹立することで、EEC のインナー6 カ国との橋渡しをイギリスが果たすことにより、経済統合による主導権をイギリスに取り戻そう、ないし、握ろうとしたものと考えられる。

しかし、そのような動きを見せつつも、目前で進んでいくヨーロッパ統合、特に経済統合の動きは無視できないものとなっており、経済的不利益を回避する観点から、保守党マクミラン政権において EEC に対し、1961 年 8 月 10 日、ついに加盟申請を行うに至る。これは戦後イギリスのヨーロッパ政策における大きな転換点となるべき出来事だった。

しかしながら、この第 1 回目の加盟申請は、3 つのサークルにおける軸足の比重を変えたことを意味するのかというと、まだ実はそうではなく、他の軸足、特にコモンウェルス諸国との関係で言えば、その重要性を維持したままの判断であった。加盟申請はコモンウェルス特恵制度を維持したままのものであった上に、加盟申請の前に、コモンウェルス諸国と事前協議を行い、これら諸国と国内農家の利益に配慮した条件付きの加盟申請であった。また、米国との関係を重要視するイギリスの姿勢が変わった訳でもなかった。

上記のイギリスの考え方を確認するため、一例として、以下にマクミラン首相 1971 年 7 月 31 日に EEC に関し行ったスピーチ[15)]を以下で概観すると、まず、

“I believe that it is both our duty and our interest to contribute towards that strength by securing the closest possible unity within Europe. At the same time, if a closer relationship between the United Kingdom and the countries of the European Economic Community were to disrupt the long-standing and historic ties between the United Kingdom and the other nations of the Commonwealth the loss would be greater than the gain. The Commonwealth is a great source of stability and strength both to Western Europe and to the world as a whole, and I am sure that its value is fully appreciated by the member Governments of the European Economic Community. I do not

think that Britain's contribution to the Commonwealth will be reduced if Europe unites. On the contrary, I think that its value will be enhanced."

とスピーチの冒頭部分では、ヨーロッパの中で可能な限り最も密接な連帯を維持することによって、(自由を求める)強さに貢献することがイギリスの義務と利益であると、ヨーロッパとの連帯が重要である旨述べている。その上で、EEC への加盟申請にあたっては、イギリスとコモンウェルス諸国との長期的かつ歴史的な関係を重視していること、それだけでなく、コモンウェルス諸国は西ヨーロッパと世界全体に安定と強さをもたらす偉大な存在であるとまで述べており、EEC 加盟にあたって、コモンウェルスの存在をないがしろにしていない点を強調している。それは、続く下線においてヨーロッパが連帯すること(ここではイギリスが EEC に加盟すること)でイギリスのコモンウェルスに対する貢献が下がることはないこと、それどころか、コモンウェルスの価値は高められると述べて、さらに強調されている。イギリスのコモンウェルス諸国に対する気遣いが非常に良く伝わってくる。

"No British Government could join the European Economic Community without prior negotiation with a view to meeting the needs of the Commonwealth countries, of our European Free Trade Association partners, and of British agriculture consistently with the broad principles and purpose which have inspired the concept of European unity and which are embodied in the Rome Treaty."

スピーチの続く部分では、EEC への加盟がコモンウェルス諸国のニーズに合うようにするために、同諸国との事前交渉が大前提であること、また、イギリスの農業についても同様に考えていたことが分かる。そしてスピーチの最後においても、

"No agreement will be entered into until it has been approved by the House after full consultation with other Commonwealth countries by whatever procedure they may generally agree."

とコモンウェルス諸国との交渉における完全合意が大前提であると述べ、コモンウェルス諸国に対しての最大限の配慮を行っている。

このような外交方針の下、EEC 加盟申請を行ったイギリスであったが、一方でこのようなイギリスの政治・経済における姿勢は、フランスのド・ゴール大統領によって問題視され、加盟申請はド・ゴール大統領によって拒否されることになる。EEC を通じてヨーロッパ統合を主導していたフランスにとってコモンウェルス諸国、米国との特殊な関係を構築しているイギリスが入ってくることは好ましくなかった。

3.2 2 回目のチャレンジ

イギリスを問題児としてみるド・ゴールの在職中は加盟は望み薄だったにも拘わらず、1967 年 5 月、ウィルソン労働党政権下で、イギリスは 2 回目の加盟申請を試みる。ウィルソン政権の当初の中心的な課題は、危機的な経済状況への対応であり、EEC への加盟申請ではなかったが、この加盟申請は、自国の利益を優先して外交政策を進めていった結果、国際社会及びヨーロッパにおいて自国の国際的影響力がどんどん低下していくことを自覚したイギリスが、ヨーロッパとの関係を模索する上でとらざるを得なかった行動なのではないかと考えられる。第二次大戦後間もない頃は、世界における大国の一角を占めていたイギリスが、戦後 20 年経つに至り、もはやその位置から転落し、置いてきぼりを食い始めたことを自覚した動きではないかと考えられる。だが 2 度目の申請もドゴールによってあえなく拒否される。

ここでは、参考までに 1967 年の 5 月 2 日にウィルソン首相によりなされた EEC 加盟に関するスピーチ[16)]を概観する。

“As the House will recall, I stated on 10th November last that my right hon. Friend the Foreign Secretary and I would embark on ‘a series of discussions with each of the Heads of Government of the Six, for the purpose of establishing whether it appears likely that essential British and Commonwealth interests could be safeguarded if Britain were to accept the Treaty of Rome and join the E.E.C.’”

以上のように、まず冒頭において下線のように、イギリスとコモンウェルス諸国の基本的な利益(essential British and Commonwealth interests)と自国とコモンウェルス諸国を並列し、EEC 加盟判断におけるコモンウェルス諸国の重要性を示している。続いて

“First, there are the problems associated with the operation of the common agricultural policy of the Community – the problems of its potential effects on the cost of living and on the structure and well-being of British agriculture; problems of the budgetary and balance of payments implications of its system of financing; and certain Commonwealth problems with which I will deal in a moment.”

と述べ、EEC 加盟の際の大きな論点として共通農業政策(CAP)があること、その理由として、イギリスの農業の構造と健全性に影響を与える可能性があること、CAP の予算と支出の問題があること、コモンウェルス諸国との関係で問題があることを指摘している。[17)18)19)20)]そして、まずイギリスの農業との関係では、

“As I have already made clear publicly, we must be realistic and recognise that the Community's agricultural policy is an integral part of the Community; we must come to terms with it. But the Government recognise that this policy would involve far-reaching changes in the structure of British agriculture. This will require suitable arrangements, including an adequate transitional period, to enable the necessary adjustments to be made.”

“It is also the Government's view that the financial arrangements which have been devised to meet the requirements of the Community's agricultural policy as it exists today would, if applied to Britain as they now stand, involve an inequitable sharing of the financial cost and impose on our balance of payments an additional burden which we should not in fairness be asked to carry.”

と述べ、EEC に加盟するからには、CAP の条件に従わなければならないこと、それはイギリスの農業構造に大きな変化をもたらす可能性があることを指摘し、また続けて、

“There are also highly important Commonwealth interests, mainly in the field of agriculture, for which it is our duty to seek safeguards in the negotiations. These include, in particular, the special problems of New Zealand and of Commonwealth sugar-producing countries, whose needs are at present safeguarded by the Commonwealth Sugar Agreement. We have, as the House knows, been in touch with all our Commonwealth partners, and will make special arrangements to keep in close consultation with them, as with our E.F.T.A. partners, throughout the negotiations.”

と述べ、コモンウェルス諸国との関係で農業分野の問題が最も重要な利害のある問題であることを指摘し、具体的にはニュージーランドとの関係、また、コモンウェルスの砂糖生産国との関係で問題があることを指摘している。その一方で、EEC 加盟のメリットとして、

“But all of us are aware of the long-term potential for Europe, and, therefore, for Britain, of the creation of a single market of approaching 300 million people, with all the scope and incentive which this will provide for British industry, and of the enormous possibilities which an integrated strategy for technology, on a truly Continental scale, can create. I am glad to say that my right hon. Friend and I found that this concept has made a great impact throughout Europe.”

と述べ、まず3億人近くの単一市場の創出は長期的な観点からイギリスにとって非常に大きなメリットがある点を指摘している。さらに、スピーチにおいてはEEC加盟のメリットについて、経済的なメリットだけでなく、

“But whatever the economic arguments, the House will realise that, as I have repeatedly made clear, the Government’s purpose derives, above all, from our recognition that Europe is now faced with the opportunity of a great move forward in political unity and that we can - and indeed must - play our full part in it.”

と、EECの政治的な連帯組織として動き出している点に着目し、ヨーロッパの中において政治面でも中心的な役割を果たすという観点からもEECの加盟にメリットがある点を指摘している。

イギリスは自国の農業、コモンウェルス諸国の農産品との関係でEEC加盟は困難を伴うことは承知していたものの、共同市場への参加、政治面での存在感の復活など、それを上回るメリットを意識していたことが分かる。

3.3 3度目の正直、しかし

イギリスの加盟申請は、結局ド・ゴール退任後、保守党のヒース政権下で、1973年に認められる。しかしながら、前述の通り、この時点においては、イギリスは従来の「3つのサークル」の軸足の比重を変えた訳ではなく、自国の国際社会における影響力低下を認識した上での決断であったため、加盟後も、「気の進まないヨーロッパ人」として、イギリスのヨーロッパ政策は揺れを見せていく。

3度目の正直でEC[2]に加盟したが、イギリスは、今度はインナーとしての立場から3つのサークルのうち、ヨーロッパと米国の間の比重で悩むことになる。1973年の加盟に先立つ1968年、イギリスはスエズ以東からの軍の撤退を決定した。これは大英帝国をこれまで通り維持できないとの判断をしたものであるが、これは3つのサークルのうち、コモンウェルスの軸足が自ずと軽くなることを意味しており、残り2つのサークルのバランスという外交問題に直面することになる。ただし、これは3つのサークルのバランス中での米国の比重が軽くなることは意味してはいなかった。イギリスにとってのEC加盟は、米国との関係との強化のためにも必要と考えられていたからである。ヒースはECに加盟しその中でリーダーシップを発揮することで、アメリカへの影響力確保を図ろうと考えていたと思われ、２つのバランスといってもあくまで、

[2] イギリスの1961年8月の第1回加盟申請時、1967年5月の第2回加盟申請時、欧州経済共同体（European Economic Community: EEC）、欧州石炭鉄鋼共同体（European Coal and Steam Community: ECSC）、欧州原子力共同体（European Atomic Energy Community: EURATOM）の3つの組織はそれぞれ独立した機関として存在していたため、イギリスの加盟申請はEECに対して行われたものであったが、ブリュッセル条約の発効により、1967年7月1日以降は組織体制が統一され、欧州共同体（European Communities: EC）となったため、本稿においては3度目の加盟申請時以降の記述においては、ECという表記を用いることとした。

米国の比重を変えない状態で、加盟国としてヨーロッパとのバランスをどのようにとるかという意識だったと考えられる。

ここでは、参考までに、1971 年 7 月 21 日のヒース首相の EEC 加盟に関するスピーチ[21)]を概観したい。

“I will now deal very briefly with the common agricultural policy. By 1961 that policy had not yet been fully formulated. Therefore, there would have been great advantage to us in becoming a member and helping in its formulation. By 1967 that policy was a fact of European life. Finally, the negotiations meant accepting the other Community institutions as they developed before we became full members, and this the Governments of 1961, 1967 and 1970 have also fully accepted.”

まず、上記のように述べており、1961 年に最初に EEC への加盟申請を決断した背景として、CAP がまだ完全に形成されておらず、その前に加盟し、政策形成に関与することが非常に有利だと考えていたことが明らかにされている。続けて、

“This was the situation when we started negotiations in June of last year. The Community had developed in its own way. Successive British Governments had reached the conclusion that, provided satisfactory arrangements could be made on certain major issues, the security, influence and prosperity of Britain would be better served by joining the Community as it had developed than by staying outside.”

と、セキュリティ、イギリスの影響力と繁栄の点で外部にいるよりも、EEC の加盟国となる方が有利であると考えていたことが述べられている。また続くスピーチでは、

“The first set of issues all related to the interests of our existing trading partners, notably the Commonwealth. It was necessary to ensure that they were able to make as easily as possible whatever adjustments might be necessary to take account of the changes in our trading arrangements which would result from our joining the Communities.”

と述べつつ、

“The interests of the Commonwealth in these respects have been a major concern for everyone. All British dependent territories, except Hong Kong and Gibraltar, will be offered association under Part IV of the Treaty of Rome, which I think practically the whole world agrees offers them tremendous advantages. Indeed, much of the rest of the world is envious of it, and some are critical because the advantages are so great. All independent Commonwealth developing countries - Africa, the Caribbean and the Pacific - except those in Asia, will also have the choice of association with the Community under a renewed Yaoundé Convention or of a separate trade agreement. The negotiations will begin in 1973 between all the existing and potential associates and the enlarged Community, of which we would be a member with our full rights.”

“The independent Asian Commonwealth countries will enjoy considerable benefits from the generalised preference scheme. We and the Community have said that it will be our continuing objective to expand and reinforce trading relations with these countries: […] On our contribution to the Budget, the Community has declared that if unacceptable situations should arise, “the very survival of the Community would demand that the institutions find equitable solutions.” On New Zealand, we have the

review procedure and the promise of continuing special arrangements for butter. On sugar, we have the Community's assurance of its firm purpose to safeguard the interests of the countries concerned. On capital movements, we have the provisions of Articles 108 and 109 of the Treaty of Rome. These safeguards have already been, and are being, used by some of the present members of the Community."

と述べ、コモンウェルス諸国の利害を考慮することが最優先事項であること、EEC 加盟により英領には非常に大きなメリットがあること、また、アフリカ、カリブ、太平洋にある独立したコモンウェルス諸国にも EEC との関係をどうするかの選択権があること、アジアの独立したコモンウェルス諸国も一般特恵関税システムからかなりのメリットを受けることになる旨指摘している。その一方で、

"But the argument runs beyond Europe. We are now seeing a dramatic and welcome renewal of contacts between the United States and China. At the same time, the United States and the Soviet Union are deep in conversations on nuclear matters which intimately affect the future of every citizen of this country and of Europe. We cannot be sure today about the outcome of either of these developments. What we can say is that they are, or should be, the concern of Europe."

と述べ、米中の関係が劇的に変化している状況、また核を巡る米ソの関係も改善されていく中で、これらの変化は、ヨーロッパにとっても大きな関心事である旨指摘しつつ、

"So the decision which we are called upon to take on this great matter in the autumn is not simply a decision about our own prosperity. It is not simply a decision whether to join a Community which offers us a chance to do more in the developing world. It is also a decision whether we should join with others in working out a European policy which would give Europe an effective voice in these overwhelming developments which vitally affect her future."

と述べ、米中、米ソの関係のような超大国同士の関係についてはヨーロッパにとっても重要な関心事であり、これらの関係に対しヨーロッパとして効果的に声を上げるためには、加盟国としてヨーロッパ政策に関与することが重要である旨指摘している。政治面での EEC が持つ影響力を考慮し、加盟国となることで、米国その他の国との関係に存在感を示していこうとしていたことが見て取れる。

3.4 国民投票、実はブレグジットの危機は過去にもあった？

保守党ヒース政権は３度目の正直で EC 加盟を果たしたものの、苦しくも加盟の年にオイルショックに見舞われ、その成果を示すこともできないまま総選挙で敗北する。結果として加盟後のイギリスの運営は、労働党が担うことになるが、それは奇しくも２度目の加盟申請を行ったウィルソン首相率いる労働党であった。

しかし、皮肉なことにウィルソン率いる労働党は総選挙のマニフェストにおいて保守党政権が獲得した条件での EC 加盟に反対し、再交渉を行う用意があるとしていたことから、ウィルソン政権は政権奪取直後の 1974 年 6 月から再交渉を始めることになる。さらに、EC 加盟に関する問題は、もはや政党間の対立を引き起こすだけでなく、政党内でも対立を引き起こす問題となっていたことから、労働党の結束を図りつつ、それと EC 加盟の両立を図る必要があった。ウィルソンはこの両立を達成するために、1975 年 1 月 23 日、EC に残留するか否かの国民投票を実施すると発表する。実はブレグジットの危機は 2016 年が初めてではなかった。当時労働

党内での加盟反対派が勢いを増している状況に鑑み、ウィルソンは、これを EC 加盟について望ましい条件で再交渉し、合意に至ったうえで、国民投票に諮り、賛同を得ることで一気に解決をしようとしたと思われる。1975 年 6 月 5 日に EC 加盟の是非を問う、イギリス憲政史上初の国民投票が行われた。この結果は、67.2%が EC 加盟に賛成、イギリス国民は残留を選択した。しかしながら、それでも深刻な党内対立は収まることなく、また、残留に関し国民投票まで行わなければならないイギリスが EC 内でリーダーシップを執ることができるはずがなく、EC 加盟、そこでのリーダーシップを通じて米国との影響力の確保を図るといった思惑は達成できなかった。[22)]

この時期のイギリスの外交方針は、当初は従来のものと変更がなかったと思われるが、徐々に EC の存在感、特に経済における存在感が無視できないものとなる一方で、コモンウェルス諸国の存在感が相対的に低下し、また、ヨーロッパにおける自国の存在感も低下していくなかで、EC に加盟することで自国の地位の復活を図ろうとしたと思われる。EC 加盟後は、加盟国の一員として EC の中でリーダーシップを発揮しつつ、そのような立場を利用することで米国との関係も強化しようと目論んだが（※この時の 3 つのサークルの関係のイメージ図については図 4 参照）、従来からの帝国意識が抜けない中ではこのような戦略もうまくいかず、また、不運にも加盟直後にオイルショックという世界レベルの問題が起き、国民が EC 加盟によるメリットをすぐに肌で感じることができなかった結果、EC 加盟の評価に国内でもブレが生ずる結果となり、政治面では党内分裂、そして国民投票まで実施しなければならなくなった。40 年も前の出来事であるが、今日のブレグジットの構図に似たものを感じたのは気のせいではないのではないか。

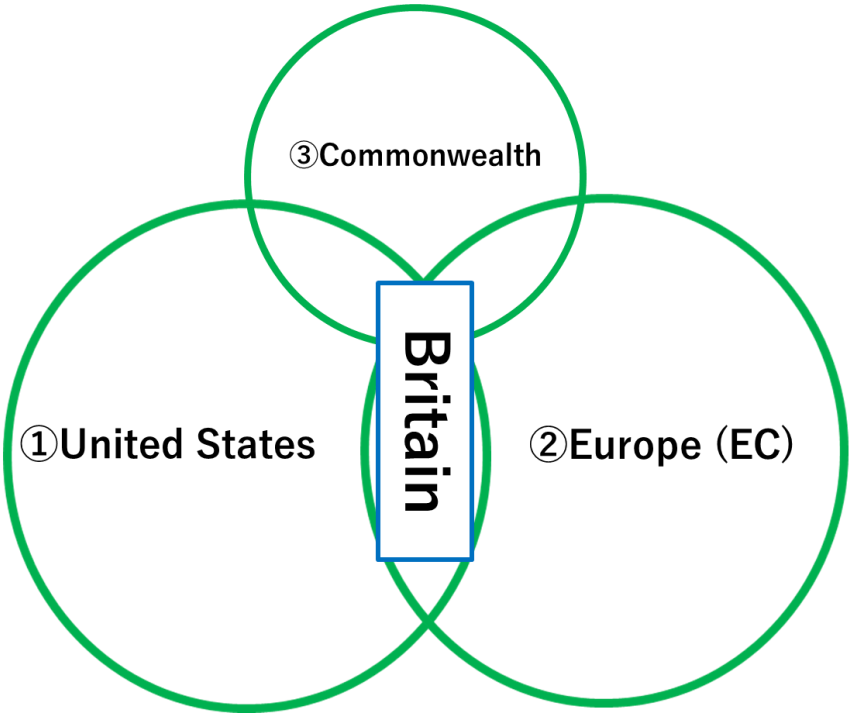

図 4 EC 加盟後の 3 つのサークル（筆者作成）

※先ほどの図 3 と比べるとまず、優先順位（番号）が違う点、また、サークルのうち、コモンウェルスの大きさを小さくしている。これはコモンウェルスの相対的重要性が小さくなったことをイメージしている。また、先ほどの図では、3 つのサークルのど真ん中にいた

イギリスを、米国とヨーロッパ（EC）のサークル寄りに描いている。政策判断のウェイトもこの両者の間でのバランスを考えて決定することが多くなったのではないかということを推測し、イギリスの位置も両者のサークルのところに寄せている。ただし、コモンウェルスについて考慮しなくなった訳ではないので、コモンウェルスのサークルにもイギリスの文字がかかるようにしている。

4. サッチャー首相の下でのイギリスの外交姿勢

オイルショックから続く国際的な経済不況の中でヨーロッパ統合も停滞していたが、経済通貨統合に関しては、ヨーロッパに新たな通貨安定圏を形成することを目指す欧州通貨制度（Europern Monetary System:EMS）構想が、1978 年 4 月のコペンハーゲンの欧州理事会でフランスのジスカール・デスタン大統領とドイツのシュミット首相によって提案された。EMS は翌 1979 年 3 月 13 日に設立されたが、こうしたヨーロッパ統合を進めようとする動きの中でもイギリスは独自の対応をとった。キャラハン政権は EC 加盟国の中で一国だけ EMS の重要な構成部分である為替相場メカニズム（Exchange Rate Mechanism:ERM）に参加しないという選択をした。イギリスは統合ヨーロッパの一員でありながらもここでも「気の進まないヨーロッパ人」という姿勢を見せた。その一方でキャラハン政権の下、この時期のイギリスは深刻な不況に苦しみ続け、ポンドの下落が止まらない状況下で国際通貨基金（ＩＭＦ）から融資を受けるところまで陥った。その中で、賃上げ等の労働問題の課題の解決もできなかったため、1979 年 5 月の総選挙で労働党は敗北、保守党のマーガレット・サッチャーが首相となる。

1980 年代のイギリスとヨーロッパを考察する際、マーガレット・サッチャー首相を抜きにして語るのは難しい。サッチャー首相はドロール EC 委員長と欧州統合について火花を散らす一方で、市場に関する統合については推進し、単一欧州議定書の締結にも賛成し、ヨーロッパ統合の再活性化に寄与する。サッチャーは、EC に対するその対決的な手法により「欧州懐疑派」という統合反対勢力をイギリスにおいて大きく伸長させた。そういった意味で、サッチャー首相の時代は、ブレグジットに至るまでのイギリスとヨーロッパの基本的な関係を形成した時期だったと捉えることができる。そこでここではサッチャー首相の時代を辿ることとする。

4.1 サッチャー首相の下、 EC の中で暴れるイギリス[23)24)25)26)27)]

1979 年に首相に就任する以前のサッチャーは決して反 EC の政治家ではなかったと言われている。EC 加盟を実現したヒース政権においては教育科学相を務めており、むしろ EC 加盟に賛成であった。ヒース内閣は 1974 年の総選挙により敗北し、労働党に政権を譲り渡すことになるが、1975 年 2 月 11 日、野党となった保守党において、ヨーロッパの主要国で初めての女性党首としてサッチャーが就任する。1975 年 6 月に労働党ウィルソン政権下で、史上 1 回目のブレグジット国民投票が行われた際には、サッチャーは野党党首であったが、国民投票のキャンペーンでは EC の加盟国の国旗が編み込まれたセーターを着て残留キャンペーンを支援したという有名なエピソードもあり、ここからも分かるように、EC の加盟国であることについては肯定的であったと考えられる。

しかしながら、このような親 EC の姿勢は、首相就任後なりを潜めていく。サッチャー首相は在職期間を通じて EC 及び加盟国とは様々な面で衝突を繰り返していくが、就任直後の 1975 年からの 5 年間で一番大きかった問題は、EC への拠出金問題である。当時サッチャー首相自ら「私たちのお金を返して（‘We want our money back’）」キャンペーンを展開し、これは EC 加盟国全体を巻き込んだ大きな騒動となり、後の EC 及び EC 加盟国との間に大きな溝を作る出来事となった。

イギリスの EC 加盟当時においては、EC 予算の大半にあたる約 8 割が共通農業政策（Common Agricultural Policy: CAP）に充てられていた。これは、EC の中心メンバーであるフランスが農業国であることが背景にあると言われており、フランスは手厚い補助金で自国農業を補助し

ていたが、自国だけで賄えないような状況に陥ったため、CAP というシステムの確立により、フランスに EC から補助金が回ってくるようにすることで状況を打開しようと考えていたとも言われている。一説には、先述のド・ゴール大統領によるイギリス加盟申請の 2 回にわたる否決の 1 つの原因には、ド・ゴールが、CAP のシステムの確立前にイギリスを加盟させたくなかった（イギリスに反対されるのは目に見えていた）ためではないかと言われている。イギリスは、オーストラリア、カナダ、南アフリカといったコモンウェルス諸国から低価格で農産品を輸入する一方で、農業に割く必要がなくなった労働力を工業に回していたと思われるが、この時期にはイギリスの貿易額全体に占めるコモンウェルス諸国の相対的な比率はだいぶ低下したものの（10%台）、一方で農業を輸入に任せ、工業に力を入れるというイギリスの産業モデル構造は確立していたため、CAP により農業への支出に重点が置かれた EC の予算の配分においては、1973 年の加盟当初から不利な立場に置かれることになっており、これが、サッチャー首相の‘We want our money back’キャンペーンの原因となったと考えられる。サッチャーが首相に就任した 1979 年時点でのイギリスの分担金は以下の表 2 にもあるように純拠出額で約 10 億ポンドにものぼっていた。当時の EC 加盟国の拠出額、予算の配分の記録[28]によれば、イギリスの 1979 年の調整前の拠出金は約 13 億 ECU(European Currency Unit:欧州通貨単位)[3]、農業補助金のメインとなる EAGGF （European Agricultural Guidance and Guarantee Fund:共通農業指導保証基金）の総額は約 9.9 億 ECU である一方で、フランスの拠出金は約 17 億 ECU、EAGGF は約 23.5 億 ECU であり、フランスが多額の農業補助金を受け取り、イギリスとの関係で著しく不均衡が生じているのが分かる。かくして拠出金問題は、サッチャー政権下における対 EC での最優先課題となった。

[3] ECU は 1979 年 3 月 31 日から 1998 年 12 月 31 日までの間ユーロ導入のために EC・EU で導入されたバスケット通貨。1999 年 1 月 1 日からは 1ECU＝1 ユーロとなりユーロにとって代わられた。

UK public sector net contributions to the EU/EC Budget 1973-2019
£ million, cash

	Gross contribution before rebate	Negotiated refunds	Rebate	Gross contribution (after rebate and refunds)	Public sector Receipts	Net Contribution
1973	181			181	79	102
1974	181			181	150	31
1975	342			342	398	-56
1976	463			463	296	167
1977	737			737	368	369
1978	1,348			1,348	526	822
1979	1,606			1,606	659	947
1980	1,767	98		1,669	963	706
1981	2,174	693		1,481	1,084	397
1982	2,863	1,019		1,844	1,238	606
1983	2,976	807		2,169	1,522	647
1984	3,204	528		2,676	2,020	656
1985	3,940	61	166	3,713	1,905	1,808
1986	4,493		1,701	2,792	2,220	572
1987	5,202		1,153	4,049	2,328	1,721
1988	5,138		1,594	3,544	2,182	1,362
1989	5,585		1,154	4,431	2,116	2,315
1990	6,355		1,697	4,658	2,183	2,475
1991	5,807		2,497	3,309	2,765	544
1992	6,738		1,881	4,857	2,827	2,030
1993	7,985		2,539	5,446	3,291	2,155
1994	7,189		1,726	5,463	3,253	2,211
1995	8,889		1,207	7,682	3,665	4,017
1996	9,133		2,412	6,721	4,373	2,348
1997	7,991		1,733	6,258	4,661	1,597
1998	10,090		1,378	8,712	4,115	4,597
1999	10,287		3,171	7,117	3,479	3,638
2000	10,517		2,085	8,433	4,241	4,192
2001	9,379		4,560	4,819	3,430	1,389
2002	9,439		3,099	6,340	3,201	3,139
2003	10,966		3,559	7,407	3,728	3,679
2004	10,895		3,593	7,302	4,294	3,008
2005	12,567		3,656	8,911	5,329	3,582
2006	12,426		3,569	8,857	4,948	3,909
2007	12,456		3,523	8,933	4,332	4,601
2008	12,653		4,862	7,791	4,497	3,294
2009	14,129		5,392	8,737	4,401	4,336
2010	15,196		3,047	12,150	4,768	7,382
2011	15,356		3,143	12,213	4,132	8,082
2012	15,745		3,110	12,635	4,169	8,467
2013	18,135		3,674	14,461	3,996	10,465
2014	18,778		4,416	14,362	4,583	9,779
2015	19,560		4,914	14,646	3,883	10,763
2016	16,996		3,878	13,118	3,492	9,626
2017	18,624		5,633	12,991	4,084	8,909
2018	17,444		4,247	13,197	4,273	8,925
2019	18,944		4,516	14,428	4,988	9,442

表 2[29] イギリスの EU への拠出額　出典：House of Commons Library　※表の記載は実際の拠出・返還額であり、当時の合意内容そのものとは数値が異なる。

サッチャーはこの拠出金問題に関して、欧州理事会（European Council）において強行に主張を続け、その成果として 1980-81 年の 2 年で 15 億 7000 万ポンド、1983 年には 4 億 4000 万ポンドの払い戻しを勝ち取った。しかし、サッチャーはイギリスへの還付を恒久化することを求めたため、この問題は最終的に、1984 年のフォンテーヌブロー欧州理事会で決着するまで揉め続けた。フォンテーヌブロー欧州理事会では、1985 年にイギリスに対し約 6 億ポンドの払い戻し、1985 年以降はイギリスの分担金とイギリスへの割り当て予算の差額の約 66%（3 分の 2）が自動的に払い戻されることが合意された[30]。このような形で決着はみたものの、5 年にもわたる EC 及び EC 加盟国、特にフランスとの対立は、EC 統合の深化を遅らせる一因となったため、EC におけるイギリス外しの流れを強くした。一方で、イギリス国内においては、反欧、反仏の流れを強くすることにつながった。

では、フォンテーヌブロー欧州理事会での合意はサッチャーにとってどのような意味を持っていたのだろうか。サッチャー首相は帰国後の議会において、フォンテーヌブローの欧州理事会の結果報告を行っているが、そこから分担金問題についてどう考えていたのかについて見て取ることができる。1984 年 6 月 27 日の議会への報告[31]によれば、

‘The outcome of the Council is good for Britain and good for the Community. It will result in Britain’s paying for the foreseeable future lower contributions than would have been due under existing arrangements with the 1 per cent. VAT ceiling, it will make possible a relaunching of the Community in which Britain will play a full role, will give an impetus to enlargement, thus strengthening democracy in Spain and Portugal, and remove what has been a constant source of friction in our relations with the Community ever since we joined.

と述べており、拠出金問題はイギリスが EC に加盟した当初からの EC との摩擦の原因であり続けた問題であり、今回の合意はイギリスが EC において本来果たすべき役割を完全に果たすことができるようにし、拡大への弾みと与えることになる、イギリスにも EC にも良いものであるとしている。また、このように報告する前段で、

‘The European Council also discussed the future development of the Community. We have put forward specific ideas in a paper which I gave before the European Council to other Heads of Government. Copies have been placed in the Library of the House. I laid particular emphasis on the importance of achieving a genuine Common Market in goods and services, leading to the creation of new jobs throughout the Community.’

と、EC 内の新規の雇用の創出につながる、モノとサービスの真の共通市場の達成が重要であると強調している。これについては、最初の下線部分で触れられている通り、イギリスは同理事会においてペーパーを示している。このペーパーは、「ヨーロッパーその将来」[32]（‘EUROPE - THE FUTURE: The attached paper was given to European Community Heads of Government by the Prime Minister as a Contribution to Discussion at the European Council held at Fontainebleau on 25/26 June 1984’）というタイトルであり、ペーパーにおいては、①共同体を強化するためには、モノとサービスにおける真の共同市場を創出しなければならないこと、②CAP については、生産性向上に寄与している点を認めつつ、高コスト構造や需給バランスの改善をはかるべきこと、③研究開発分野で各国がさらに協力し、加盟国企業の競争力向上につなげること、④ヨーロッパ市民（Peoples of Europe）の生活の質の向上のため、各加盟国が協力して取り組んでいくこと、⑤技術開発などの分野で、加盟国すべてが参加しなくても柔軟に協力を進めることができるようにすること、⑥統合をさらに進めるために共通外交政策の

形成に向けて少しずつ進んでいくこと、⑦防衛と安全保障分野での協力を進めること、⑧ECの各機関の機構改革を行うこと等、が提案されている。これは、拠出金問題の解決を契機として、イギリスが望む形での市場統合等の EC の統合の深化を進めていこう、主導権を握ろうという思惑が透けて見える。

一方で、サッチャーが望む形の欧州統合とは、後に触れたいと思うが、条約改正をしてまで行うものではなく、あくまで主権の委譲を伴わない国家間の(Intergovernmental)な仕組みを念頭においていたと考えられる[33)]。

しかしながら、時を同じくして欧州統合の動きが加速し、事態はサッチャー首相の思惑と違う方向へ進むことになる。1984 年秋にジャック・ドロール（Jacque Delors）が欧州委員会委員長に選任される。就任間もない 1985 年 1 月に、ドロール欧州委員長は欧州議会において 1992 年末までに域内市場を完成させる旨宣言し、そのための条約改正の手続きが進められた。この動きに対し、イギリスは条約改正は全会一致で行われなければならないと主張し、政府間会議を開いて議論をすることに最後まで抵抗したが、結局ドイツに押し切られ、最後は条約改正を認めることとなった。この条約改正が単一欧州議定書（Single European Act）[34) 35)]であるが、1986 年 2 月に調印され、1987 年 7 月 1 日より発効した。単一欧州議定書では市場統合を進めるため、新たな議決の仕組みとして特定多数決制(Qualified Majority Voting)が導入された。特定多数決制は、共通関税（Common Customs Tariff)、資本の自由移動（Free Movement of Capitals)、サービスの自由移動（Free Movement of Services)、海運・航空分野の既存の分野について導入されるだけでなく、域内市場(Internal Market)、経済・社会の結束(Economic and Social Cohesion)、社会政策（Social Policy)、環境（Environment)、調査開発（Research and Development)、共通外交政策（Common Foreign Policy）等の新たな分野においても導入された。

市場統合を進めるという意図でサッチャー首相は単一欧州議定書に賛成をしたが、上記のように同議定書は、市場統合に限らない欧州統合の深化させるための制度改正も含んでいたため、その同意は、皮肉にも結果的にサッチャーの望まない形での欧州統合を進めるきっかけとなった。このようなドロールが中心となった EC 統合についてサッチャー首相が危機感をもっていたことは、1988 年 9 月のサッチャー首相により欧州大学院大学（College of Europe）において行われた、いわゆるブルージュ演説[36)]に良く表れているのでここで紹介をしたい。

まず、ヨーロッパにおけるイギリスの位置づけについては、

‘Britain does not dream of some cozy, isolated existence on the fringes of the European Community. Our destiny is in Europe, as part of the Community. That is not to say that our future lies only in Europe, but nor does that of France or Spain or, indeed, of any other member.

The Community is not an end in itself. Nor is it an institutional device to be constantly modified according to the dictates of some abstract intellectual concept. Nor must it be ossified by endless regulation. The European Community is a practical means by which Europe can ensure the future prosperity and security of its people in a world in which there are many other powerful nations and groups of nations.’

と、少し遠回りな言い方ではあるが、イギリスの運命は EC の一部としてヨーロッパの中にあることは確かだが、これはイギリスの将来がヨーロッパの中だけにあることを意味しない、EC はそれ自体が目的ではなく、単なる制度的な装置でもない、ヨーロッパが欧州市民の繁栄と安全を確保するための実践的な手段であると言っている。EC は、イギリスにとって実利を考え

ると重要な組織ではあるが、それが全てではない、すなわち全ての権限を委譲しているような、一心同体のものではないということを述べている。

では、これはイギリスとECが具体的にどのような関係にあるべきと言うのか、また、ECの政策はどうあるべきだと言うのか、サッチャー首相は、続く演説の中で5つの指針を挙げている。まず第1の指針については、

‘My first guiding principle is this: willing and active cooperation between independent sovereign states is the best way to build a successful European Community. To try to suppress nationhood and concentrate power at the centre of a European conglomerate would be highly damaging and would jeopardise the objectives we seek to achieve.

Europe will be stronger precisely because it has France as France, Spain as Spain, Britain as Britain, each with its own customs, traditions and identity. （以下略）

I am the first to say that on many great issues the countries of Europe should try to speak with a single voice. I want to see us work more closely on the things we can do better together than alone. Europe is stronger when we do so, whether it be in trade, in defence or in our relations with the rest of the world.

But working more closely together does not require power to be centralised in Brussels or decisions to be taken by an appointed bureaucracy. Indeed, it is ironic that just when those countries such as the Soviet Union, which have tried to run everything from the centre, are learning that success depends on dispersing power and decisions away from the centre, some in the Community seem to want to move in the opposite direction.

We have not successfully rolled back the frontiers of the state in Britain, only to see them re-imposed at a European level with a European super-state exercising a new dominance from Brussels.

Certainly we want to see Europe more united and with a greater sense of common purpose. But it must be in a way which preserves the different traditions, parliamentary powers and sense of national pride in one's own country; for these have been the source of Europe's vitality through the centuries.’

1つ目のパラグラフにあるように、意欲的かつ積極的な独立した主権国家間の協力がECを成功に導く最良の方法であると述べており、その一方で、国家を抑圧してヨーロッパの複合国家体に権限を集中させることは、目的の達成との関係では大きなダメージを受け、目的達成を台無しにすることになると指摘している。後者については、2つ目のパラグラフにおいて、より具体的に、加盟国が密接に協力するということは、ブラッセルにいるECの官僚に権限を集中させることではないと述べ、さらに次のパラグラフにおいても、イギリスは、これまで国境が後退しないように成功裡に努力を行ってきたのは、イギリスがヨーロッパ超国家の一部として、ブラッセルからの新たな支配権力の行使を受けたいがためではない、と繰り返しECの官僚機構による中央集権的な支配を否定している。

続いて第2の指針については、

‘My second guiding principle is this: Community policies must tackle present problems in a practical way, however difficult that may be. If we cannot reform those Community policies which are patently wrong or ineffective and which are rightly

causing public disquiet, then we shall not get the public support for the Community's future development.

That is why the achievements of the European Council in Brussels last February are so important. It was not right that half the total Community budget was being spent on storing and disposing of surplus food. Now those stocks are being sharply reduced. It was absolutely right to decide that agriculture's share of the budget should be cut in order to free resources for other policies, such as helping the less well-off regions and helping training for jobs.

It was right too to introduce tighter budgetary discipline to enforce these decisions and to bring the Community spending under better control. Those who complained that the Community was spending so much time on financial detail missed the point. You cannot build on unsound foundations, financial or otherwise, and it was the fundamental reforms agreed last winter which paved the way for the remarkable progress which we have made since on the Single Market.

But we cannot rest on what we have achieved to date. For example, the task of reforming the Common Agricultural Policy is far from complete. Certainly, Europe needs a stable and efficient farming industry. But the CAP has become unwieldy, inefficient and grossly expensive. Production of unwanted surpluses safeguards neither the income nor the future of farmers themselves.

We must continue to pursue policies which relate supply more closely to market requirements, and which will reduce over-production and limit costs. Of course, we must protect the villages and rural areas which are such an important part of our national life, but not by the instrument of agricultural prices. Tackling these problems requires political courage. The Community will only damage itself in the eyes of its own people and the outside world if that courage is lacking.'

と述べており、EC の政策はどんなに困難でも実践的な方法（a practical way）で現在の問題に取り組まなければならないことを第 2 の指針としている。明らかに間違っていて、非効率な政策については改革すべきであり、その代表例として CAP を挙げここではその改革の必要性を執拗に説いている。EC の予算の半分以上が、現状、CAP により生産された余剰農産物の保管や処分に費やされていることは正しくなく、市場統合に向けて予算の改革が行われているとはいうものの、CAP の改革は完了からはほど遠く、非効率で、看過できないぐらい大きなコストの浪費となっており、市場が求める供給量に見合った生産量となるように努力し続けるべきであること、また農産物の買い取り価格による支援措置を改めるべきであるとしている。ここにサッチャー首相が、EC との関係、また、市場統合との関係で、CAP、そしてそれに端を発する拠出金の問題を最も重要視していたことが良く分かる。

続いて第 3 の指針としては、

'My third guiding principle is the need for Community policies which encourage enterprise. If Europe is to flourish and create the jobs of the future, enterprise is the key.

The basic framework is there: the Treaty of Rome itself was intended as a Charter for Economic Liberty. But that it is not how it has always been read, still less applied.

The lesson of the economic history of Europe in the 70's and 80's is that central planning and detailed control do not work and that personal endeavour and initiative do. That a State-controlled economy is a recipe for low growth and that free enterprise within a framework of law brings better results. The aim of a Europe open to enterprise is the moving force behind the creation of the Single European Market in 1992. By getting rid of barriers, by making it possible for companies to operate on a European scale, we can best compete with the United States, Japan and other new economic powers emerging in Asia and elsewhere.

And that means action to free markets, action to widen choice, action to reduce gover-nment intervention.

Our aim should not be more and more detailed regulation from the centre: it should be to deregulate and to remove the constraints on trade. Britain has been in the lead in opening its markets to others. The City of London has long welcomed financial institutions from all over the world, which is why it is the biggest and most successful financial centre in Europe.

We have opened our market for telecommunications equipment, introduced competition into the market services and even into the network itself-steps which others in Europe are only now beginning to face.

In air transport, we have taken the lead in liberalisation and seen the benefits in cheaper fares and wider choice. Our coastal shipping trade is open to the merchant navies of Europe. We wish we could say the same of many other Community members.

Regarding monetary matters, let me say this. The key issue is not whether there should be a European Central Bank. The immediate and practical requirements are: to implement the Community's commitment to free movement of capital - in Britain, we have it; and to the abolition throughout the Community of the exchange controls - in Britain, we abolished them in 1979; to establish a genuinely free market in financial services in banking, insurance, investment; to make greater use of the ecu. Britain is this autumn issuing ecu-denominated Treasury bills, and hopes to see other Community governments increasingly do the same.

These are the real requirements because they are what the Community business and industry need, if they are to compete effectively in the wider world. And they are what the European consumer wants, for they will widen his choice and lower his costs.

It is to such basic practical steps that the Community's attention should be devoted. When those have been achieved and sustained over a period of time, we shall be in a better position to judge the next moves.

It is the same with frontiers between our countries. Of course, we want to make it easier for goods to pass through frontiers. Of course we must make it easier for people to travel throughout the Community. But it is a matter of plain common sense that we cannot totally abolish frontier controls if we are also to protect our citizens from crime and stop the movement of drugs, of terrorists and of illegal immigrants.

That was underlined graphically only three weeks ago when one brave German customs officer, doing his duty on the frontier between Holland and Germany, struck a major blow against the terrorists of the IRA. And before I leave the subject of a single market, may I say that we certainly do not need new regulations which raise the cost of employment and make Europe's labour market less flexible and less competitive with overseas suppliers. If we are to have a European Company Statute, it should contain the minimum regulations. And certainly we in Britain would fight attempts to introduce collectivism and corporatism at the European level - although what people wish to do in their own countries is a matter for them.'

と述べており、冒頭にあるように、企業活動を促進すべきであるとしている。個人が主体的に、自由に企業活動を行えるようにし、細かな法規制で縛られないことが、1992年に単一ヨーロッパ市場を創出するという目標を達成する原動力になり、米国、日本やアジアにおける経済成長著しい国々に対抗するために必要であるとしている。開かれた市場を作ることに関しては、イギリスは既にロンドンのシティをヨーロッパにおける金融サービスセンターとすることに成功しているだけでなく、通信機器や、航空運送サービスや内航運送サービスの市場開放を進めている点で、他国をリードしており、他国も続くべきだと言っている。そのような中で、通貨に関してはECの進めるべき政策は、欧州中央銀行(European Central Bank: ECB)を設立することではなく、イギリスのように資本移動の自由化を実施し、為替管理をなくすことにより、真の意味での金融サービスの自由化を実施することであると述べ、単一通貨政策に一線を画す立場を明確にしている。また、特徴的なのは、シェンゲン協定に加盟していないイギリスらしく、市場統合のためには、国境間でのヒト、モノの移動の制限を緩和するのは重要であると指摘する一方で、麻薬、テロリスト、不法移民などからEU市民を守るためには、国境管理を完全に撤廃することはできないことに理解を示している。いずれにしても企業活動の促進のためには、ブラッセルの官僚機構発のヨーロッパレベルでの企業規制は行うべきではなく、最小限の規制で対応すべきという指針を示している。

続いて第4の指針については、以下にある通り、保護主義的であるべきではないというものであり、世界経済の拡大に合わせ、貿易の障壁を取り除く努力を続けるべきであるとしている。

'My fourth guiding principle is that Europe should not be protectionist. The expansion of the world economy requires us to continue the process of removing barriers to trade, and to do so in the multilateral negotiations in the GATT.

It would be a betrayal if, while breaking down constraints on trade within Europe, the Community were to erect greater external protection. We must ensure that our approach to world trade is consistent with the liberalisation we preach at home.

We have a responsibility to give a lead on this, a responsibility which is particularly directed towards the less developed countries. They need not only aid; more than anything, they need improved trading opportunities if they are to gain the dignity of growing economic strength and independence.'

最後に第5の指針は、安全保障についてのものであるが、

'My last guiding principle concerns the most fundamental issue, the European countries' role in defence. Europe must continue to maintain a sure defence through NATO. There can be no question of relaxing our efforts, even though it means taking difficult decisions and meeting heavy costs.

It is to NATO that we owe the peace that has been maintained over 40 years. The fact is things are going our way: the democratic model of a free enterprise society has proved itself superior; freedom is on the offensive, a peaceful offensive the world over, for the first time in my life-time. We must strive to maintain the United States' commitment to Europe's defence. That means recognising the burden on their resources of the world role they undertake and their point that their allies should bear the full part of the defence of freedom, particularly as Europe grows wealthier. Increasingly, they will look to Europe to play a part in out-of-area defence, as we have recently done in the Gulf.

NATO and the Western European Union have long recognised where the problems of Europe's defence lie, and have pointed out the solutions. The time has come when we must give substance to our declarations about a strong defence effort with better value for money.

It is not an institutional problem. It is not a problem of drafting. It is something at once simpler and more profound: it is a question of political will and political courage, of convincing people in all our countries that we cannot rely for ever on others for our defence, but that each member of the Alliance must shoulder a fair share of the burden.

We must keep up public support for nuclear deterrence, remembering that obsolete weapons do not deter, hence the need for modernisation.

We must meet the requirements for effective conventional defence in Europe against Soviet forces which are constantly being modernised.

We should develop the WEU, not as an alternative to NATO, but as a means of strengthening Europe's contribution to the common defence of the West.

Above all, at a time of change and uncertainly in the Soviet Union and Eastern Europe, we must preserve Europe's unity and resolve so that whatever may happen, our defence is sure. At the same time, we must negotiate on arms control and keep the door wide open to cooperation on all the other issues covered by the Helsinki Accords.

But let us never forget that our way of life, our vision and all we hope to achieve, is secured not by the rightness of our cause but by the strength of our defence. On this, we must never falter, never fail.'

と、ヨーロッパにおける最も基本的な問題として防衛におけるヨーロッパ諸国の役割について述べている。ヨーロッパは引き続き NATO を通じて確固たる防衛を維持しなければならないとしている。過去 40 年間にわたりヨーロッパは NATO のお陰で平和を維持することができたのであり、それは主として米国のお陰であり、ヨーロッパは、この米国のヨーロッパ防衛に対する米国のコミットメントに報いなければならない、そのためには、米国が世界でこのような役割を果たすのにどれだけの資源を割いているのか認識をした上で、今やヨーロッパは以前より豊かになってきているのだから、自由の防衛において同盟国であるヨーロッパ諸国は十分な役割を果たすべきであるとともに、湾岸戦争で明らかになったように、防衛以外の分野でもヨーロッパに期待される役割が大きくなっていると指摘している。また、核軍縮の分野でも協力すべきであるし、ソビエト連邦との関係でも同国の軍隊の近代化に合わせて効率的な防衛策を検

討し、西側諸国による共同防衛におけるヨーロッパの貢献の強化の一手段として、西欧同盟を発展させるべきであると指摘している。

以上のブルージュ演説では、ドロール欧州委員長の下、単一議定書により 1992 年までの市場統合が目標とされ、各分野における欧州統合が加速する中で、市場統合には賛成であるものの、それはブラッセルの官僚主導、すなわちドロール欧州委員長を中心に全てが EC 主導で行われるべきではないという釘を鋭く刺した形になっている。そして市場統合については、その手法として、通貨統合によって行われるべきではなく、資本移動の自由化、為替管理の撤廃による金融サービスの自由化を目指すべきであるとしており、ここでも自国の主張をするとともに、欧州通貨連合（European Monetary Union: EMU）設立の流れに釘をさしている。さらに、統合の他分野への広がりの動きについては、安全保障分野について、米国との大西洋同盟（Atlantic Alliance）を重視する観点から、引き続き NATO または、WEU においてヨーロッパとしてもっと貢献すべきであると主張し、EC の統合の一環として、政治協力の 1 つとして防衛分野を統合していくことを牽制している。

この時期は、1989 年 12 月 3 日にジョージ・ブッシュ米大統領とミハイル・ゴルバチョフ書記長がヤルタ会談により、冷戦終結を宣言し、この流れを受けて 1990 年 10 月 3 日に東西ドイツが統一され、1991 年 12 月 25 日のソビエト連邦崩壊と、世界情勢というか、ヨーロッパ情勢が劇的に変化した時代であり、EC の統合も多分にこの影響を受け、加盟各国はこの中で難しい判断を迫られ、各国及び欧州委員会の間で様々な駆け引きがなされた時期であった。特に東西ドイツの統一は、EC の加盟国である西ドイツに東ドイツが編入されるという、EC に直接関わる大問題であり、また、東西ドイツの統一はナチス・ドイツの侵攻の恐怖を経験した欧州各国にとっては、経済問題に留まらない、防衛の問題についてどう考えるかという大きな政治的な判断を迫られる問題であった。

東西ドイツの統一問題については、サッチャーは反対であったことは知られているが、その理由については、回顧録[37)]において、

‘This desire among modern German politicians to merge their national identity in a wider European one is understandable enough, but it presents great difficulties to self-conscious nation-states in Europe. In effect, the Germans, because they are nervous of governing themselves, want to establish a European system in which no nation will govern itself. Such a system could only be unstable in the long term and, because of Germany’s size and preponderance, is bound to be lop-sided. Obsession with a European Germany risks producing a German Europe. In fact this approach to the German problem is a delusion: it is also a distraction from the real task of German statesmanship, which must be to strengthen and deepen the post-1945 traditions of West German democracy under the new and admittedly challenging conditions of unifications. That would both benefit Germany and reassure her neigbours.’

と述べており、ドイツが再統一されれば、ドイツの規模と力の大きさにより長期的には EC は不安定になり不均衡が生じることが間違いなく、ドイツがヨーロッパ的であろうとすれば、ドイツ的なヨーロッパが出来上がってしまう危険がある、すなわちドイツにヨーロッパ・EC における主導権を握られてしまうことを危惧していたためと思われる。このような危惧からサッチャー首相は EC を利用しての東西ドイツ問題の解決は妄想（delusion）であると切って捨てている。

このような考えのサッチャー首相は、ミッテラン仏大統領とコール独首相の人間関係の中でぶつかり合いながらも深まっていく独仏連携の流れの中で孤立していく。その一方で、ドロール欧州委員長は、統一ドイツを取り込みながら、ECをさらなる統合に導くことを画策する。奇しくも1年後の1989年10月17日、ドロール欧州委員長は、サッチャーが演説をしたのと同じ場所、ブルージュのCollege of Europeで演説をする[38]。そこでは、先のサッチャーの演説に応えるように、

'History is accelarating, we must accelarate as well.'

と世界、ヨーロッパに起きている大きなうねりを受け止め、EC、ヨーロッパの統合を加速していくことを宣言する。ミッテラン大統領と、コール首相の間を巧みに駆け回り、1990年12月6日の2者によるEUの結成に向けた統合の加速化に関する共同メッセージの発出、そして1991年のマーストリヒト条約12月10日の締結にまでこぎ着ける。[39][40][41][42]一方のサッチャー首相は、このヨーロッパにおける大きなうねりに押される形で、国際的にも、国内的にも孤立を深め、イギリス最初の女性宰相として11年208日間という20世紀最長の政権を運営しながらも、党首選での求心力の低下をきっかけに、マーストリヒト条約の交渉に最後まで携わることなく、1990年11月28日に辞職する。

4.2 まとめ（サッチャー首相の頃の外交方針）

この頃のイギリスの外交方針は、サークルの優先順位としては、まず米国、その次にヨーロッパ（EC）、最後にコモンウェルスとこれまでと変わらない一方で、サークルの大きさ（相対的重要性）が変化していたのではないかと思われる。コモンウェルスの相対的地位低下は続く一方で、米国の重要性にも変化はないが、EC加盟後の時間的経過に伴い、ヨーロッパ（EC）の比重が益々大きくなり、ECの加盟国、インナーとしての立場を所与のものとした上で、ECの加盟国としての自国の利益の最大化を図るだけでなく、ECを利用して、米国との関係も強化しようとするなど、独自の視点での外交における自国の利益の最大化を図ろうとしていたと考えられる（サークル同士の関係イメージについては、以下の図5参照）。

一方で、自国の利益の最大化を図るための強硬な姿勢は、ECの他の加盟国との関係において軋轢を生じ、その結果として、国内においてもヨーロッパ、ECに対する強硬な考え方を増幅させるに至った。ECは自国の利益を奪ってきたのであり、取り戻さなければならない、ECは協調すべき存在ではなく、我々の権利を奪った対立すべき存在であるという、今日に至るまでのEU強硬派が形成されていったのもこの頃であると思われる。

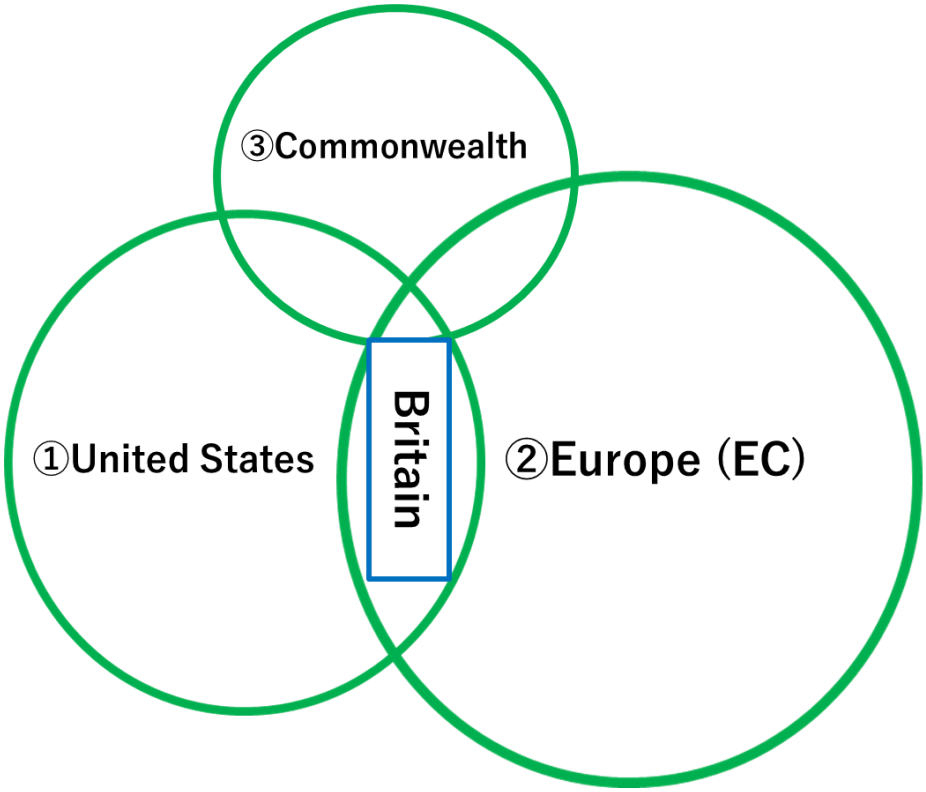

図 5 サッチャー首相の頃の 3 つのサークル（筆者作成）

※先の図 4 と比較して、優先順位については変化がないが、サークルの相対的な大きさを変化させて描いている。米国の重要性に変化はないので、サークルの大きさを変えていない一方で、EC 加盟により、政策判断においてヨーロッパ（EC）のことを考慮にいれる必要性が高まったと思われるため、②のサークルの大きさを図 4 より大きくしている。また、イギリスの位置については、米国とヨーロッパ（EC）の間に引き続き置いているが、この頃は、コモンウェルスについては考慮対象としては、米国、ヨーロッパ（EC）に比して位置づけが相当低かったと考えられるので、図 4 よりもイギリスの位置を後退させ、③のサークルに接する程度で描いている。

5. ブレグジット決定後の外交方針

5.1 メイ首相の新 3 つのサークル論[43)]

ここまで、①第二次大戦後のチャーチル首相の時期、②EC 加盟前後、③サッチャー首相の 3 つの時期についてイギリスの外交方針を見てきたところであるが、最後にブレグジット決定後のイギリスの外交方針について概観することとしたい。

ブレグジット決定後、責任をとって辞職したキャメロン首相の後を継いだメイ首相は、EU 離脱後のイギリスの外交方針、特にイギリスの海外でのプレゼンス、影響力、発揮すべき能力をカバーした‘Global Britain’という新たなコンセプトを打ち出した。イギリス外務省が 2018 年 3 月 12 日に議会に提出した Memorandum[44)]から‘Global Britain’の考え方がよく分かる。

外交上、どの地域に重点を置いているかについては、

‘(11)As regards bilateral and regional relationships, our alliance with the United States remains our top priority and cornerstone of what we wish to achieve in the world. We maintain relationships as equals with the other P5 members of the UN Security Council. We aim to remain key players in the Middle East, in collaboration with the EU in Wider Europe, and to put new emphasis on the Indo-Pacific region, the centre of the world’s growth. We have the huge advantage of being part of the Commonwealth, allowing us to engage with a wide network of countries across the world with a similar history, legal heritage, and institutions.’

と米国を最優先、中東にも変わらぬ影響力を行使しつつ、新しい軸としてインド太平洋地域を重視するという姿勢が見て取れる。コモンウェルスとの関係にも言及しているが他地域と比較して記載が弱く、相対的重要性が高くないことが伺える。また、EU については、この記載に続けて、

‘(12)Our relationship with the EU will of course always be a major priority, and we aim to establish a new, deep and special partnership with the EU and European states to ensure that our work together continues in defending the international order and our shared values. ……’

と離脱後も重要性が高いと謳っている。各地域について具体的にどのように考えているかについては、Memorandum のこれに続く記載に詳述されている。まず、イギリスの海外への影響力（UK influence overseas）と題し、イギリスの外交上の重要な地域について

‘(17)The three centres of the global economy and political influence are in North America, overwhelmingly the United States, in Europe and its neighbourhood; and in the Indo-Pacific region. Maintaining influence in these areas is essential to making Global Britain a success.’

と北米、すなわち「米国」、次に「ヨーロッパと周辺諸国（Europe and its Neighbourhood)」、最後に「インド太平洋地域」と新たな３つの軸を明言している。米国については、

‘(18)The UK-US relationship represents our most vital bilateral partnership. It has been, for over a century, the most significant and history-defining international partnership. It is a relationship that transcends personalities and party politics – a relationship that matters hugely to both our countries, and which has been a driver of peace and prosperity and provided security to both our countries and beyond. In

an age of geopolitical turbulence and uncertainty, the UK-US relationship continues to be of the highest importance to UK interests. In future, after we leave the EU, we can further deepen our already close UK-US ties in the area of trade.'

と、全ての関係を超越した、最も優先すべき最重要な関係と位置づけており、この関係は EU 離脱後においては経済的な面においてはさらに深まり得るとまで述べている。また、

'(20)The UK stands together with the United States in facing a resurgent Russia and new forms of threat across the world, as well as the implications of an increasingly assertive China….'

としており、米国はイギリスにとって、ロシアや中国といった脅威に対しても共に対処するパートナーと位置づけている。また、ヨーロッパと周辺諸国については

'(22)Many of our closest and most like-minded partners are members of the European Union, and our national interests will align in many areas with the interests of our European friends. We will remain unconditionally committed to Europe's security.'

また、

'(23)NATO is vital to Britain's and Europe's security at a time of increasing threats, including from cyber, hybrid and information warfare, across the globe.'

とする一方、

' (25)Russia has become more aggressive, authoritarian and nationalist, increasingly defining itself in opposition to the West.' また、

'(27)Many of the most intractable problems on the current world scene are in the Middle East-notably Yemen, Syria, Libya, the set of interlinked issues in the Gulf, Iran's intentions to boost its interests, and the long-running Middle East Peace Process (MEPP).'

と EU の安全保障面での重要性が変わらないことを主張しつつ、ロシアの脅威、また現在世界の中で最も解決困難な問題の多くを抱える中東への関与の重要性についても触れている。また、インド太平洋については、

'(31)With China we have a strong economic and global partnership.' また、

'(33)China is a hugely important partner for UK trade as the UK's third largest trading partner, after the EU and the USA. In 2016, UK-China bilateral trade in goods and services reached £59.3bn, up 9.4% on 2015. Recent bilateral visits have delivered major economic benefits, generating billions of pounds of commercial deals. Through the UK-China Infrastructure Alliance, we are aiming to deepen UK-China infrastructure project and finance collaboration. We welcome the opportunities provided by China's Belt and Road Initiative to further prosperity and sustainable development across Asia and the wider world.'

と、とりわけ中国との経済的関係の重要性について、一帯一路にまで言及しながら述べている。またコモンウェルス諸国の 1 つであるインドについては、このインド太平洋のパートで独立して

'(34)The UK's enduring relationship with India is also central to our aspirations. India is an economic powerhouse, with a growing role in Asian and international geopolitics. A shared past and strong people-to-people links give us influence and

access, helping us to tackle security threats, encourage stability, and exploit prosperity opportunities.

(35) The UK-India relationship has grown closer in recent years, with Prime Minister Modi’s November 2015 UK visit and the Prime Minister’s India visit a year later, key milestones. In 2016, UK-India bilateral trade was £15.6bn. India is the fourth largest investor in the UK. UK investment contributes around 8% of India’s FDI. Financial services and a Defence and International Security Partnership are central to the relationship, buttressed by cooperation across government and beyond. The next important moment in the relationship will be the Commonwealth summit in April, which we expect PM Modi to attend.’

と述べられており、重要国との位置づけがなされている。一方、コモンウェルス自体は、これら3つの軸ではなく、Multilateral institutions and global issues に分類された上で、

‘(46)The Commonwealth is a unique global network: home to one third of the world’s population, some of its fastest growing economies and accounting for one-fifth of global trade. It has a diverse membership committed to a set of values founded on democracy and rule of law, embodied in the Commonwealth Charter.’

と記載はされているものの、もはや位置づけは高くないことが伺える。

5.2 ボリス・ジョンソン首相の外交方針

‘Global Britain’の考え方はメイ首相を引き継ぎ、離脱協定締結、離脱法を成立させ、実質的にブレグジットを確定させたボリス・ジョンソン首相においても基本的には受け継がれていると考えられる。ジョンソン首相は2020年6月16日の議会（House of Commons）において、‘Global Britain’についてステートメント[45)]を残しているが、

‘I have begun the biggest review of our foreign, defence and development policy since the end of the cold war, designed to maximize our influence and integrate all the standards of our international effort. The overriding aim is to bring this country’s strength and expertise to bear on the world’s biggest problems’

と外交・防衛・開発政策の大幅な見直しの結果として‘Global Britain’が存在すると述べ、また、2020年10月6日の保守党の会議におけるスピーチ[46)]でも‘We believe in Global Britain as a proud independent and outward-looking country’述べており、メイ首相からの政策として継承されていることが見てとれる（もっともジョンソン首相はメイ政権下での外務大臣でありある意味当然とも言える）。

6. 第１章のまとめ（３つのサークルは結局どうなったのか。）

これまで述べてきた通り、第二次世界大戦後、イギリスの外交の３つの軸は、米国、ヨーロッパ、コモンウェルスであった。現在に至るまで、米国との関係は最重要であり、軸の１つであることに変化はなかった。一方で、ヨーロッパとコモンウェルスとの関係については、戦後イギリス、ヨーロッパの経済が復興するにつれて、コモンウェルスの存在感は相対的に低下、一方でヨーロッパが統合に向かうに連れて、イギリスにおけるヨーロッパの存在感は大きくなり、これら両者の比重は逆転する。その傾向は、イギリスの EC 加盟とともに加速し、やがてコモンウェルスは実態上、軸の一つではなくなる。一方、ソ連はサークルの枠外の存在であったが、地勢的にも、安全保障の観点でも脅威であり続けた。ソ連との関係については、イギリスは３つのサークルにおける各国との関係を通じて対処してきており、それはソ連がロシアになっても変わっていない。また、コモンウェルスのサークルの消失とは裏腹に、経済的重要性、存在感から、その中の１国であるインドが突出し、台頭する。また、同様の理由で中国の存在感も巨大化し、コモンウェルスという考え方に代わり、イギリスにとっての新たな軸として「インド太平洋」が出現し、イギリスの現在の外交方針の重要な柱となった。

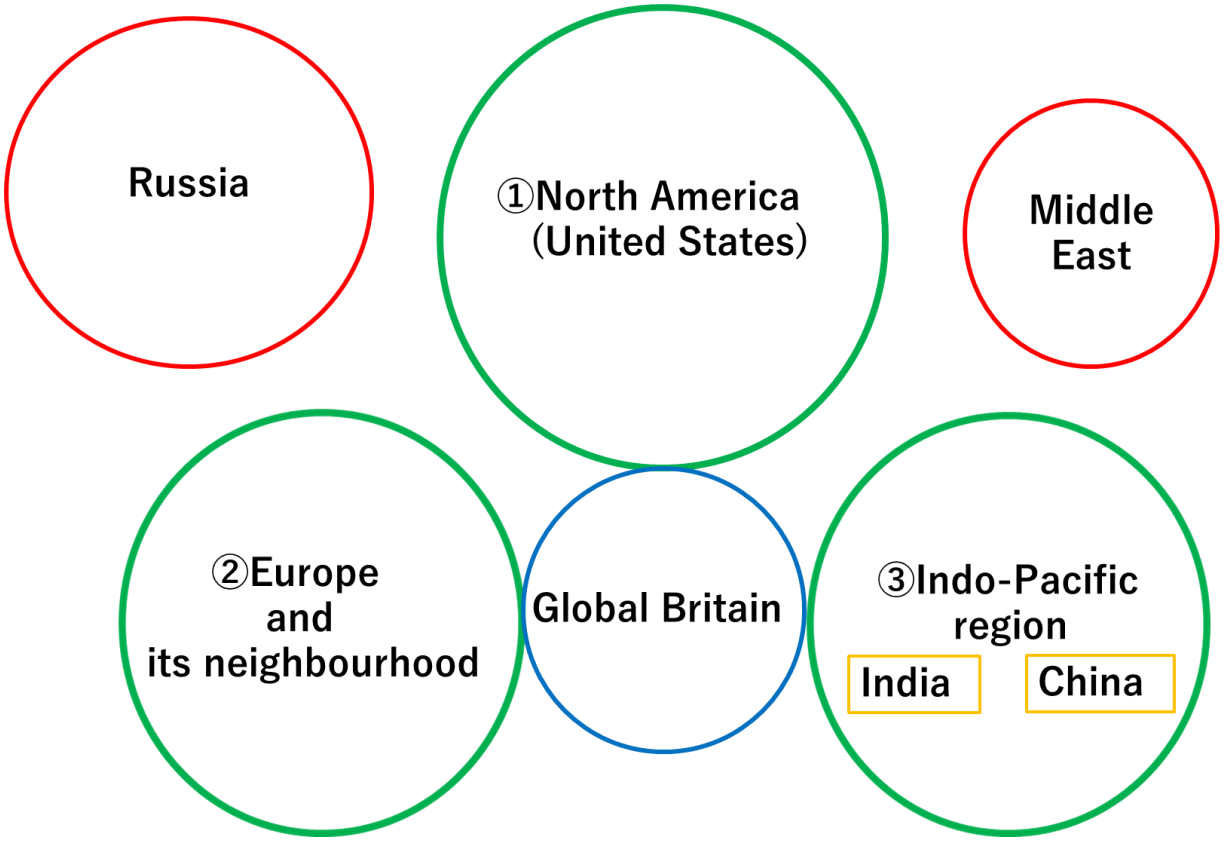

図 6 Global Britain における外交関係のイメージ図（筆者作成）

※これまでの図との違いは 3 つのサークルの 1 つがコモンウェルスからインド太平洋に入れ替わったことと、3 つのサークルが相互に交わり、その中心にイギリスがいるという構図ではなくなったことである。イギリスは EU から離脱しており、そのような状況での Global Britain という考え方は、どのサークルとも同じ距離を保ちつつ、これまでと違い独立し

た主体としてそれぞれと外交を繰り広げるのではないかというイメージを持ち上図を作成した。インド太平洋サークルの中には、急激な成長、存在感を示す中国、インドを黄色の枠で囲って入れている。これはこの 2 国については、地域的にはインド太平洋のサークルであるが、政策としてはこのサークルの 1 国としてくくれないほどの存在の大きさであるため、注意すべき主体という意味で黄色で囲っている。また、ロシア、中東については、従来から 3 つのサークルの外にある存在であるためこれまでの図では描いてこなかったが、今般の Global Britain に関する演説では、3 つのサークル（軸）を中心としつつも、世界各国・各地域との外交関係について幅広く触れられているため、これら世界における外交政策上重要な 2 地域について図示を行った。ロシア、中東については、イギリス及び他の 3 つのサークル内の国にとっても、非常に難しい舵取りを迫られる国・地域であると思われるため、赤で囲っている。

現在は、‘Global Britain’の旗印の下、米国、ヨーロッパ、インド太平洋が３つの軸になっているということになるが、実態としては、筆者が図 6 に示したようにこれらの３つの軸を利用しつつ、多角的な外交関係を築いていこうというのがイギリスの外交方針と思われる。一方で、このような政治的な視点からヨーロッパについて考えたとき、少なくとも安全保障の観点からは、重要性は失われていないし、外交政策上、イギリスが EU の加盟国であることが足かせになっていたとも思えない。では、なぜイギリスは国民投票を実施してまで EU 離脱を決定しなければならなかったのか。次章で国内における状況を概観することとしたい。

第２章 Brexit に至る経済・社会情勢と国民投票の結果との関係[47)48)49)]

1. はじめに

本稿の冒頭で述べた通り、筆者がイギリスに留学していた時分は、ローマ条約締結 50 周年の祝賀ムード、リスボン条約の批准についての EU 加盟各国における攻防が欧州における話題の中心であった。それがなぜ 10 年も経たないうちに、Brexit へと進むことになったのか。

思えば筆者のイギリス滞在中にもその萌芽はあった。2006～2007 年は、例えば、スーパー Waitrose はレジの店員にまで〇〇％増額の冬のボーナスが支給されたとか、ロンドンの金融街のシティでは冬のボーナスの平均が 2 億円だとか、住宅価格の上昇率が過去最高を記録しただとか、銀行預金の短期定期預金（1 ヶ月）の利息は月 7%だとか、景気の良いニュースばかりであり、さながら日本のバブルのような様相を呈していた。それが 2007 年 9 月にノーザンロック銀行の取り付け騒ぎから浮ついた空気は一気に沈み、2008 年 2 月に同行が一時国有化されることが決定された頃には、金融不安に関するニュースが多くを占めるようになっていた。今思えば、これがいわゆるリーマンショックという大きなうねりに繋がる流れだったのだが、やはりリーマンショックの頃からイギリスの EU に対する不信感が増していったのだと思われる。Brexit に至る大きな争点として、経済問題と移民問題があったとされているが、この時期のイギリスの状況が国民投票（の際の心理的状況）に与えた影響は大きいと思われるので、まずリーマンショック前後の財政政策について概観することとしたい。また、この時期はリーマンショック続き、ユーロ危機に陥った時期でもあり、金融危機もイギリスの EU 不信を増幅させたことは否めない。したがって、金融政策についても簡単に触れておきたい。その上でもう 1 つの争点である移民問題について、1997 年からの長期政権を担った労働党政権下における移民政策の転換から移民問題がどのような経過を辿ったかについて概観することとしたい。そして、これら経済問題、移民問題について概観をした上で、これらが実際の投票行動にどのような影響を与えたかについて分析を行うこととしたい。

2. 財政政策[50)]

リーマンショックの起きた 2008 年 10 月時分、イギリスは労働党政権下にあった。上述したように、経済への異変は、2007 年からイギリスでも起き始めていたが、その一方で、イギリスは、その直前まで長期の景気拡大を謳歌するという対照的な状況にあった。そのような状況はイギリスの財政政策を見ることでも伺い知ることができるので、イギリスの各年度の予算をかいつまんで見ることで概観したい。

2.1 リーマンショック前の予算（2007 年[51)]、2008 年[52)]）

リーマンショックが起きる前年のイギリス政府の予算、‘Budget2007’は‘Building Britain’s long-term future: Prosperity and fairness for families’という副題が示す通り、四半期ベースでの記録を始めて以来、最長となる 58 四半期連続の景気拡大が続く中で策定されたものであり、景気拡大を維持するための積極的な財政政策であった。具体的には、イングランドにおける教育関連投資を 2008-2009 年から 2010-2011 の間、年に 2.5%の割合で増加、児童手当のうち、最年長者の子供に対する手当の週 20 ポンドへの引き上げ等、支出拡大をする一方で、大規模な税制改革に取組み、法人税率を 30%から 28%へ引き下げることを始めとして、所得税の基礎税率を 22 ペンスから 20 ペンスに引き下げ、国民保険の対象となる所得上限の引き上げ、所得税の高税率適用となる所得最低限の引き上げ、65 歳以上の高齢者の所得控除額の引き上げ、児童扶養控除額の引き上げ、労働所得控除の 1200 ポンドの引き上げ等を行った。また、1971 年以来比較できる記録の中で最大となる雇用者数である 2900 万人を 2006 年に達成し、労働人口における雇用率が 1997 年の 72.7%から 74.4%まで達し、失業率も 5. 5%という低水準になっていたイギリスは、さらなる就労機会の拡大の観点から一人親世帯の就労控除や高齢者の労働所得控除の緩和などの施策も行った。

続く 2008 年の予算、これはまだリーマンショックが起きる前に策定された予算であるが、‘Budget2008, Stability and opportunity: building a strong, sustainable future’においては、前年の流れが踏襲され、積極的な財政政策が展開されている。例えば、25 万人の子供を貧困から救うという目的の下、子供に対する財政支援を拡大したり、冬期燃料給付金に加え、80 歳以上の高齢者がいる家庭には、100 ポンド、60 歳以上の高齢者がいる家庭には 50 ポンドの給付金を単年度支給したり、中小企業に対しては、小規模会社ローン保証スキーム（Small Firms Loan Guarantee Scheme）や起業資本基金（Enterprise Capital Funds）などの財政支援パッケージを設立したり、教育関連では、2011 年までの 3 年間にわたり 2 億ポンドを支出する、中等教育学力強化パッケージの設立を行うこととする一方、燃料税の引き上げの半年延期などを行った。

2.2 リーマンショック直後の予算（労働党政権）[53)54)]

一方、2009 年の予算[55)]はリーマンショック後初の予算となったが、2008 年第 4 四半期の GDP が前年比 1.6%減、産業生産が 4.5%減、産業生産については、年間で 18%以上落ち込むことが予測される中での予算となった。‘Budget 2009, Building’s Britain’s Future’はそのような中で編成されており、予算書内にも、前年までの予算とは違って、政府が金融システムの安定化支援のために包括的パッケージを打ち出すこと、リーマンショックによる不況下において経済の強力かつ持続可能な回復ができるよう、個人や事業者への支援措置を講じていくこ

とを目的としていることが記載されている。前年までは景気拡大を後押しするための積極的な財政政策であったが、2009 年予算は、リーマンショックからの経済復興を果たすという逆の側面からの積極的な財政政策となっている。したがって、80 歳以上の高齢者がいる家庭に 100 ポンド、60 歳以上の高齢者がいる家庭への 50 ポンドの冬期燃料給付金の継続支給など、これまでと同様の財政出動はある一方で、18～24 歳の 12 か月以上失業している者の就労支援の強化や、税制面における事業者への損失控除措置の延長などの不況脱却のための支援措置が特徴的であった。財政出動は図りつつも、15 万ポンド以上の高所得者への 50%への所得税の引き上げ及び年金関係税額控除の制限、10 万ポンド以上の高所得者への税額控除の制限、さらには、2011 年には 50 億ポンドの歳出削減を図るなど財政赤字の削減にも配慮しつつ、景気対策を行わなければならない難しい状況が浮かび上がる予算であった。

これらの対策の結果、ブラウン政権下のイギリスは、短期間で経済復興を果たすことができたが、以下の図にあるように、財政赤字は GDP の 10%まで拡大、政府部門の純借入は倍増、政府債務残高は 2010 年には名目 GDP60%を超えるまでに膨らんだ。

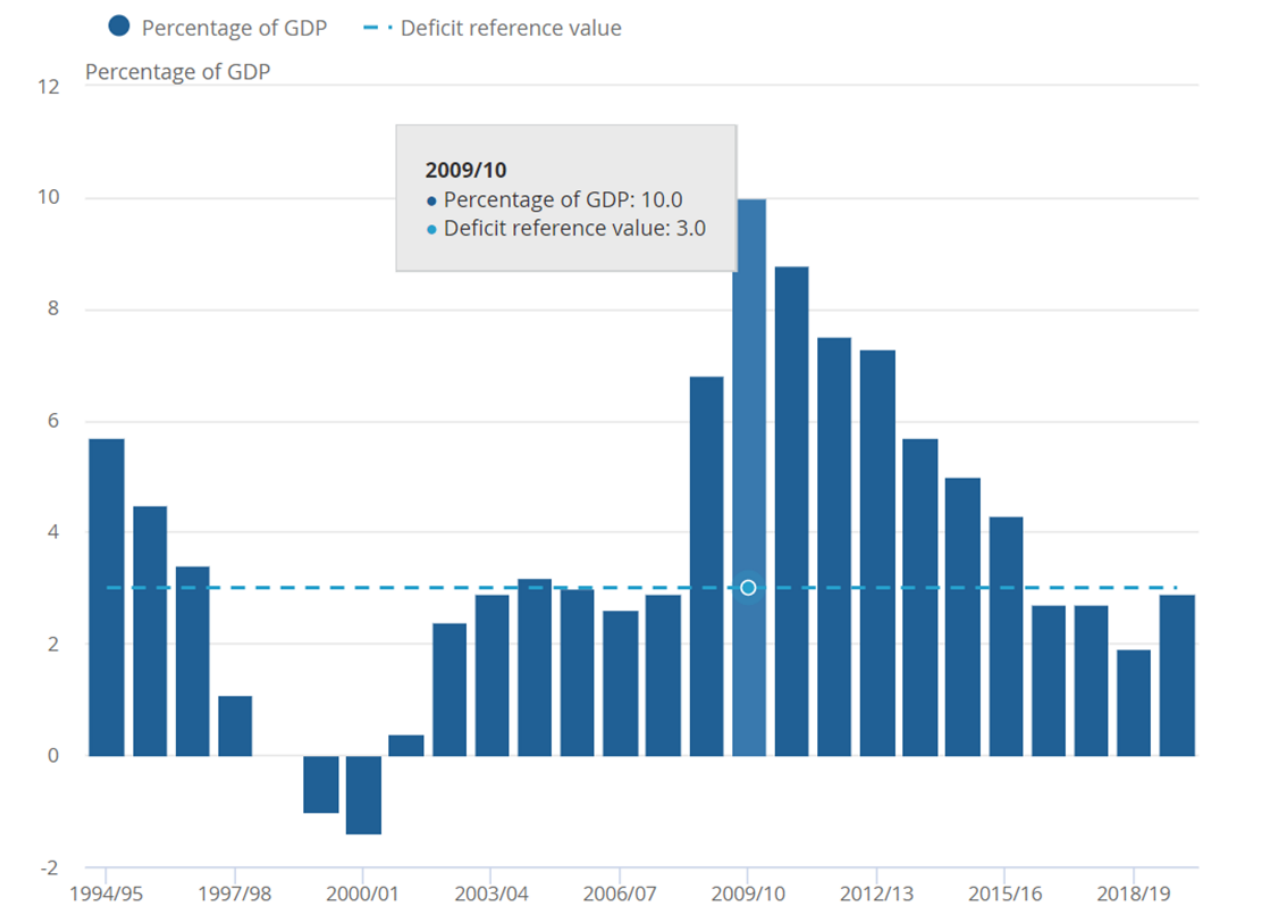

図 7[56] イギリスの財政赤字（GDP 比）　出典：Office for National Statistics

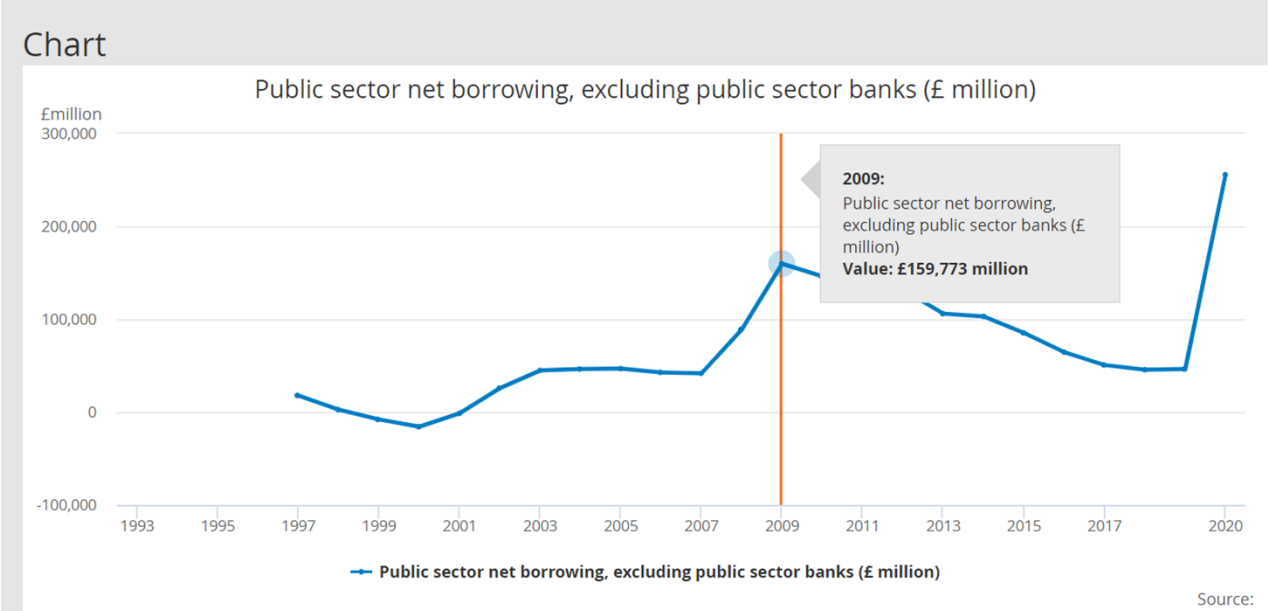

図 8[57] イギリスの政府純借入　出典：Office for National Statistics

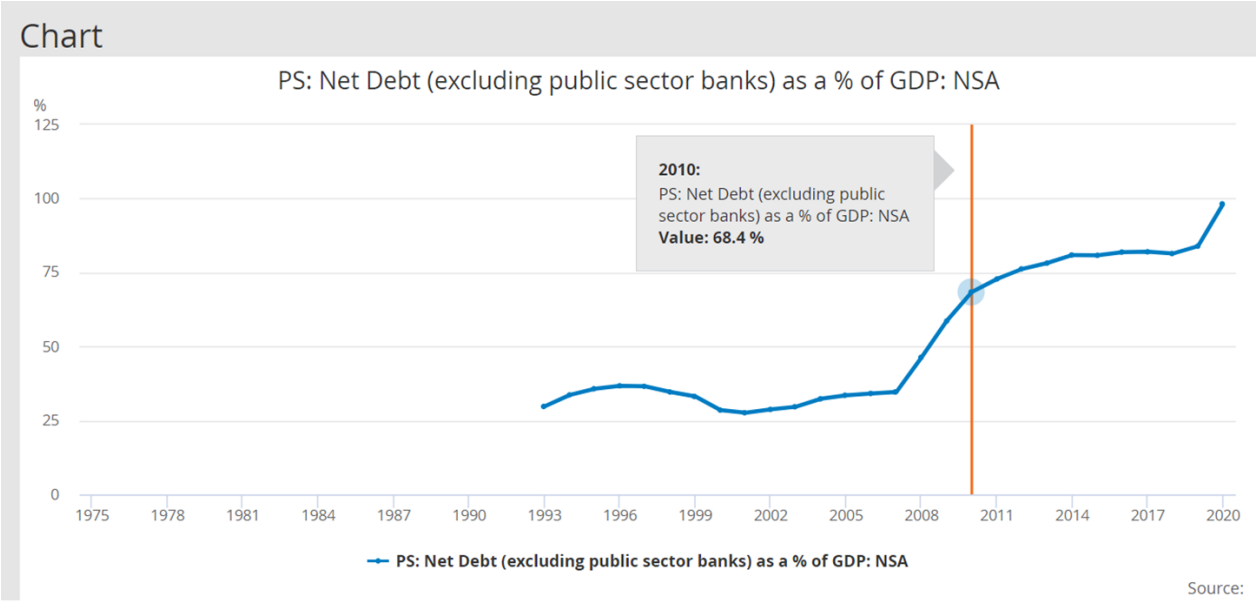

図 9[58] イギリスの政府債務残高（GDP 比）　出典：Office for National Statistics

2.3 保守・自由連立政権による緊急予算[59][60]

2010 年は総選挙の年であり、‘Budget2010’[61]は 2010 年 3 月に策定されるものの変更されることになる。2010 年 5 月の総選挙では、リーマンショックとその対応が焦点となり、財政健全化と経済成長のバランスが争点となった。与党労働党政権の歳出拡大策は無駄な支出が多いと指摘し、公共部門への支払いの凍結や、年金支給年齢の引き上げや各種手当等の大幅な削減等、速やかに財政赤字削減に着手することを打ち出した保守党が第一党となった（しかしながら、保守党は単独過半数を取れず自由民主党との連立政権）。保守党はマニフェスト[62]において、労働党はこれまで‘大きな政府’の考え方に基づく政策を行ってきたが、保守党はこれからは、‘大きな社会（Big Society）’の構築を目指すとしている。

また、参考までに、本稿のメインテーマである EU との関係について、上記マニフェストにおいては、イギリスの利益はEUの加盟国であることによって最も良く享受されるとしており、キャメロン政権においては、EU 残留が基本ラインにあったことが分かる。また、EU に対する姿勢としては、リスボン条約には‘ratchet clauses’が多くあり、新しい条約の締結をすることなく EU の権限拡大が可能となっているため、これらの条項がイギリスから EU に対してこれ以上の権限移譲を行わないようにすべきであるとか、EU 基本権憲章、刑事司法、社会雇用法制に関して EU と再交渉することを掲げる等、残留を前提とした上で、イギリスに権限を取り戻すべく、EU 改革を行う姿勢が見てとれる。

保守・自民連立政権は政権獲得後間もない 2010 年 6 月に、緊急予算として‘Budget 2010’を発表する。同予算は、これまでの労働党予算と趣を異にする「緊縮予算」であり、予算書においてはイギリス経済を再建するための 5 カ年計画であり、財政赤字の削減を実行する計画であるとされている。具体的には「赤字削減(deficit reduction)、「企業 (enterprise)」、「公平性(fairness)」の 3 分野で経済のリバランスを図り、持続可能な成長の基盤を作ることを目指すとされている。

3 分野の中でも財政赤字削減が本予算の最も大きな目的であると考えられるが、まずその背景としては、公共部門純借入額が 6 年続けて GDP の 5%を上回っており、赤字削減策を講じなければ 5 年後も GDP の 4%の借入額のままになってしまうこと、また、構造赤字についても現在 1.6%だが、このままいくと 2014-2015 年には 2.8%になってしまうこと、さらには、このままいけば 2014-2015 年には債務残高が GDP の 74.4%にまで上昇し、利払いも年に 670 億ポンドに上るという危機意識があった。具体的な財政赤字削減策としては、2014-15 年までに年 400 億ポンドの赤字の圧縮を図るという目標の下、2014-15 年までに 320 億ポンドの歳出削減、そのために福祉改革による 110 億ポンドの歳出削減、公共部門の給与支払額（の上昇）の 2 年間の凍結、一方で税収額の年 80 億ポンドの増加、具体的には 2011 年 4 月から付加価値税(VAT)の 17.5%から 20%への引き上げ、保険特別税（Insurance Premium Tax）の税率を 6%（基本）、20%への引き上げを行うこととした。

残る 2 分野のうち、「企業」の関係のところでは、これまでのように公共部門への支出を拡大するのではなく、企業が成長できるような環境を整える必要があるという考え方の下、「赤字削減」のところとは打って変わって、2011 年 4 月からの 4 年度の間に、法人税を 28%から 24%に減税、資本課税を 2012 年 4 月から基本税率の 18%への引き下げ、特別税率の 8%への引き下げを実施、企業金融保証（Enterprise Finance Guarantee）、新成長資本基金（New Growth Capital Fund）の創設等の積極的な企業支援策を打ち出している。

また、公平性の部分でも、65 歳以下の税額控除の額を 2011 年 4 月から 1000 ポンドにまで拡大することで、88 万人の最下層所得税支払者が税を免除されるようにする一方で、キャピタルゲイン課税について高所得者への 28%への引き上げ、2011 年 1 月からの不適切な融資を抑制するための、いわゆる銀行税の課税、イングランドの地方自治体に対する 2011-12 年のカウンシルタックスの凍結など、高所得者、低所得者間のバランスをとるための施策を打ち出している。

このように 2010 年の緊急予算においては、これまでの財政政策からの大きな転換となる、圧倒的な赤字削減、緊縮財政策を打ち出しつつ、企業活動、国民間の公平性にも配慮を見せる予算が編成された。[63)]

2.4 2011 年以降の連立政権、保守党単独政権下での財政政策

緊急予算に続く 2011 年の予算[64)]では、政府は昨年打ち出した緊縮財政策の継続を表明し、持続可能かつバランスのとれた成長の新しいモデルを達成すべく、イギリス経済の改革を加速させるとしており、重点テーマとして「強く安定した経済（a stable and stable economy)」、「成長（growth)」、「公平性（fairness)」の 3 つを挙げている。「強く安定した経済」の関連では、金融政策に関し、中長期的に公的融資を管理可能な状態に戻すこと、通貨政策を物価安定、経済安定に資するものにすること、システミックリスクを防ぐために金融部門の規制改革をすることを目標として掲げている。「成長」のところでは、法人税率に関し、前年度の目標をさらに深堀りし、2014 年までに 23%に下げる（そのために、2011 年 4 月から 26%に下げる）ことを始めとし、事業者に年 3 億 5 千万ポンドの負担をしている規制類の廃止、小企業やスタートアップ企業に対する 3 年間の新規制の適用の猶予、企業投資スキーム（Enterprise Investment Scheme（EIS)）の所得税控除を 2011 年 4 月から 30%まで引き上げる等、EIS やベンチャーキャピタル基金（Venture Capital Trusts）の改革、科学資本発展のための 1 億ポンドの投資など、昨年「企業」をテーマにして掲げられていた支援策が継続されている。さらには投資、輸出の奨励策として、鉄道プロジェクトに対する 2 億ポンドの新規基金の設立、地方自治体が道路の陥没補修をするための 1 億ポンドの基金の設立、21 の新たな産業地域（Enterprise Zone）の設置など、積極的な財政支出策も見られる。これまで触れてこなかったが、イギリス政府は従来から環境関連にも予算を充てて積極的に取り組んでいるが、本年の予算においては、環境投資銀行（Green Investment Bank）に 30 億ポンドの初期の資本投入を行うとしている。また、教育を受けた若者の雇用対策についても配慮しており、2 年間で 8 万箇所分の就労体験ができるよう支援、4 年間で 5 万箇所の訓練体験ができるよう支援する等の施策も打ち出している。

3 つ目の「公平性」についてはテーマとして継続しているが、65 歳以下を対象に 2012 年 4 月から所得税の控除を 630 ポンドまで認めること[4]、燃料税を 1 リットルあたり 1 ペンス減税、年金システムの改革等を行うこととしている。

続く 2012 年はロンドンオリンピックの年であったが、‘Budget 2012’[65)]においては、租税システムの改革、公平で、効率的で、シンプルな税制への改革が冒頭で謳われている。2012 年予算は経済のサプライサイドに注目した政府の計画の次なるステージと位置付けている一方、2010 年 6 月の緊急予算に始まった政府の方針は維持されているとされている。‘Budget 2012’におけるメインテーマとしては「安定した経済(a stable economy)、「より公平で効率的で単純な租税システム（a fairer, more efficient and simpler tax system)」、「成長を支援するための改革（reforms to support growth)」の 3 つが掲げられている。

「安定した経済」のところでは、2010、2011 年はインフレによる実質所得の減少、ユーロ危機等による経済回復の弱含んでいる中で、政府として財政圧縮、インフレ・ターゲットの実現などの積極的な通貨政策、金融部門改革、事業者の競争環境整備のための税制改革に取り組んできたことが述べられるとともに、年金受給年齢の見直しに言及している。

「より公平で効率的で単純な租税システム」に関しては、労働者、特に中下位層の労働者が労働に見合った賃金を得られるようにという観点から、2013 年 4 月より所得控除の額を 1100 ポンド上乗せし、トータルで 9205 ポンドの控除を行うこととしている。これは、過去 30 年で最大の控除幅の増加であった。また児童手当についての課税も所得 5 万ポンドまでの家庭に対

[4] 前年の緊急予算では 2011 年 4 月から 1000 ポンドまでを認めることとなっていたもの。

しては非課税となった。一方で、このような手当てシステムに対する不正や誤りを改革するための支援や国民年金を単一階層のシステムにするための改革に取り組むこととしている。企業活動の関連では、これまでよりもさらに踏み込んだ施策を講じており、例えば、所得税の最高税率については 2013 年 4 月より 50%から 45%に引き下げるほか、法人税については、2012 年 4 月から 26%を 24%に、2013 年 4 月には 23%、2014 年 4 月には 22%と更なる 1 %の引き下げに踏み込んでいる。また、シンプルな租税システムの観点からは例えば所得税の免除に関しては 5 万ポンド以上の免除を受けようとする場合には、一律所得の 25%の額とする、既存の年齢に応じて控除額を決定するシステムの凍結、また、公平性の観点からは 200 万ポンド以上の居住用財産に対する土地印紙税（Stamp Duty Land Tax（SDLT））を 7%に引き上げるなどの措置が挙げられている。

3 つ目のテーマである「成長を支援するための改革」では、成長に向けた投資策が書かれており、例えば、前年の予算でアナウンスされていた 1 億ポンドの一部の投資により、ベルファスト、バーミンガム、ブラッドフォード、ブリストル、カーディフ、エディンバラ、リーズ、ロンドン、マンチェスター、ニューキャッスルをスーパーコネクテッドシティにする、さらに 5 千万ポンドを追加してスーパーコネクテッドシティ化の第 2 弾を実施する、また航空宇宙分野の技術革新を支援するために、航空力学の研究所を 2012-2013 年に設立すべく 6 千万ポンドを投資する、北部ハブ鉄道計画に 1 億 3 千万ポンドを投資し、マンチェスター～シェフィールド、ロッチデール、ハリファクス、ブラッドフォード、ボルトン、プレストン、ブラックプール間の輸送ネットワークを改善してネットワークレールを支援する、2013 年 4 月からビデオゲーム、アニメーション、ハイエンドテレビ産業に対する法人税の免除措置を導入する、などが挙げられている。

2.5 2013 年予算[66]、2014 年予算[67]

2010 年の緊急予算に続き、同様の方向性でその後 2 年間の予算が組まれたところであるが、2013 年の予算はこれまでの緊縮予算と少し様相を異にしている。というのも、緊縮財政の結果、GDP 成長率は 2010 年以降急落し（図 10）、2010～2011 年の家計の実質可処分所得も大きく低下（表 3）、失業率も上昇した（図 11）ためである。

図 10[68] イギリスの GDP 成長率の推移　出典：The World Bank

2006-2007	35,801
2007-2008	37,044
2008-2009	34,777
2009-2010	36,238
2010-2011	34,750
2011-2012	33,870
2012-2013	33,301
2013-2014	34,569
2014-2015	35,181

表 3[69] イギリスの家計あたりの実質可処分所得（単位はポンド）出典：Office for National Statistics

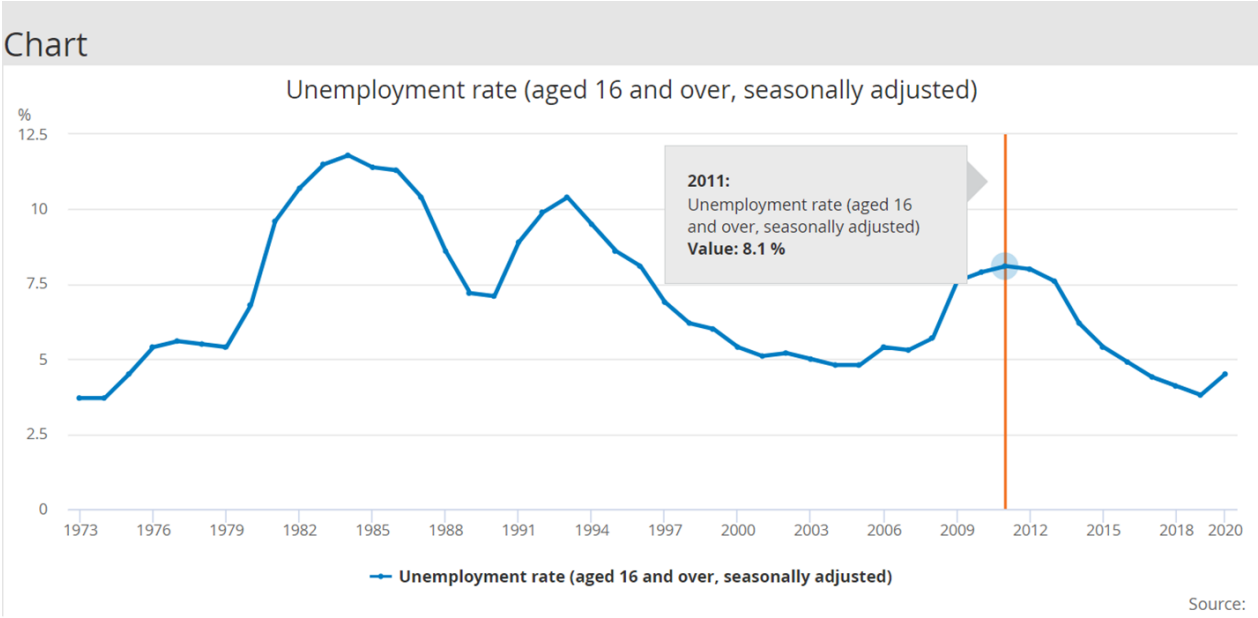

図 11[70] イギリスの失業率　出典：Office for National Statistics

このような中で作成されたのが 2013 年予算であるが、予算書においても、緊縮財政の効果は例えば、公共部門純借入が戦後最大の GDP 比 11.2%から、2009-2010 年からの 3 年間で約 3 分の 1 に減少、2012-2013 年には GDP 比 7.4%まで減少すると予測されており、また、各省庁に割り当てられる政策等予算はここ 3 年間にわたり、年平均で 40 億ポンド削減されており、2012-2013 年においてはこれまでよりも多い 115 億ポンドの削減が図られるなど一定の成果が出ている一方で、予算責任庁（Office for Budget Responsibility (OBR)）は 2013 年の GDP 成長率の予測を 1.2%から 0.6%、2014 年の GDP 成長率の予測を 2.0%から 1.8%へ下方修正しており、過度な緊縮財政が成長の鈍化を招いていることが触れられている。このような状況を受けて、2013 年予算では、省庁の政策等予算の削減額のうち 2013-2014 年に 11 億ポンド、2013-2014 年に 12 億ポンドを住宅取得支援に充てることとするほか、2013 年 4 月から新築の住宅に対して 20%までのローンを支援（売却時に返済可）及び支援に対する所得制限の廃止、ローンの貸手への保証、適正価格での住宅取得支援のための 2 億 2500 万ポンドの支出等の住宅に関する積極的支援を打ち出したほか、法人税率をさらに引き下げ 2015 年 4 月には 20%まで引き下げること、2014 年 4 月より中小事業者等の雇用支援のため、年に 2000 ポンドの雇用手当付与、2015-2016 年までに年 30 億ポンドの資本支出の増加、また、航空宇宙技術研究所（Aerospace Technology Institute）の設立などを含めた 11 の重要分野に対する 16 億ポンドの支援の実施など緊縮財政を緩和する政策が見られた。また、公平性の観点から従来の延長線上で、所得税の控除額を 2014-15 年までにさらに 560 ポンド引き上げ、総額 1 万ポンドの所得控除の達成、燃料税の引き上げの延期の継続、非課税育児スキームの導入などの施策の実施も謳っている。

続く 2014 年予算においては、2013 年予算での措置以来、経済成長が予想を上回り、インフレもターゲットよりも低く、財政赤字も減っていること、財政赤字については 2009-2010 年に比べ 2014-2015 年には GDP 比で半減すると予測されているとの成果に触れられつつ、雇用の対策はまだ足りないとの観点から、前年の予算の方針を踏襲しつつ、成長、公平性の観点から引き続き各種施策が講じられている。成長の観点では、資本控除、エネルギーと住宅分野での支

援を更に行うとしつつ、企業支援のために年間の投資控除額を 2015 年末までに 50 万ポンドに倍増、住宅供給を支援するために 50 万ポンドで建築者支援ファンド(Builders Finance Fund)を設立、洪水防止フェンスの補修のための 1400 万ポンドの支援、ネットワーク関係に 5 年間で 7400 万ポンドの投資等の積極的支援を行っている。また、公平性の観点では、所得控除を 2015 年 4 月から 10500 ポンドまでと当初の政府の目標以上に引き上げるほか、前年にもあったが、ビール税の１ペニー減免、これに加えて、サイダー税の凍結、ワインに対するインフレ対応税スキームの廃止等の一般市民の生活に配慮した政策も見られる。

2.6 保守党単独政権下での予算

これまでリーマンショック前年からのイギリスの予算について見てきたが、最後に 2015 年 5 月の総選挙で保守党が単独政権となってから、ブレグジットの国民投票の前までの予算について見ることとしたい。

まず 2015 年予算[71)]であるが、予算書の冒頭の記載からは、現政権（保守党）は 2010 年に政権獲得以降、ずっとリーマンショックから立ち直るための財政健全化、経済復興に取り組んできたが、本年をその取組みの１つの節目、最終年として位置付けていることが分かる(P1、11 行目‘Now the government needs to finish the job.’)。これまでの施策の効果により、経済成長は 2014 年に GDP2.6%の増加、185 万人の雇用者増を達成、一方で、赤字削減についても 2010 年に定めた目標を達成したと謳っている。2015 年予算は、燃料税の凍結や、アルコール税、ビール税、サイダー税、スピリッツ税の減税や所得控除の拡大など、基本的には前年までの予算を踏襲しているが、特徴的なのは、金融危機の後処理の方策として、(金融政策については後述するが）資本注入をしたロイズ銀行グループ（Lloyds Banking Group）の株式の残り 90 億ポンド分の 2016 年の売り出し、国有化を行ったノーザンロックとブラッドフォード＆ビングリー（Bradford & Bingley）の 130 億ポンドの資産の売り出しについて記載され、債務削減策として期待されている点である。

最後に、ブレグジット国民投票直前の 2016 年予算[72)]について概観する。2016 年予算はその冒頭で‘This is a Budget that puts the next generation first.’と記載されていることを始めとして予算書の各所に‘next generation’という言葉が用いられ、保守党としてこれまでのリーマンショックの事後処理から、次のステージに踏み出すための予算として位置付けていることが見て取れる。次のステージとして政府支出の 0.5%相当額の黒字を達成する、事業活動の支援のための法人税の引き下げの拡大（2020 年に 17%)、キャピタルゲイン課税（基礎税率 18%→10%、高税率 28%→20%）や自営業者課税の引き下げ、教育改革の加速、児童の健康改善のためのソフトドリンク産業への課税（これによる初等教育におけるスポーツに年 3 億 2 千万ポンドの支援)、所得控除の 11500 ポンドへの引き上げ等を政策の柱として打ち出している。これ以外にもローカルコミュニティを重視し、パブやスコッチウィスキー産業への対策として、ビール税、スピリッツ税、サイダー税等の凍結、貯蓄促進のための支援、イングランドにおける事業所税の削減、リーズ・マンチェスター間の所要時間を 50 分から 30 分に減らすために 1 億 6100 万ポンドを投資する High Speed 3 への投資、M62 号線の改修加速、A66 号線、A69 号線を含む北部の道路ネットワーク改善のための 7500 万ポンドの投資などの、ノーザン・パワーハウス（Northern Powerhouse：イギリス北部への分権・振興プロジェクト）の構築支援、また、ロンドンの将来のインフラの安定化のため 8000 万ポンドの Crossrail プロジェクトへの支援等、これまでの予算と比べ、実に幅広く、前向きな印象を受ける予算である。ブレグジット、EU を意識した記載は見当たらないが、2016 年予算は、昨年の選挙前の予算と比べ

て、新しさ、前向き感が強く出ており、政権への信任投票の意味合いも帯びていたブレグジット国民投票の前に、ポジティブなイメージの予算編成に努めたのではないかと想像される。

3. 金融政策（リーマンショック・ユーロ危機への対応）

3.1 リーマンショック

ここまでイギリスの予算を見ることで財政政策の側面から、リーマンショック前からブレグジットの国民投票に至る時期までの状況を概観したが、この時期は金融政策も苦悩を強いられる状況にあった。同時期は、リーマンショックだけでなく、ユーロ危機という２つの大きな金融不安があったが、金融政策についても簡単に触れておくこととしたい。

いわゆるリーマンショック自体は 2008 年 9 月中旬頃であるが、米国のサブプライムローン問題に端を発した信用不安は 2007 年頃から始まっており、イギリスもその頃から当然影響を受けていた。具体的には 2007 年 9 月のノーザンロック銀行の取り付け騒ぎからその動きはイギリスにおいても目に見えるようになり、2008 年 2 月には Banking (Special Provisions) Act 2008 により同行は一時国有化される。また、これに続き 2008 年 9 月には、同じく Banking Act 2008 に基づき、ブラッドフォード＆ビングリー（Bradford & Bingley）銀行の個人預金と支店はアビー（Abbey）銀行に引き継がれ、また、このために計 180 億ポンドに上る額が財務省等から支援された上で、残りの業務について国有化された。さらには、2008 年 11 月 30 日には FSA（Financial Services Authority）は London Scottish Bank Plc を管理下に置くことを決定し、以後の預金受け入れを停止する。また、大手銀行との関係では、政府は 2008 年 10 月に銀行資本増強計画(Bank Recapitalisation Scheme)を発表したが、RBS(Royal Bank of Scotland)、Lloyds TSB、HBOS においては株主の同意を得て、政府による資本増強を受けることとなった。RBS においては 200 億ポンド、Lloyds 銀行グループ（Lloyds TSB と HBOS は 2009 年 1 月に合併した。）については 170 億ポンドが注入され、政府の管理下に置かれた状態で経営再建を目指すことになった。この他にも 2008 年 10 月には信用保証スキーム（Credit Guarantee Scheme（CGS))を設置し、政府による銀行債務の信用保証、また、イギリス金融投資会社(UK Financial Investment Ltd (UKFI)) の設立による、金融機関への政府の投資の管理など、様々な対策を行った。2009 年には金融システムの安定化、個々の銀行の救済、預金者の保護、イングランド銀行の機能強化を目的として Banking Act 2009 を制定するなど、イギリスはリーマンショックに対峙し、積極的な財政政策とともに、金融政策についても迅速に講じたと思われる。先述したが、これらの対策は財政赤字を GDP の 5%近くまで拡大させ、政府部門の純借入も倍増、政府債務残高は 2009 年度には名目 GDP60%を超えることとはなったが、ブラウン政権下のイギリスは、これにより短期間で経済復興を果たすことができたのだと思われる。

3.2 ユーロ危機[73)74)75)]

リーマンショックに端を発し、この時期は EU 各国も財政危機に陥った。2009 年 10 月ギリシャで政権交代がなされたが、この新政権が同国の財政赤字に関し、これまで発表していた対 GDP 比 3.7%は事実ではなく、実際は 12.7%にも上るということを発表した。規模が想定外に大きかったためこの発表がユーロの存続に対する疑念を生み、その疑念は、アイルランド、ポルトガル、スペイン、イタリア等に飛び火し、ユーロ危機が勃発した。EU はこのような危機に対して、2010 年 5 月に 3 年期限の暫定的な枠組みとして創設された欧州金融安定ファシリティ（European Financial Stability Facility: EFSF）と EFSF の後継としての位置づけで恒久的な機関として 2012 年 10 月に設立された欧州安定メカニズム（European Safety Mechanism: ESM）が、国際通貨基金(IMF)とともに緊縮財政や構造改革を条件とする支援を実施することで

対処し、ユーロ危機は結果的に収束した。なお、イギリスは上記２つのいずれの枠組みにも出資をしなかったが、一連のユーロ危機においては、アイルランドに対して二国間融資として38.4億ユーロを貸し付けており[76)]、ユーロ採用国ではないものの、結果的にユーロ危機に関与することになった。

4. 移民政策[77)78)]

ブレグジットの国民投票において離脱に繋がった主要因の１つとして移民問題が挙げられているが、具体的にどのように争点化していったのか。2000 年前後の EU 及び英国の移民政策を簡単に振り返りながら分析したい。

EU の統合は、モノ、資本、サービス、人の 4 つの自由な移動を基本とすることで進められてきた。EC から EU へと統合が深化するなかで、加盟国の国民は EU 市民と規定され、経済活動に限らない EU 域内の自由移動の権利が認められている。国境管理については、1995 年 3 月にシェンゲン協定が発効し、締約国間での国境管理が撤廃されたが、EU 加盟国のうち、デンマーク、イギリス、アイルランドは参加しなかった（オプト・アウト（適用除外））。つまりシェンゲン協定の発効により、イギリス自体には、国境管理に関して何も変化はなかったのだが、その一方で、シェンゲン協定加盟国間、特にフランス、ドイツ等のヨーロッパ大陸諸国間では、EU 市民の域内移動の自由が保障されるだけなく、結果的に域内の第三国国民の自由移動も保障することになった。以下の図では 1995 年半ばから移民が増加し始めているが、シェンゲン協定の発効はイギリス以外の EU 加盟国経由での第三国移民の増加に寄与したのではないかと思われる。

一方、2000 年前後は、イギリス国内でも移民関係の制度に大きな変化が起きた時期でもある。1998 年に誕生した労働党ブレア政権は、経済成長による労働力不足を解消する観点から、大規模な移民受け入れ政策に舵を切った。まず 2000 年には労働許可証の発給規制を 30 年ぶりに緩和した。続いて 2002 年には、高度技術移民プログラム（Highly Skilled Migrant Programme: HSMP）を導入し、高度の技術や経験を有する移民については、イギリス国内の求人がない状態でも、就労等を許可することとした。この結果、純移民数は毎年 10 万人以上から、20 万人、30 万人へと増加していく。

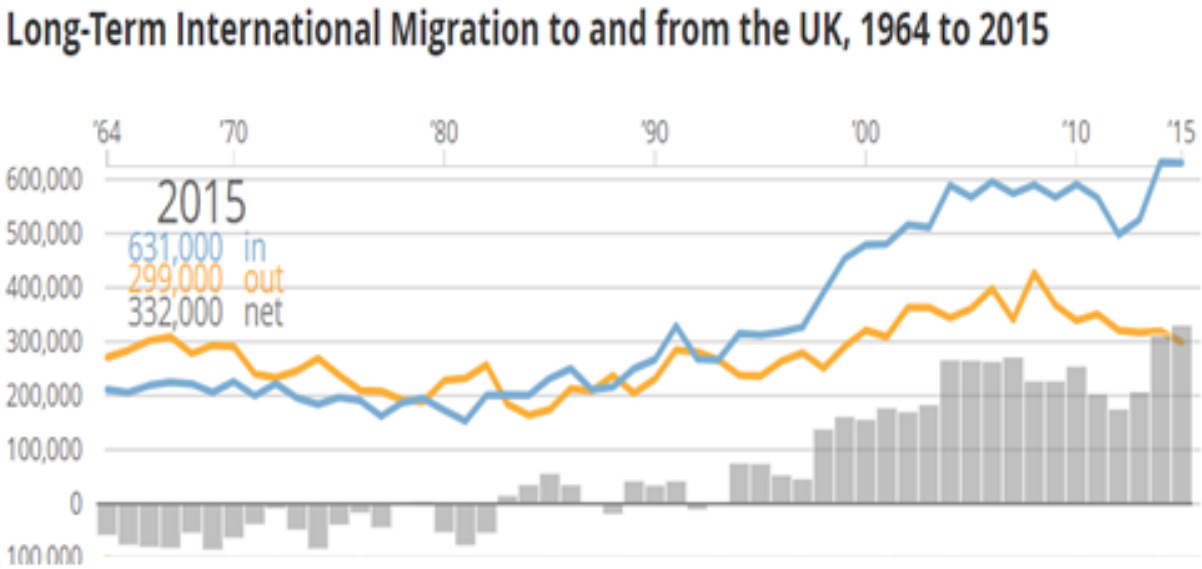

図 12[79)] イギリスの移民の長期的傾向　出典：Office for National Statistics

このような流れの中で、EU は大きな節目を迎える。2004 年の東方拡大である。2004 年の拡大対象国は 10 か国（キプロス、チェコ、エストニア、ハンガリー、ラトビア、リトアニア、マルタ、ポーランド、スロバキア、スロベニア）と非常に多く、その大半がいわゆる旧東側諸国であり、現加盟国との経済格差も大きかった。このような状況もあるので、現加盟国はマルタとキプロスを除く新規加盟国の EU 市民の自由移動の権利を最長 7 年間制限することが認められた。

EU 自らが制限措置を認めているように、2004 年の東方拡大は、当然イギリスにとっても移民増加という影響を受ける大きな変化であった。しかしながら、移民の積極的な受け入れ政策に既に舵を切っていたイギリスは、アイルランドとともにこの制限措置を使用しなかった。結果的にイギリスは 2005 年以降、予測よりも毎年 6 万人以上も多い移民の増加に直面することとなった（表 4 参照）。

Revised Net Long-Term International Migration
time series, calendar years 2001-2011

United Kingdom
Thousands

Year	Revised net migration estimate	Original net migration estimate	Difference between original and revised net migration estimates
Balance			
2001	+ 179	+ 171	+ 8
2002	+ 172	+ 153	+ 19
2003	+ 185	+ 148	+ 37
2004	+ 268	+ 245	+ 23
2005	+ 267	+ 206	+ 61
2006	+ 265	+ 198	+ 67
2007	+ 273	+ 233	+ 40
2008	+ 229	+ 163	+ 66
2009	+ 229	+ 198	+ 31
2010	+ 256	+ 252	+ 4
2011	+ 205	+ 215	- 10

表 4[80] イギリスへの移民流入数　出典：Office for National Statistics（データより一部抜粋）

このような状況に直面したイギリスは、移民政策の見直しに着手、2005 年 2 月に「Controlling our borders: Making migration work for Britain, Five year strategy for asylum and immigration」[81]という移民・難民政策の 5 カ年の戦略を策定し、移民政策の見直しに着手することになる。同戦略においては、移民はイギリスの人手不足を補い、経済にも貢献してきた大事な存在という前提に立ちつつも、違法に入国する移民を問題視し、手続きの濫用がなされないようにするという観点から制度を見直すという考え方に立っている。同戦略の前文において当時のトニー・ブレア首相は、「移民を管理することは、イギリスにとって良いだけでなく、イギリスの継続的な繁栄に不可欠なものである（‘Managed migration is

not just good for this country. It is essential for our continued prosperity.’)」と述べており、移民を拒否するのではなく、管理した上で受け入れるというイギリスの政策的スタンスを明らかにしている。上記戦略に続き、2006 年 3 月に出された「A Points-Based System: Making Migration Work for Britain」[82)]は制度改正を具体化したものであるが、移民のカテゴリーを 5 つに分け、ポイント制により、全ての移民の入国を審査するシステムを提案した。当該文書において移民政策（移民管理）の考え方が記されているが、その考え方は、2004 年のＥＵ拡大によって、イギリスは自国の経済に貢献する労働力たる移民を EU 域内より獲得した、今後労働力の確保を考えていく際には、まずイギリス国内、次に EU 加盟国、最後に第三国の順番とする、すなわち、第三国からの移民を制限するために、今般のポイント制を導入するとしている。ポイント制により、基準をクリアできるかが一義的に明らかになることで、不正な申請が減るとの考え方であった。上記ポイント制は 2008 年 2 月より、順次導入されている。上述のように、EU 加盟国からの移民についてはポジティブな態度を示していたイギリスであったが、一方で先の図が示すように、急激な移民の増加に苦しんでいたイギリスは、2007 年に新規加盟したブルガリアとルーマニアに対し、労働者の自由移動を制限する 7 年間の移行措置を実施した。しかしながら 2014 年に両国に対しての移行措置が終了すると、この 2 国からの移民も急激に増加（2013 年 25000 人→2014 年 49000 人、2015 年 65000 人）する一方、第三国移民（2013 年 248000 人、2014 年 287000 人、2015 年 279000 人）と EU 移民（2013 年 201000 人、2014 年 264000 人、2015 年 269000 人）の数が同レベルに達する事態に至り、移民問題は EU 移民・第三国移民の区別なく深刻化する。

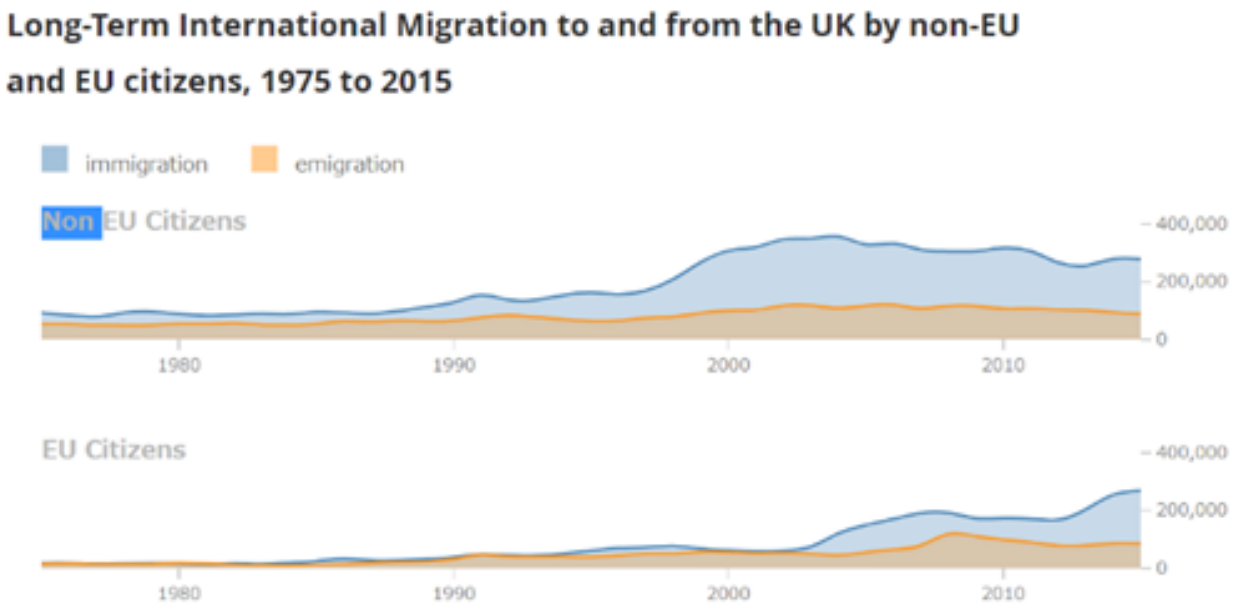

図 13[83)] イギリスの移民（EU、EU 外）の長期的傾向　出典：Office for National Statistics

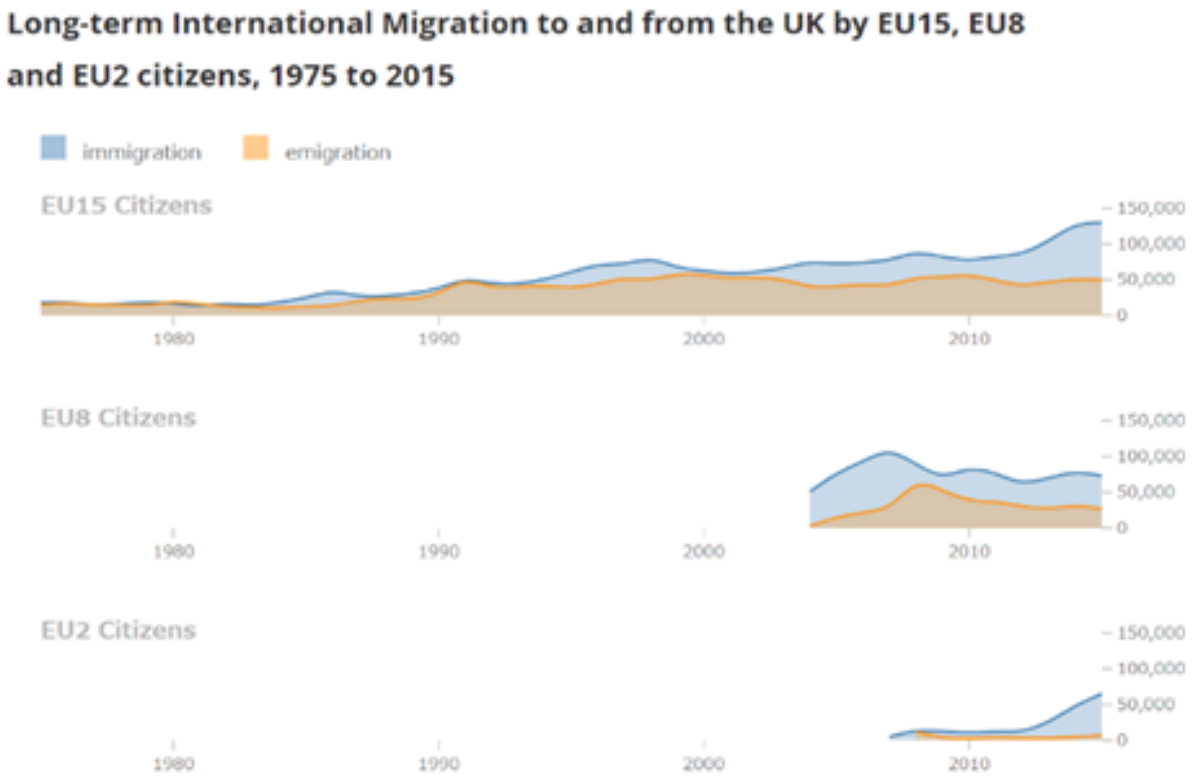

図 14[84] イギリスにおける EU 加盟国 15 か国（オーストリア、ベルギー、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、イギリス）、EU 加盟 8 か国（チェコ、エストニア、ハンガリー、ラトビア、リトアニア、ポーランド、スロバキア、スロベニア）、EU 加盟 2 か国（ブルガリア、ルーマニア）からの移民の長期的傾向 出典：Office for National Statistics

このようにトニー・ブレア首相の労働党政権下で移民政策の大きな転換が図られ、それは続くゴードン・ブラウン首相にも受け継がれたが、労働党政権下における政策転換は、結果的に移民問題の深刻化につながった。一方、2010 年の総選挙以降、保守党が政権を担うこととなったが、保守党政権下においても、上述の通り、移民は増加の傾向に歯止めがかかることはなく、移民問題は一層深刻化した。このような中で、反移民、反 EU を掲げる英国独立党（UKIP）は、これまで泡沫政党に過ぎなかったが、2014 年 5 月の欧州議会選挙で第 1 党となり、また、2015 年イギリスの総選挙で 12．6%という高い得票率を記録するなど、反移民、反 EU の世論が無視できない潮流となっていった。

このような流れを受けディビッド・キャメロン首相[85]は 2013 年 1 月 23 日のブルームバーグでの演説[86][87]において、21 世紀の新しい EU（との関係）を構築するため、①競争力（competitiveness）、②柔軟性（flexibility）、③加盟国への権限の返還（power must be able to flow back to Member States）、④民主的説明責任（democratic accountability）、⑤公平性（fairness）を原則として EU の改革について交渉するとし、その交渉の結果に基づいて EU 残留の是非について国民投票を行うことを宣言した。また、この宣言を受け、2015 年 12 月には国民投票を実施するための法律、European Union Referendum Act 2015 が制定された。EU の改革についての交渉は 2016 年 2 月の欧州理事会で最終合意[88]がなされ、改革合意は経済のガバナンス（Economic Governance）、競争力（Competitiveness）、主権（Sovereignty）、社会

給付と自由移動（Social Benefits and Free Movement）の 4 分野についてなされた。その詳細についてはここでは触れないこととするが、合意の翌日、2 月 20 日にキャメロン首相によりなされた声明[89]によれば、今回の交渉の目的の 1 つは移民問題であり、EU が保障している人の自由移動の乱用とイギリスの福祉システムが移民を惹きつけている状況を改善し、EU 域内からの非常に高いレベルにまで達している移民の数を減らすことであったとしている。具体的には、移民問題と関係のある「社会給付と自由移動」の分野においては、EU からの移民であっても 6 ヶ月以内に仕事を見つけることができなかった者については退去を求めること、EU 移民がイギリスにおいて完全な社会保障給付を得るために、4 年間の猶予期間を設けるという緊急措置を設けること及び当該緊急措置を発動した場合には、7 年間にわたり当該措置をとることができること、EU 移民は今後イギリスの基準で児童手当を受け取ってそれを母国に送ることができなくなること、EU 移民が EU 外から家族を連れてくる場合にも、イギリスの入管法制の対象とすること等について合意しており、この成果をもってキャメロン首相は国民投票に臨むことになる。EU には多くの要求を突きつけたが、キャメロン首相は当該声明の締めくくりにおいて ‘And that is why I will be campaigning with all my heart and soul to persuade the British people to remain in the reformed European Union that we have secured today.’ と述べたように、あくまでイギリス国民に「改革された EU」に留まるように説得するために交渉を行ったのであったが、国民投票の結果は皮肉にも「離脱」というものであった。

5. 国民投票の結果（残留・離脱の理由）[90]

これまでブレグジット国民投票において 2 大争点とされた、経済問題、移民問題について、国民投票直前の財政政策、移民政策を概観した。では経済問題、移民問題は実際の国民投票においてどのような影響を与えたのか、国民投票の翌日（2016 年 6 月 24 日）に実施された世論調査等を参考にしながら見ていくこととしたい。

国民投票の結果は、離脱 51．9%、残留 48.1%の僅差であった。投票までのキャンペーンでは、若者は残留支持者が多く、一方で高齢者は離脱支持者が多いと言われ、当時の報道においては、残留支持派の若者と、離脱支持派の老人が路上で言い争いをするといったシーンがテレビで放映されていたことが強く記憶に残っている。では各世代の実際の投票行動はどのようなものだったか。

5.1 各世代の投票行動、投票率

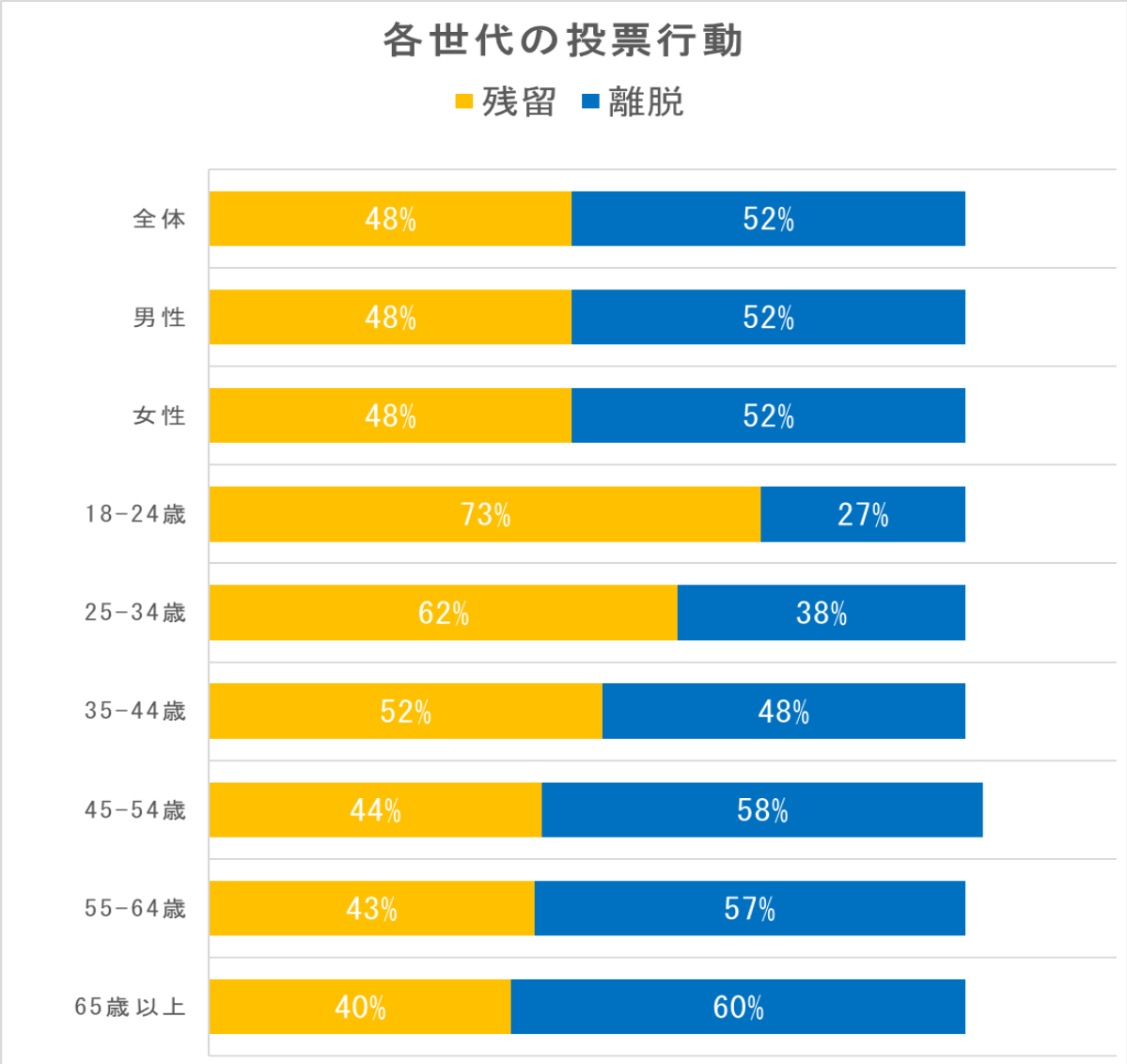

図 15[91] 各世代別の投票行動　出典：Lord Ashcroft Polls に基づき筆者作成

図 15 を見ると、男女別での投票傾向は、全体の投票結果と一致している。一方で、世代間には明確な特徴が見て取れる。まず 18～24 歳の有権者の最も若い世代は残留支持が 73%と、圧倒的に残留支持者が多い。この傾向は続く 25～34 歳でも同様で 62%と残留派が圧倒している。35～44 歳で残留派と離脱派の割合が均衡し始め、次の世代からは、傾向が全く逆転する。18～24 歳までの傾向ほど圧倒的なものではないが、以降の世代では、44～54 歳では離脱派 56%、55～64 歳でも 57%、65 歳以上の世代でも 60%といずれの世代でも離脱派が上回っている。

18～24 歳、25～34 歳で残留派が圧倒的な割合を占めているのにも拘わらず、投票結果は拮抗しているというか離脱派に逆転をされている。当時の報道によれば若者の残留支持は圧倒的ではあったものの、有権者として投票に行った者が少なかった（ある意味若者らしい投票行動）一方で、高齢者の有権者の投票率は非常に高かったと言われており、これがこのような逆転の結果につながったことが推察されるが、実際はどうだったのか。

London School of Economics（LSE）の研究者（Michael Bruter and Sarah Harrison）の調査、‘EU referendum: breaking indifference How age affected voting’ [92]によれば、投票直後に Sky Data がツイートで公表した情報に基づけば、18～24 歳の投票率はたったの 36%である一方、65 歳以上の投票率は 83%にも上ったと言われている。しかし、同調査はこの数値は Sky Data の後のツイートによれば、2015 年の総選挙で実施した調査に基づく数値とのことであり、実際の投票率に近いかは疑わしいとも述べている。各世代における投票率は公表されていないため、投票率については、推計するしかないが、同調査においては、2 つの手法を用いて推計を行っている。1 つは 3 段階パネル調査に基づく推計、もう 1 つはサンプル調査において実際に投票したかどうかを確認した結果に基づく推計である。3 段階パネル調査においては、3008 人の固定した対象者に 2016 年 4 月後半、5 月後半、6 月後半（国民投票後）の 3 回にわたり同じ質問の調査を行うことで投票率を推計した。これによれば、18～24 歳の投票率は 70%であり、25～39 歳の投票率は 67%となった。

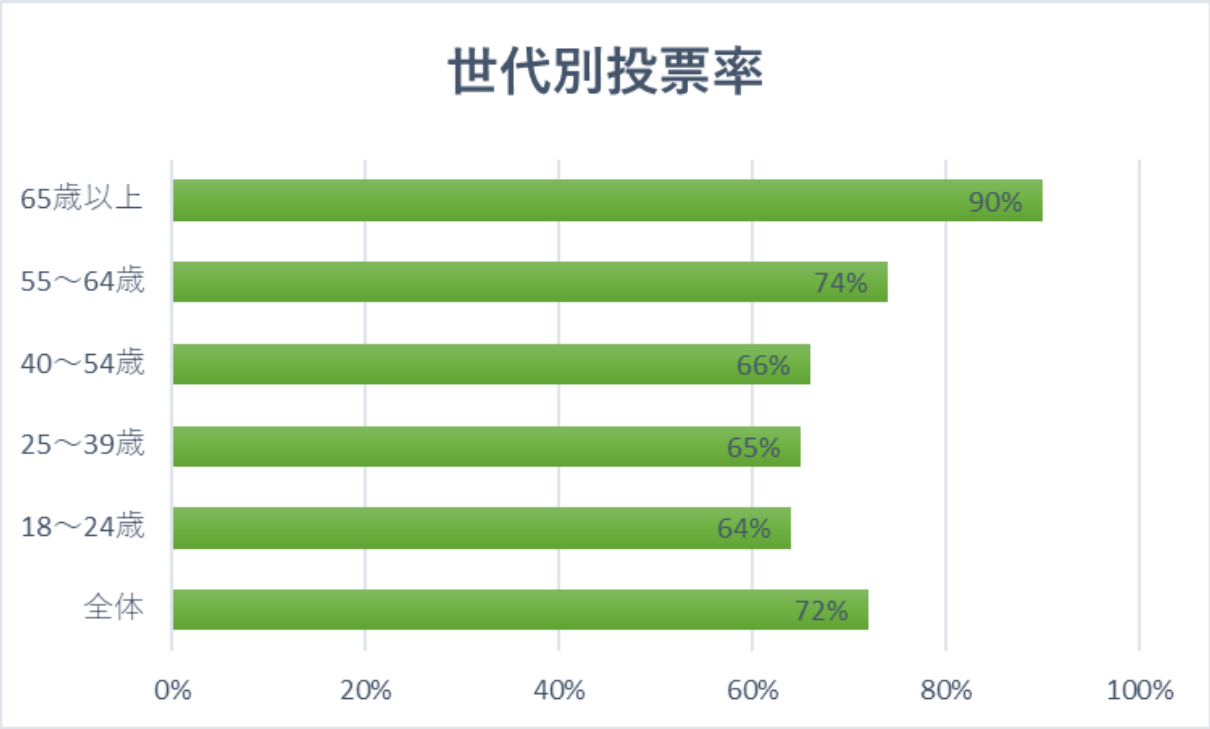

図 16[93)94)] 世代別投票率 出典：Michael Bruter and Sarah Harrison の調査を基に筆者作成

一方、後者のサンプル調査（2008 人を対象）に基づく推計については、同調査が述べるところによれば、前者よりも説得力が弱いが実際の投票率により近いものであるとのことであるが、その推計によれば、上図に示す通り、全体の投票率が 72%、18～24 歳の投票率は 64%、25～39 歳の投票率は 65%、一方で、40～54 歳の投票率は 66%、55～64 歳の投票率は 74%、65 歳以上の投票率に至っては、90%となっている。若年層の投票率については、投票直後の Sky Data によるものに比べればだいぶ高く、全体の投票率より少し低い程度で抑えられているが、一方で 65 歳以上の投票率に至っては Sky Data による投票率を遙かに上回っている。図 15 などの基となっている‘Lord Ashcroft Polls’と‘EU referendum: breaking indifference How age affected voting’は別の調査であり、両者を単純に掛け合わせた比較はできないが、EU 残留を圧倒的に支持するものの、投票行動は比較的マイルドであった若者と EU 離脱を強く支持し、その熱い気持ちを持ってせっせと投票所に向かった老人の戦いという構図が浮かび上がる（そしてその結果、手堅い老人たちに若者が競り負けた）。

5.2 教育レベルによる投票行動の違い

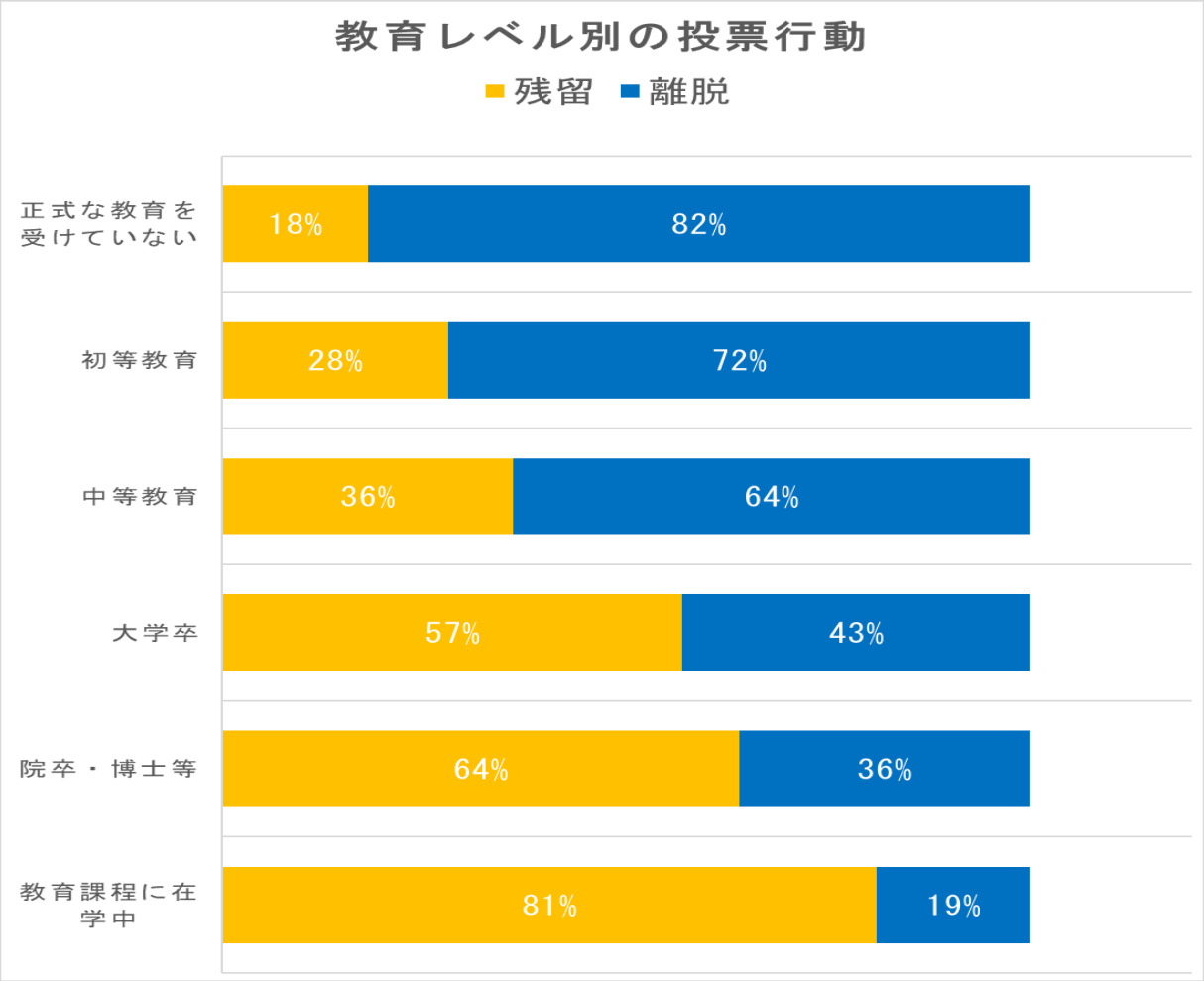

図 17[95]　教育レベル別の投票行動　出典：Lord Ashcroft Polls を基に筆者作成

筆者は本稿の冒頭で、大学院に通う筆者の同級生は皆残留派だったという話をしたが、教育レベルによる投票行動はどのようなものだったか。図 17 によれば、実に明確な傾向が見て取

れる。すなわち、投票結果については、①正式な教育を受けていない者（No formal education）残留 18%、離脱 82%②初等教育（Primary school）残留 28%、離脱 72%、③中等教育（Secondary school）残留 36%、離脱 64%、④大学卒（University degree）残留 57%、離脱 43%、⑤院卒・博士等（Higher university degree）残留 64%、離脱 36%、と教育レベルが低いほど、離脱傾向が非常に強くなり、教育レベルが高くなるほど、残留傾向が非常に強くなっている。上図の右端は教育課程に在学中（Still in full time education）の者の投票行動を表しているが、在学中の者に至っては、残留 81%と現在の教育環境が EU の加盟国であることにより恵まれた状況にあることをとても強く認識していると思われる。このアンケートの結果を見る限り、国民投票の結果判明時に、筆者の同級生のイギリス人たちがそろいもそろって離脱派勝利の投票結果を嘆いていたことは、当時のイギリスの状況を反映していた光景であったのだということが分かる。

5.3 社会階層別の投票行動

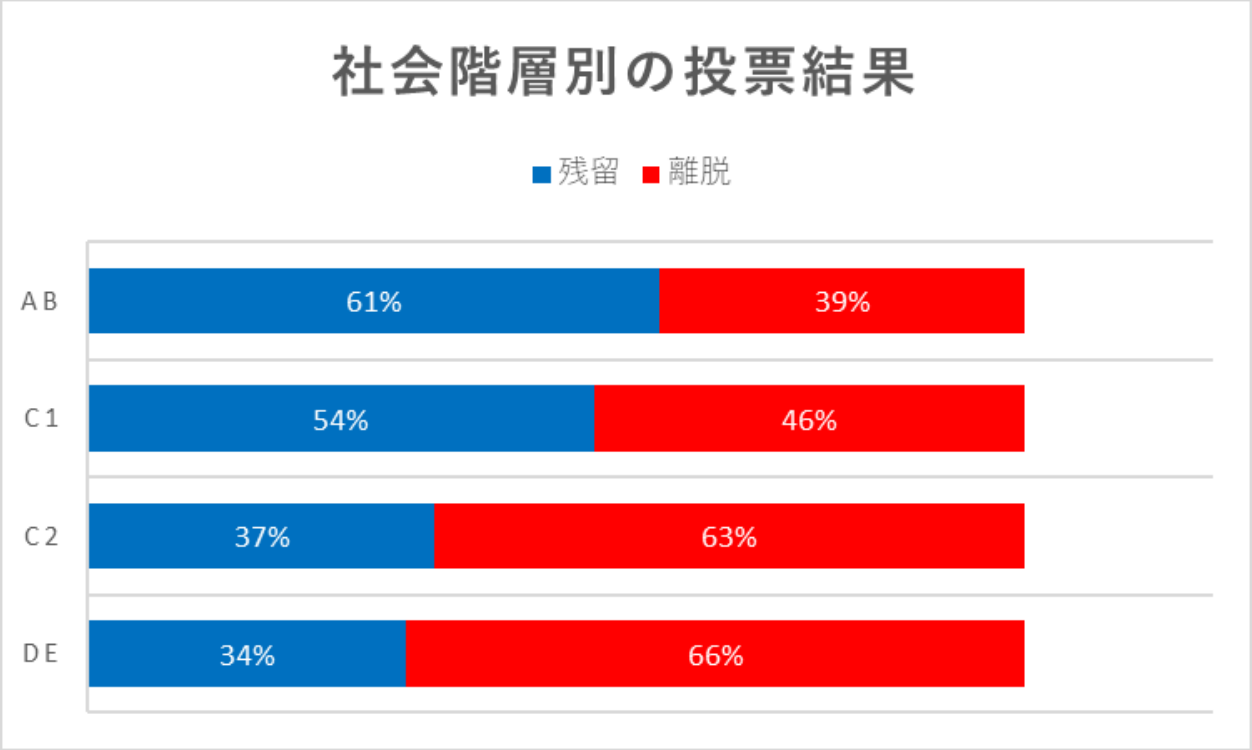

図 18[96] 社会階層別の投票結果　出典：YouGov Survey Results を基に筆者作成

では、社会階層別（Social Grade[5]）の投票行動はどのようなものだったか。YouGov が行っている調査結果を纏めたものが図 18 であるが、これも実に分かり易い傾向が見てとれる。社

[5] 1956 年にイギリスの 3 つの出版・広告関係事業者団体（the Institute of Practitioners in Advertising（IPA）、 the Newspaper Publishers Association（NPA）、 the Periodical Publishers Association（PPA））により設立された合弁企業である National Readership Survey（NRS）が調査の分析のために生み出した人口分類のためのシステム。 A1（高度な運営、管理、専門職）、B（中間的な運営、管理、専門職））、C1（監督的、事務的な下級の運営、管理、専門職）、C2(熟練した肉体労働者)、D(半熟練の肉体労働者、熟練していない肉体労働者)、E（年金受給者、日雇い・最下層労働者、失業手当のみで生活する失業者）の 6 つ

会階層が上位に位置する（A、B）ほど、残留を望む傾向が高く、社会階層が低い、職がない階層（D、E）ほど離脱を望む傾向が強くなっている。

5.4 所得別の投票行動

5.3 の社会階層は、いわば職業別で当時の社会に置かれているポジションで分けたものであったが、では、もう 1 歩ダイレクトに踏み込んで、所得別ではどのような傾向が見てとれるのか。以下が YouGov の調査結果を基に作成した図であるが、社会階層別の投票結果と同様の傾向が見てとれる。収入が多いほど、残留を望み、収入が低くなるほど離脱を望む傾向が強くなっている。これらのことから社会的立場も低く、収入も低い人々が離脱を強く望んでいたことが良く分かる。

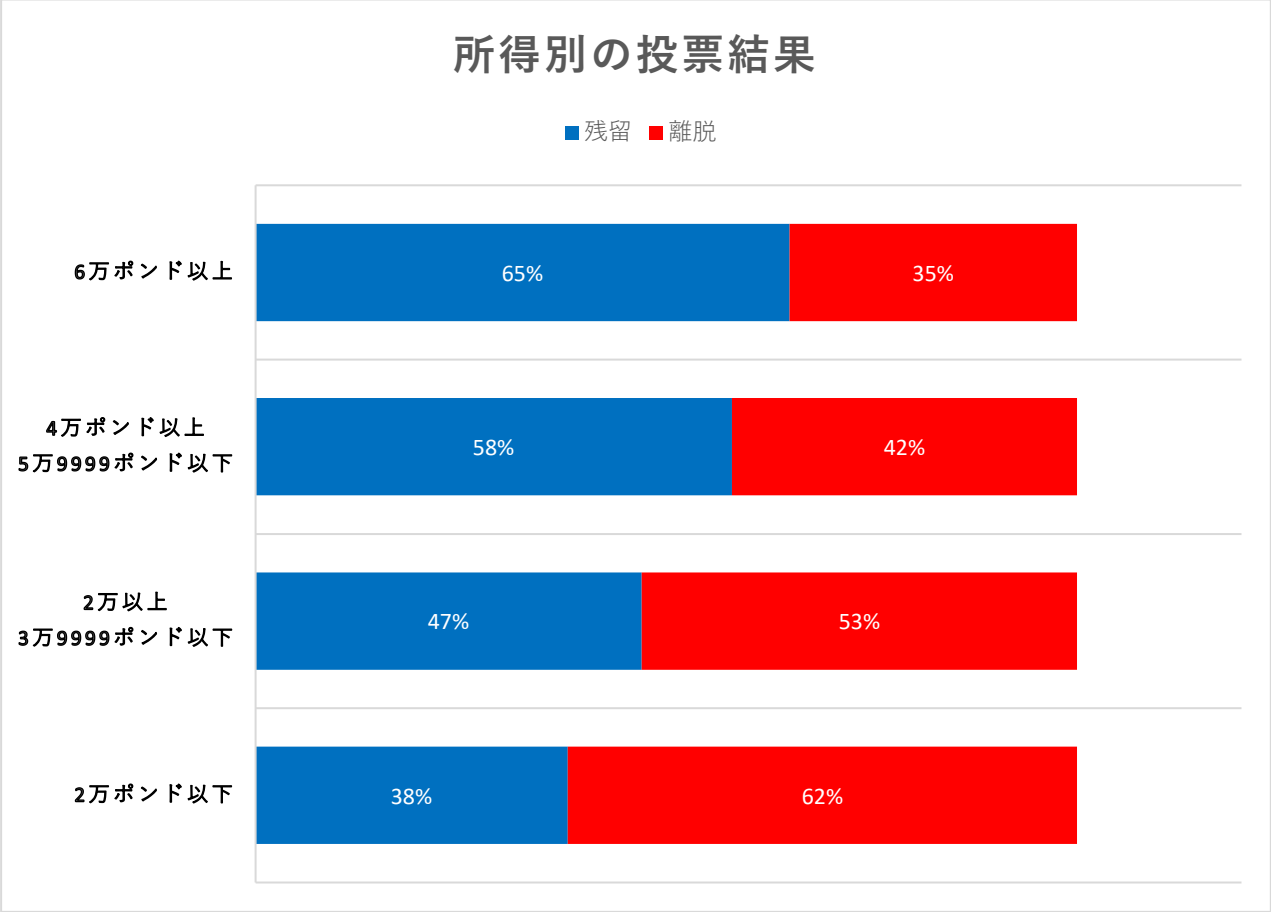

図 19[97] 所得別の投票結果　出典：YouGov Survey Results を基に筆者作成

5.5 地域別の投票行動

これまでは、投票者の年齢や性別、社会的階層や収入など、どちらかというと個々の投票者の属性に着目した投票行動の傾向について分析してきた。一方で、今回の国民投票では、都市部と地方部また、イングランドとスコットランド等で投票結果がだいぶ異なっていたと言われているが、実際の地域別の投票行動はどのようなものだったのかについて見てみることにしたい。

の階層からなる。NRS の HP によれば国民投票のあった 2016 年のそれぞれの社会階層の構成割合は、A1：4%、B：23%、C1：28%、C2：20%、D：15%、E：10%となっている。

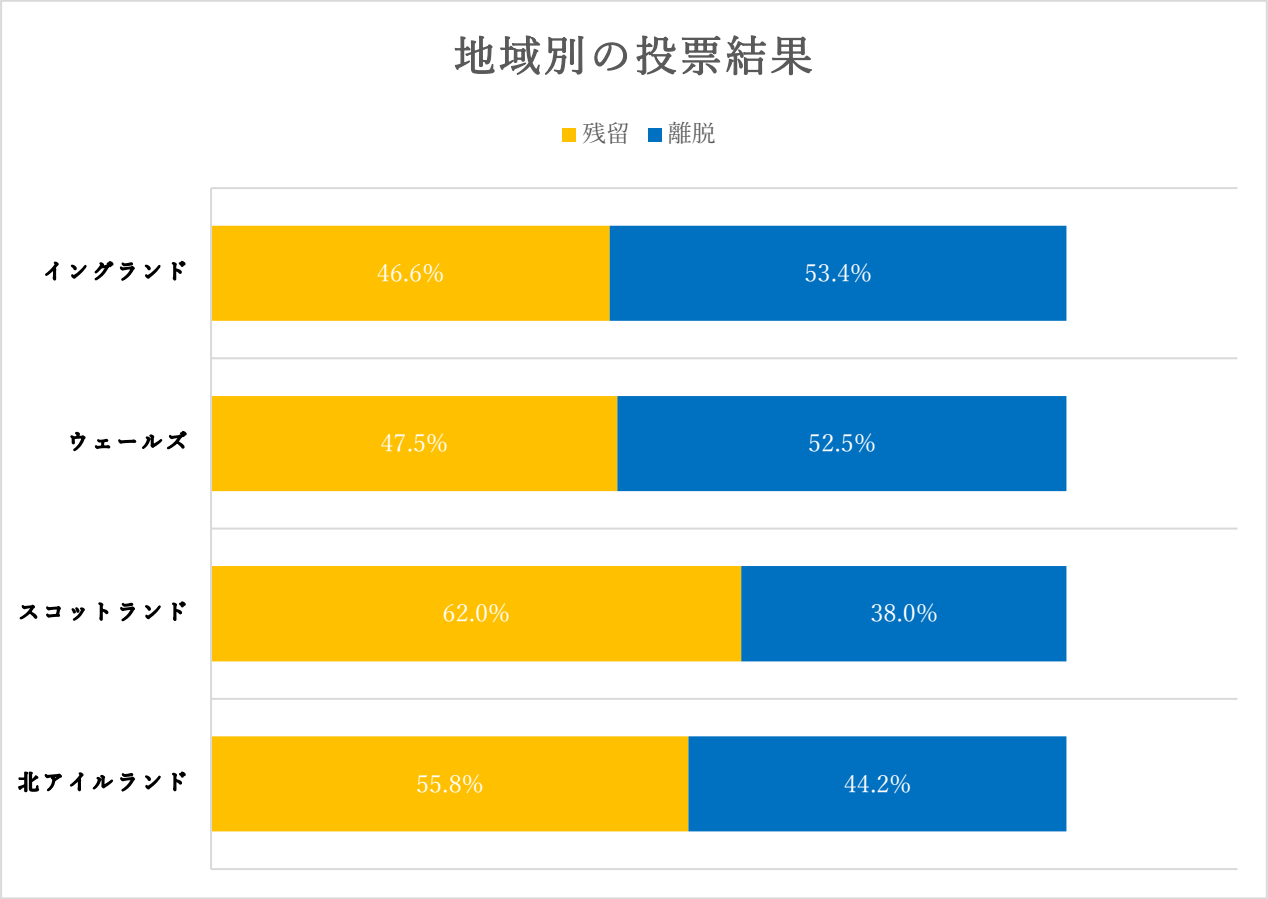

図 20[98] 地域別の投票結果　出典：BBC　'EU REFERENDUM' ホームページ 'Results' を基に筆者作成

図 20 の通り、イングランド、ウェールズでは離脱派が勝利、スコットランドでは残留派が圧勝、北アイルランドでも 55.8%の票を獲得し、残留派が勝利している。スコットランドがこれだけ残留の支持が多いことについては、確実なことは言えないが、同地域は農業地域であり、EU の加盟国が享受する 4 つの自由のうち、モノの自由移動（Free movement of Goods）の恩恵を多く受けているからではないかと考えられる[99)100)]。また、その一方でイングランドのように、移民の急激な増加にも晒されていないことも理由なのではないかと考えられる。北アイルランドについては、この点理由はさらに明確で、EU から離脱することになると、アイルランド、北アイルランド国境問題が復活してしまうことが理由として挙げられる（この点については、後述するが、実際にブレグジット決定後の離脱協定交渉について、非常に大きな争点の 1 つとなって、交渉が揉める原因となっている。）。では、主立った都市等での投票結果はどのようなものであったのだろうか。いくつかの都市等について、ここにピックアップしてみたい。

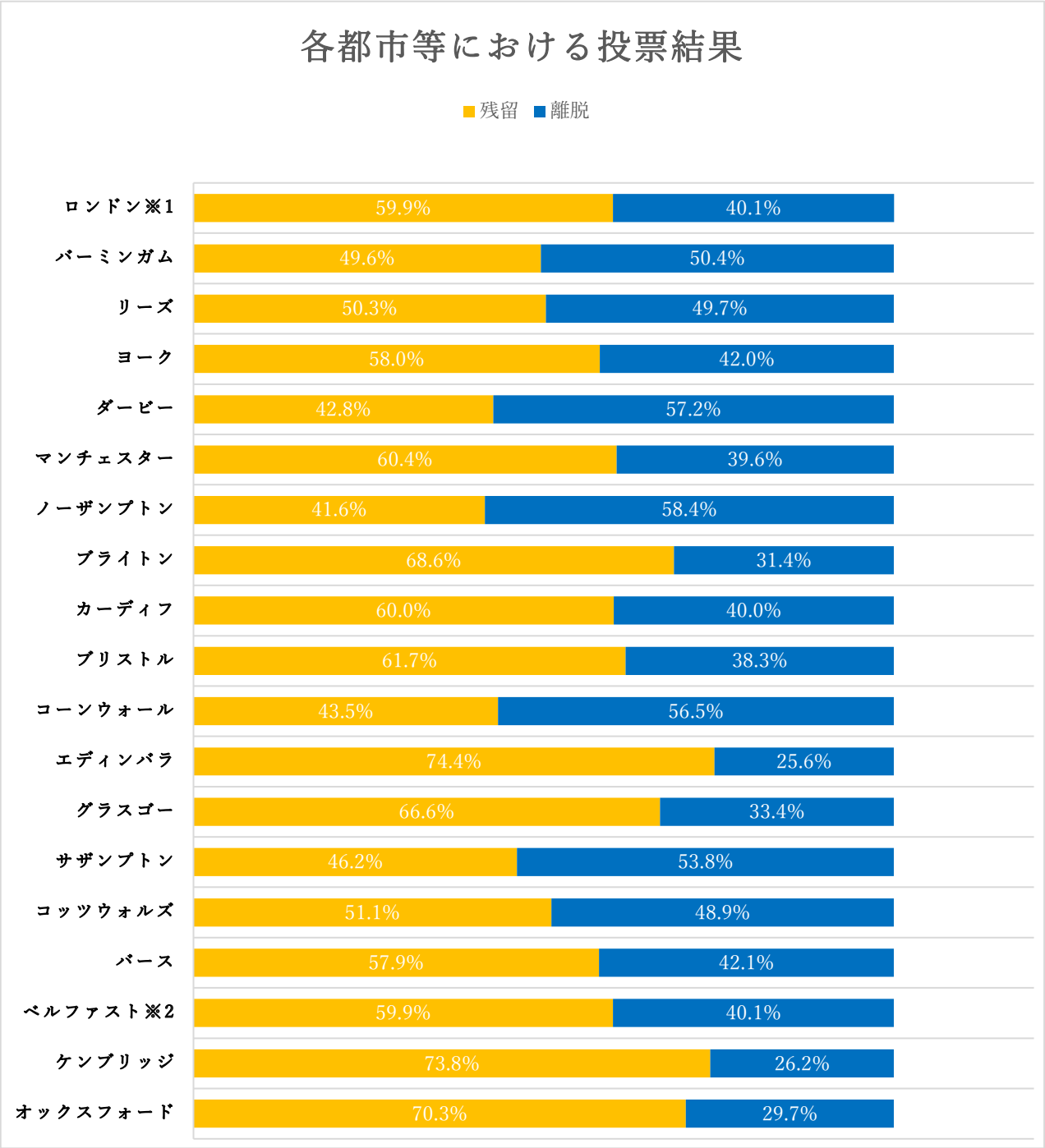

図 21[101)] 各都市等における投票結果　出典：BBC ‘EU REFERENDUM’ ホームページ ‘Results’ を基に筆者作成。※1 ロンドンについては、ロンドンの全ての地区（Borough）の投票結果を合計して筆者が計算した数値[102)]。※2 ベルファストについては North, South, East, West の 4 つの地区の投票結果を合計して筆者が計算した数値。

図 21 の各都市等の投票結果から見えてくることは、イングランド、スコットランド、ウェールズ、北アイルランドいずれの地域においても、バーミンガムなどの一部の都市を除き、都市部では残留派の割合の方が上回っていたことが分かる。一方で、各地域とも都市周辺部、また小規模都市、上図で言えば、ノーザンプトン、ダービー、サザンプトンといった所では、離脱派の割合が高かったことが分かる。その一方で小さな街であるものの、観光地として他の地

域や、EU を含めた他の国からの旅行者等との交流が盛んなコッツウォルズやバースのような地域は残留派の割合が高く、また、オックスフォードやケンブリッジのような世界トップレベルの大学を擁する学際都市では高学歴・知識層が多いためか、残留派が圧倒的な割合を占めていることが分かる。

5.6 残留、離脱に投票した理由は何だったのか。

これまでどのような社会的属性を持つ人々がそれぞれ残留、離脱に投票したのか、そして都市や地域によって投票結果にどのような特徴があったのかについて見てきた。今度は、残留、離脱に一票を投じた人達が、一体どのような理由で残留、離脱を選択したのかについて見てみることとしたい。

国民投票の翌日（2016 年 6 月 24 日）に実施された世論調査（Lord Ashcroft Polls[6]）において実際にどのような理由で残留・離脱に投票したかを伺い知ることができる。まず、離脱に投票した理由について、有権者（回答者 6420 人）はなぜそうしたのか、という質問に対し、

①「イギリスに関わる決定はイギリスで行われるべきということが原則だから（‘The principle that decisions about the UK should be taken in the UK.’）」(49%)

②「イギリスが移民と国境に対するコントロールを回復する最良のチャンスが離脱により与えられるから(‘Voting to leave offered the best chance for the UK to regain control over immigration and its own borders’)」(33%)

③「残留は、EU が今後どのように加盟国や権限を拡大するかについて選択権がないことを意味するから(‘Remaining meant little or no choice about how the EU expanded its membership or powers’)」(13%)の順で回答、そして、

④「貿易と経済の面で EU の一部であるより外にいる方が有益であると考えたから（‘when it comes to trade and the economy, the UK would benefit more from being outside the EU than from being part of it.’）」(6%)

が最も少なかった離脱理由となっている。この順位から言えることは、離脱派のキャンペーンフレーズが‘Take Back Control’だったことと大きく関係すると思うが、一連のブレグジットの判断過程では、実際何が、どこまでというのは別としても、国民の多くが、イギリスが自分で自分の国のことが決められないという感情を強く抱く環境にいたということが分かる。そしてその最たるものが次に回答の多かった移民問題であったであろうことが窺い知れる。

一方、EU 残留に投票した有権者（回答者 5949 人）はなぜそうしたのか、という質問に対しては、

①「経済、雇用、物価などを考えると、離脱に投票するリスクが大きすぎるから（‘The risks of voting to leave the EU looked too great when it came to things like the economy, jobs and prices’）」(43%)

②「残留は、ユーロとシェンゲン協定の外にいながら、EU の単一市場にアクセスできるという両者の一番良いところを手に入れることができるから（‘Access to the EU single market, while out of the Euro and no-borders area, giving best of both worlds’）」(31%)

[6] 本世論調査は、質問に対する 4 つの用意された回答について、1～4 位の順位付けをしたものを集計する形で行われたものである。なお、離脱理由についての①～④の割合の合計は 100%を超えているが、これは同調査の HP 上の数値をそのまま転記したものである。

③「EU から離脱すると、イギリスが友好国および近隣国から一層孤立することになると感じたから（‘A feeling that we would become more isolated by leaving’）」（17%）の順で回答、さらに、

④「EU、また EU と共有してきた歴史、文化、伝統に強い愛着があるから（‘a strong attachment to the EU and its shared history, culture and traditions.’）」（9%）

が最も少なかった残留理由となっている。質問内容が決められているところにやや難があり、一概には判断できないところがあるものの、残留派の人々は、おそらく、離脱派が離脱に票を投じた理由（移民等）については飲み込んだ上で、比較衡量をすれば、経済面などのメリットの方が大きいと判断していることが窺い知れる。

6. まとめ（経済問題、移民問題はどれほど投票行動に影響したのか。）

なぜブレグジットが起きたかについて、国民投票における 2 大論点と言われている経済、移民問題について、実際のところどうだったかを概観するため、リーマンショック前からの財政政策（及び金融政策）、2000 年頃からの移民政策の変遷について追う形で分析を行った。また、その上で実際の国民投票において、どのような属性の者がどのような投票行動を行ったのか、地域、都市における投票結果の違いにも触れながら分析を行い、さらには、最終的に、離脱派、残留派がどのような理由でそれぞれ一票を投ずるに至ったかについてアンケートを基に概観した。

以上の分析で見えてきたことは、2000 年代、リーマンショックに至るまでのイギリスは、空前の景気拡大に湧いており、足元の労働力不足を補うために、当時の労働党政権は移民を活用することを画策、移民政策を転換し、大幅な移民受け入れへ舵を切った。これは、2004 年の EU の東方拡大での旧東欧諸国からの移民の働き手としての活用も企図したものであったが、予想を超える移民の急増に直面、2007 年加盟のブルガリア・ルーマニアに対しては 7 年間の移行措置を適用し、移民受け入れを制限する。幸か不幸か時を同じくして、アメリカのサブプライムローン問題に端を発する金融問題が発生、対処に迫られる中、2008 年 9 月にリーマンショックが起き、イギリスも例外なく、世界規模の未曾有の経済危機に巻き込まれる中、時の労働党政権は、経済復興を果たすため、積極的な財政出動で危機を乗り切ろうとする。これは功を奏した一方で、政府部門の純借入れ倍増、政府債務残高が GDP60％を超えるなど、財政赤字が深刻な状況に陥る。この状況をついて、緊縮財政、小さな政府、大きな社会（Big Society）を打ち出した、キャメロン党首率いる保守党が、連立により政権を奪取し、財政再建を進めるが、緊縮の度合いがきつすぎて、成長が失速、失業率も悪化したために、経済成長策とのバランスをとりながら、財政の立て直しを図ろうとする。この歳出削減と、積極的な支援策のバランスを取ることは難しかったと想像できるが、歳出削減の目標は着実に達成しつつ、企業等への支援策が功を奏し、2016 年までに再び失業率を低下させ、GDP を再び成長軌道に載せたのが当時の保守党政権であった。しかしながら一方で、この時期には、リーマンショックに続いて、ギリシャに端を発するユーロ危機のために、金融関係の事後処理が継続しており、銀行の国有化、再建も政府は図って行かなければならない状況にあり、ユーロ危機の関連では、ユーロ参加国でないにも拘わらず、アイルランドに対し、38.4 億ユーロもの貸し付けを行うなど、イギリスは EU の尻拭いまで行っている。

このように、国民投票前の 15 年近くの時期を振り返って見ると、イギリス経済は、リーマンショックなどの世界経済の影響を受けるだけでなく、続くユーロ危機により、経済的に結びつきの強い EU の影響を強く受けることを、イギリス国民は肌でひしひしと感じることになったのではないか。その一方で、足下では GDP がプラスに転換、失業率も改善などの説明がなされ、景気対策・経済復興策として、酒関連の税の凍結や、住宅取得支援などの庶民の生活に密着した政策も打ち出されているものの、それは企業に対する法人税の引き下げが積極的に行われることなどに比べれば、それほどインパクトのあるものではなく、国民にとっては自らの生活環境の改善をそれほど実感させてくれるものではなかったのではないか。ただそのようにイギリス国民に捉えられていた経済の復興は、他の EU 加盟国の国民にとっては、魅力的な働き先の再出現と映ったのであり、結局移民の再増加という事態を招く。これはイギリス人にとっ

てみれば、眼前に増えていく移民に経済復興の果実を取られているという風にとられても仕方のない状況だったのではないかと想像できる。[103)]

そして、このような状況を反映して、国民投票では、間近に移民を脅威として感じるような人々、例えば、失業している人、単純労働者、低収入労働者、学歴が高くなく前述 3 つの状態にあるような者、また、イギリス国内では、移民の数が多く、その圧を肌で感じているようなイングランドの居住者、その反対に、移民がマイノリティで EU の加盟国であるということのメリットを普段からあまり感じることのできない中で、ブレグジットの一連のキャンペーンの影響で EU、移民を脅威の対象と思うに至った者が、‘Take Back Control’の信念の下、離脱に投票したのではないかと思われる。

このように纏めてみると、ブレグジットの結果は、ある意味国民投票というものについて回るものなのかもしれないが、EU にいても自分の生活が豊かにならない、EU にいると移民に生活を脅かされるといった、いわば感情論によるものだったのではないかと思う。一方で、2006～2008 年当時、現地で EU の研究をしていた私の肌感覚としても、2004 年の EU の 15 カ国から 25 カ国への拡大の頃から EU は大きくなりすぎた感がある。一方で、2007 年に当時在学していたケンブリッジ大学大学院のフィールドトリップとして、ベルギー・ブラッセルにある欧州委員会の本部に話を聞きに行く機会があったが、そこでの説明を受けた時の感覚としては、EU は 27 カ国が対等の立場ではあるが、運営上の実質の中心は、イギリス、フランス、ドイツであり、言語的な特徴も相俟って、文書のドラフトやサマリーの作成は英語で行われることが多いとのことであり、すなわち、加盟国の中でも、イギリスが実質的に議論を優位に進めることが可能な状況であり、EU の中ではイギリスは非常にうまい立ち位置にいるなと感じたことを覚えている。何を言いたいのかというと、国民の一般的な肌感覚を少し脇においておけば、イギリスは EU の中において、決して、Control を奪われるような立場にあった訳ではないと感じたのであり、そのことは、‘Take Back Control’という離脱のキャンペーンをはっていた政治家などのインテリ層も知っていたのではないかと思うのである。1973 年の加盟以降 40 年以上かけて、徐々に徐々にイギリスが EU の中で築いてきた地位、築いてきた関係、また、EU の法制度、政策を国内政治、国内経済に浸透させてきたことはそれなりのものとして存在し、機能してきたものであり、ブレグジットとは、これを崩す、なくすことを意味する。すなわち‘Take Back Control’を真の意味で実現しようとする（加盟前の状態に戻そうとする）というのであれば、相当に複雑な作業、相当な苦労が必要となるということを意味する。ブレグジットという決断をした以上、これは避けて通れなくなったのであるが、実際に、離脱決定後、離脱に向けての交渉過程においてもイギリスは相当苦労をする。次の章では、離脱までの困難の道のりについて概観することとしたい。

第 3 章 離脱協定と将来関係協定

1. 離脱決定後、離脱まで

戦後のイギリスにとって大きな軸の 1 つであり続けたヨーロッパ、EU であるが、イギリスは、2016 年 6 月 23 日、国民投票によりその EU からの離脱(Brexit)をついに決定する。しかしながら離脱決定からの道のりも、一筋縄では行っていない。ここでは離脱に向けたこれまでと今後の状況について概観したい。

1.1 離脱協定までの道のり

具体的な EU からの離脱に際しては、EU 法が適用されなくなった場合の法的確実性を確保し、混乱のない離脱をするため離脱協定[104)105)106)]と、イギリスと EU の新たな関係を規律するための将来関係協定の 2 本立てで EU との交渉が行われることになった。

2016/6/23	国民投票、EU 離脱が決定
2016/6/24	ディビッド・キャメロン首相辞任
2016/7/13	テレザ・メイ首相就任
2017/3/29	メイ首相、リスボン条約 50 条に基づく EU 離脱手続きの開始。これによりブレグジットの期限が 2019 年 3 月 29 日に。
2017/6/8	総選挙。メイ首相過半数を獲得できず。北アイルランド民主統一党（DUP）と共和党との合意の結果、メイ首相が首相の座に留まる。
2017/6/26	イギリスとＥＵの離脱交渉開始。
2018/11/13	イギリスとＥＵ間で離脱協定案に合意。ＥＵ首脳が同案を 11 月 25 日に承認。
2019/1/15	離脱法案（離脱協定案）に関する議会投票で賛成 432、反対 202 のイギリス議会史上最大の票差で案が否決。翌日、不信任案が僅差で否決。
2019/3/12	下院における投票で 391 対 242 で案が否決。これを受け 3 月 27 日、メイ首相は離脱法案が採択されたら辞任することを表明。
2019/3/29	344 対 286 で再び否決。離脱手続きの期限だったが手続きが遅れざるを得なくなる。

2019/4/11	EU がブレグジットの期限を 10 月 31 日まで延長することに同意。この遅れにより、イギリスは（必要のなくなるはずの）欧州議会の選挙を 5 月 23 日に実施しなければならなくなる。
2019/6/1	テレザ・メイ首相が辞任する。欧州議会選挙の敗北を受け、6 月 7 日に保守党党首も辞任することを発表する。
2019/7/23	ボリス・ジョンソン首相就任。10 月 31 日までのブレグジットを約束。
2019/10/2	ジョンソン首相、ブレグジットの最終案を公表。しかしＥＵに拒否される。
2019/10/17	EU とイギリスは新しい離脱協定案について合意したことを公表。27 日にＥＵ首脳会議で支持を受ける。
2019/10/19	イギリス議会が 37 年ぶりに土曜日に開かれるが、離脱法案（離脱協定案）の中身について議論が必要という意見のために、議決が遅れる。
2019/10/29	総選挙が 12 月 12 日に行われることが決定する。
2019/10/31	離脱法案についての合意がないまま、2 回目のブレグジットの期限が過ぎる。
2019/12/5	ボリス・ジョンソン首相が総選挙に勝利。
2020/1/23	離脱法案が成立する。
2020/1/29	欧州議会が離脱協定を承認する。
2020/1/31	イギリスが夜 11 時に正式にＥＵを離脱。
2020/2/1	2020 年 12 月 31 日までの 11 か月の移行期間が開始する。

表 5[107] 離脱までの道のり　出典：BBC ホームページを基に筆者作成。

表 5 は離脱決定後、離脱協定が締結されるまでの流れである。離脱に向けた具体的な交渉は、2017 年 3 月 29 日にイギリスから EU に対して、EU 条約第 50 条に基づき離脱が正式に通知されてから 2 年の期限として行われる予定であったが、その後も英国議会内の混乱、EU との調整の難航により、2 年の期限は守られず、2 回の期限の延長が EU から認められるもいずれも期限を超過してしまうという事態に陥ったが、2020 年 1 月 23 日ボリス・ジョンソン首相の下で、英国議会において EU 離脱法が成立し、同年 1 月 31 日をもってイギリスが EU から正式に離脱することとなった。

離脱においては移行期間が設けられており、離脱協定における離脱移行期限は 2020 年 12 月 31 日となっており、移行期間の最終期限に向けて、EU とイギリスとの間で将来関係協定の締結に向けて交渉が行われ、将来関係協定についても 2020 年 12 月 24 日、ギリギリのところで締結されている。

ここではまず、離脱協定について概観し、次に将来関係協定について概観することとしたい。

1.2 離脱協定の概要[108)109)110)]

離脱協定は協定本体と、附属書から成り立っており、協定本体は、①共通規定、②市民の権利、③離脱協定、④移行期間、⑤財政規定、⑥最終規定、附属書は、アイルランド/北アイルランド、キプロス英国主権基地領域、ジブラルタルに関する議定書からなっている。

離脱協定交渉における主な争点は、①イギリスに居住する EU 市民、及び EU 加盟国に居住するイギリス国民の権利保障、②イギリスの対 EU の債務の履行、③アイルランド・北アイルランドの物理的な国境の回避であったが、これらがどのように協定上決着を見たかについて概観することとしたい。[111)]

＜協定の概要＞

【市民の権利】

・移行期間終了後までにイギリスに居住している EU 市民及び EU 加盟国に居住しているイギリス国民は、期間終了後も同地に居住する権利を有する（家族も同様）。
・移行期間終了後までに 5 年以上イギリスに居住する EU 市民又は EU 加盟国に居住するイギリス国民は永住権を取得できる。
・移行期間終了後までにイギリス国民が EU 加盟国で、EU 市民がイギリスで取得・承認された資格については英・EU の双方において認められる。
・イギリスに居住する EU 市民又は EU 加盟国に居住するイギリス国民は現在と同様の労働、社会保障等に関する権利が保障される。

【移行期間】

・移行期間は 2020 年 12 月末まで。ただし、一度のみ延長が可能で、期間は 1 年又は 2 年。
・イギリスには EU 法が引き続き適用される。
・イギリスは EU が締結した国際協定等の義務に従う。
・イギリスが EU の各種機関を代表することはなくなる。
・共通漁業政策(Common Fisheries Policy)はイギリスに対して引き続き適用される。

【財政規定】

・イギリスは 2019 年、2020 年はこれまで通り拠出金を支払う。
・2020 年以後は、2014 年～2020 年までのイギリスの拠出実績と全加盟国の拠出実績の間の割合に応じて拠出額が決定される。
・欧州中央銀行（European Central Bank）に払い込んだ資本については、イングランド銀行に払い戻される。
・欧州投資銀行（European Investment Bank）に払い込んだ資本については、2019 年から 2030 年の間で払い戻される。
・欧州開発基金（European Development Fund）にはイギリスは参加を継続、拠出金の支払いも継続する。

【アイルランド/北アイルランド議定書】

（関税）

・EU とイギリスは別の関税領域。北アイルランドは英国の関税領域に残留。

・アイルランド・北アイルランド間の通関手続の回避のため、北アイルランドにはEU関税法典（Union Customs Code: UCC）が適用される。
・通関手続は北アイルランド・イギリス本土間でイギリス当局が実施。免除対象品目は英・EUから成る合同委員会が決定する。
（規制）
・工業製品、農産食品等については、北アイルランドにのみEUの規制が適用される。
・北アイルランドからイギリス本土への物品の移動は規制されない。
（VAT・物品税）
・物品の貿易については、北アイルランドにのみEUの規制が適用される。
・運用については税の徴収を含めてイギリス当局が行う。徴収した税はEUに送金しない。
（公正な競争条件（Level Playing Field））
・北アイルランドの農産品等、同地域とEUの貿易に関係する政府補助金はEUの規制に整合しなければならない。
（北アイルランドの同意メカニズム）
・議定書の適用期間は4年間。以降は北アイルランド議会が単純多数決により、関連するEU法規を適用するかを決定する。
・議会が同意を与えなかった場合には、期間終了後から2年後に適用終了。

1.3 北アイルランド議定書[112)113)]・バックストップ条項[114)115)]

1.2に記した通り、離脱協定は離脱前後において各種の権利が現状維持される方向で交渉が進められたことが良く分かる。特に交渉においては、イギリスに在住のEU市民の権利保障とEUに在住するイギリス国民の権利が維持・確保されることが重要だったということが分かる。

一方、離脱後のイギリス・イギリス国民の権利義務そのものについての規定とは異なるが、北アイルランドについては、EU離脱にあたり整理すべき論点が非常に多かった。このことは本体とは別に議定書を締結し上記のような内容を定めたことからも良く分かる。事実、北アイルランド議定書（PROTOCOL ON IRELAND/NORTHERN IRELAND）が離脱協定に関する交渉の中でEUとの関係でもイギリス議会での調整においても一番難航した分野であり、この問題が基でメイ首相は辞任に追い込まれる。そこで、ここでは、北アイルランド議定書についての議論となった点について少し触れることとしたい。

北アイルランドの扱いが離脱協定で論点となった理由は、端的に言えば歴史的経緯によるもの、つまり、アイルランド-北アイルランド国境問題に関わるものである。EUから離脱するということは、杓子定規に考えれば、これまで共にEU加盟国であったアイルランドとイギリスの間に再び国境という壁が出現する、具体的には、これまで行き来が事実上自由であったアイルランドと北アイルランドの間に国境が設けられるということを意味した。イギリスはシェンゲン協定に加盟していないので、人の移動に関し自国の決定権限を元々EUに預けておらず、この点これまでと変更はなかったが、モノの移動に関しては、EUは域内共通関税のため、EUから離脱するということは、何も対処をしなければ、物品の貿易に関してアイルランド-北アイルランド間に国境が復活してしまうということを意味した。

北アイルランドがアイルランドとイギリスの間の長年の領土紛争の舞台になってきたことは、説明するまでもないが、簡単に触れておくと、北アイルランドの扱いについては、1998年4月10日にベルファスト合意(Belfast Agreement)又は聖金曜日合意(Good Friday Agreement)と呼ばれる和平合意[116)117)]が成立しており、この合意に基づき、北アイルランドは正式にイ

ギリスの一部になる一方で、北アイルランドの住民は、イギリス、アイルランド双方の国籍を取得できることが定められており、イギリスと北アイルランド間に存在する検問所も廃止された。すなわちベルファスト合意により、北アイルランド、アイルランド間には事実上国境がない状態となっており、イギリスの EU 離脱によりこの合意に実質的変更が加えられることは歴史的経緯から許されなかった。

人の移動については、先ほどイギリス（アイルランドも）がシェンゲン協定に加盟していないので、これまでと変更はないと書いたが、人の移動に関してはベルファスト合意の前からイギリス・アイルランド間で共通旅行区域（Common Travel Area）が設定されており、両国民の自由な移動が確保されている。離脱協定においてはベルファスト合意に加え、この共通旅行区域についても引き続き適用されることが明記されることで、両地域間における人の移動が確保されている。

一方で、モノの移動については、単純にアイルランドと北アイルランドとの間で異なる関税領域とすることになると、モノの分野で実質的な移動の制限、すなわちベルファスト合意の事実上の変更がなされてしまうことになることから大きな議論となった。離脱交渉の過程において、この懸念は実は EU 側から示される。これはイギリスが脱退する一方で、アイルランドを加盟国として抱えるためであると思われる。この懸念については、離脱交渉が期限内に纏まらなかった時には、イギリスが何の手当てもなしに EU から離脱する（ハードブレグジット(Hard Brexit)）ことになるが、それはアイルランドと北アイルランドの間に（モノの）国境が出現することになるので、その時に備えた緊急措置についても合意しておくべきというものであった。この緊急措置はバックストップ（Backstop:防衛策）と呼ばれており、当初 EU から提案されたバックストップは、北アイルランドを EU の関税領域に留め、イギリスと北アイルランドの間で税関チェックを行うというものであった。この提案をメイ首相はイギリスの法的一体性が損なわれると拒否、イギリス全体が EU の関税同盟に留まるバックストップを提案した。EU はこの提案に最終的に譲歩したものの、同提案はメイ首相の閣内、イギリス議会内で猛反発を浴びる。結局、このバックストップ案について議会で 3 回も否決されたメイ首相は辞任する。

この状況を引き継いだジョンソン首相は、バックストップ提案について、ドナルド・トゥスク EU 大統領に宛てた手紙（‘UNITED KINGDOM’S EXIT FROM THE EUROPEAN UNION’, 19 August 2019）[118)119)]において、第一に、反民主主義的でありイギリスの国家主権と一貫していない（‘it is anti-democratic and inconsistent with the sovereignty of the UK as a state’）、第 2 に、EU との持続可能な長期的な関係というイギリスの最終目的地と一貫していない（‘it is inconsistent with the UK’s desired final destination for a sustainable long-term relationship with the EU.’）、第 3 にバックストップはベルファスト合意（聖金曜日合意）に体現された微妙なバランスを弱めるリスクがあるということがますます明確になってきている（‘it has become increasingly clear that the backstop risks weakening the delicate balance embodied in the Belfast (Good Friday) Agreement.’）、ため、離脱協定の一部を構成することはできないと拒否した。

その一方で、ジョンソン首相は、バックストップに代わるものとして、北アイルランドを含め英国全体が関税同盟を脱退することにしつつ、北アイルランドには、イギリスと EU の関税ルールが状況に応じそれぞれ適用される（詳細については、既述の離脱協定に関する概観の部分を参照。）という折衷案的な提案を EU に対して行った。この案を含めた、北アイルランドの国境問題については、2019 年 10 月 17 日、北アイルランド議定書という形で EU と合意がなさ

れる。なお、ジョンソン首相のバックストップ代案は、実は 2018 年 2 月に EU から最初に提案されたものと似たものであった。

最後のエピソードもまた、バックストップを巡るイギリス国会内での状況は、イギリスがブレグジットを巡り、国民投票前、国民投票後の離脱交渉プロセスにおいても、いかに混乱をしていたか、というか大混乱をして迷走をしていたかが良く分かるものである。余談だが、当時筆者は、国土交通省において、世界海事機関（International Maritime Organization: IMO)、国際油濁補償基金（International Oil Pollution Compensation Fund: IOPCF）の日本代表団の一員として交渉担当をしていたが、この時期のイギリスは、それまでと違って会議におけるプレゼンスが全くなかったのを覚えている。また、交渉に関する調整でイギリスの動向を探った時に、ブレグジット関連の調整でイギリスの当局は、他の案件に向かうことができないという情報も耳にしたことを覚えている。‘take back control’のために、離脱を決定したイギリスだが、この北アイルランド問題に関して言えば、イギリス、アイルランドの 1973 年 EC 加盟という出来事は、EC（EU）が掲げる人の移動、モノ移動の自由化を通じて、ベルファスト合意における約束を確実に履行する方向に進めるものであり、両国にとって望ましいものであったのであり、加盟国として築き上げてきた既存の様々な関係が、‘take back control’を無理にしようとすると却って壊れてしまうこともある、離脱には一言で割りきれない良い面、悪い面があることを示す良い例ではないかと思う。

2. 将来関係協定[120]の争点と内容

離脱協定の交渉も纏まるまでに首相が交代しなければならないほど難航したが、将来関係協定の交渉も新型コロナウィルスの感染拡大も相俟って一筋縄ではいかなかった。将来関係協定の交渉状況及び協定の内容について概観したい。

2.1 将来関係協定の争点

将来関係協定の交渉に際し、イギリス、EU ともに 2020 年 2 月 3 日に交渉方針を明らかにした。イギリスはモノ・サービス等に係る通商関係については、包括的な自由貿易協定（FTA）により規定することとし、FTA で規定されない漁業、航空、エネルギー等の分野について分野ごとの個別協定を締結することと全体の交渉方針としたのに対し、EU は通商関係を含む全ての分野を並行して交渉し、交渉結果を 1 つの包括的なパートナーシップ協定により規定することを交渉方針とした。これ以外にも、以下の表にあるように公平な競争条件(Level Playing Field)や漁業を巡る交渉方針に当初から大きな隔たりがあり、交渉が難航することが予想された。

2.2 交渉の経過[121)122)123)124)125)126)127)128)]

将来関係協定の交渉は、2020 年 3 月 2 日に第 1 回交渉が開催されて以降、交渉が難航し、また、新型コロナウィルスの感染拡大で交渉自体が延期、オンラインでの開催を余儀なくされるなど、物理的にも困難が続いた。さらに交渉の妥結を難しくする事態が起きる。9 月 9 日英国議会に政府から域内市場法（Internal Market Bill）が提出されたのである。Internal Market Bill は離脱協定のうち、アイルランドと北アイルランドに関する議定書に関連するものであり、例えば、議定書によれば、北アイルランドから英国本土に移動する物品については、税関申告が求められているが、Internal Market Bill は英国に当該義務を却下ないし、無視する権限を与え、また、議定書においては北アイルランドの事業者に対する国家補助金については EU の規定に従うこととなっているが、Internal Market Bill は英国にその規定の解釈権限を与えることを認めるものとなっている等、離脱協定（北アイルランド議定書）を実質的に変更するものとなっていた。離脱協定は 2020 年 2 月 1 日から EU と英国の間の関係を規律する国際条約となっており、また、同協定第 4 条においては、同協定はいかなる英国国内法にも優越することが明確に定められていることから、これを英国側が一方的に変更することは国際法違反になるため、EU 側からはもちろんのこと、英国内からも議会を始めとして猛烈な批判が巻き起こった。特に EU 側からは本件について再三問題提起がなされており、事態解消に向けてハイレベル会談が何度ももたれたが、イギリス側は態度を変更しなかった。このようなイギリスの態度に業を煮やした EU は 10 月 1 日に、Internal Market Bill は離脱協定の 5 条に違反するとして、イギリス側に回答を求める正式な通知を発出した。[129)130)]EU は、1 か月以内に回答がないか、回答が妥当ではないと考える場合は、意見（Reasoned Opinion）を提出し、欧州司法裁判所での訴訟のプロセスに向かって進んでいくとした。イギリスは期限内に EU に対して回答をしなかった一方で、Internal Market Bill は下院を通過したが、上院においては、やはり離脱協定に抵触する部分について問題視され、当該部分については削除する修正が行われ、良心が保たれる形にはなった。[131)]法案は再度下院に送られ議決され、Internal Market Act として 12 月 7 日に成立した。なお、Internal Market Bill については、アイルランド・北アイルランド国境問題を直撃する話であることから、アイルランド系アメリカ人である、バイデン

（次期）大統領からも国境は開かれたままであるべきであり、抵触部分を残したままで成立する場合には、ブレグジット後の英米の貿易協定には、署名しない意向を示されるなど、米国もイギリス国内における動きをけん制した。[132)133)]

一方、2020 年 12 月 31 日の移行期間終了時までに EU 側と将来関係について合意する必要があったが、これについては、当初ボリス・ジョンソン首相が交渉期限といっていた、10 月 15 日の EU サミットまでに交渉を妥結することはできず、交渉が続いた。大きな争点は、国家補助金、漁業権、競争法、協定の実効性確保の方法等であったが、交渉の最後まで揉めたのは競争法の適用と漁業割り当てであったと言われている。[134)135)]特に漁業に関しては、イギリスは EU 市場で海産物についてフルアクセスを望む一方、EU はイギリス海域への EU 籍船のフルアクセスを望んでおり、双方折り合えないでいた。交渉を打開・妥結する最後の手段として、12 月 9 日にジョンソン首相とウルズラ・フォン・デア・ライエン（Ursula von der Leyen）欧州委員会委員長が会談を行ったが打開に至らず、年内の交渉妥結は無理かと思われたが、その後も粘り強く交渉が続けられ、12 月 24 日ぎりぎりのところで交渉は妥結[136)]、その後 12 月 30 日に英国議会を通過し、将来関係協定は成立した。[137)138)139)]

2.3 将来関係協定（TCA）の概要（EU の資料からの視点）

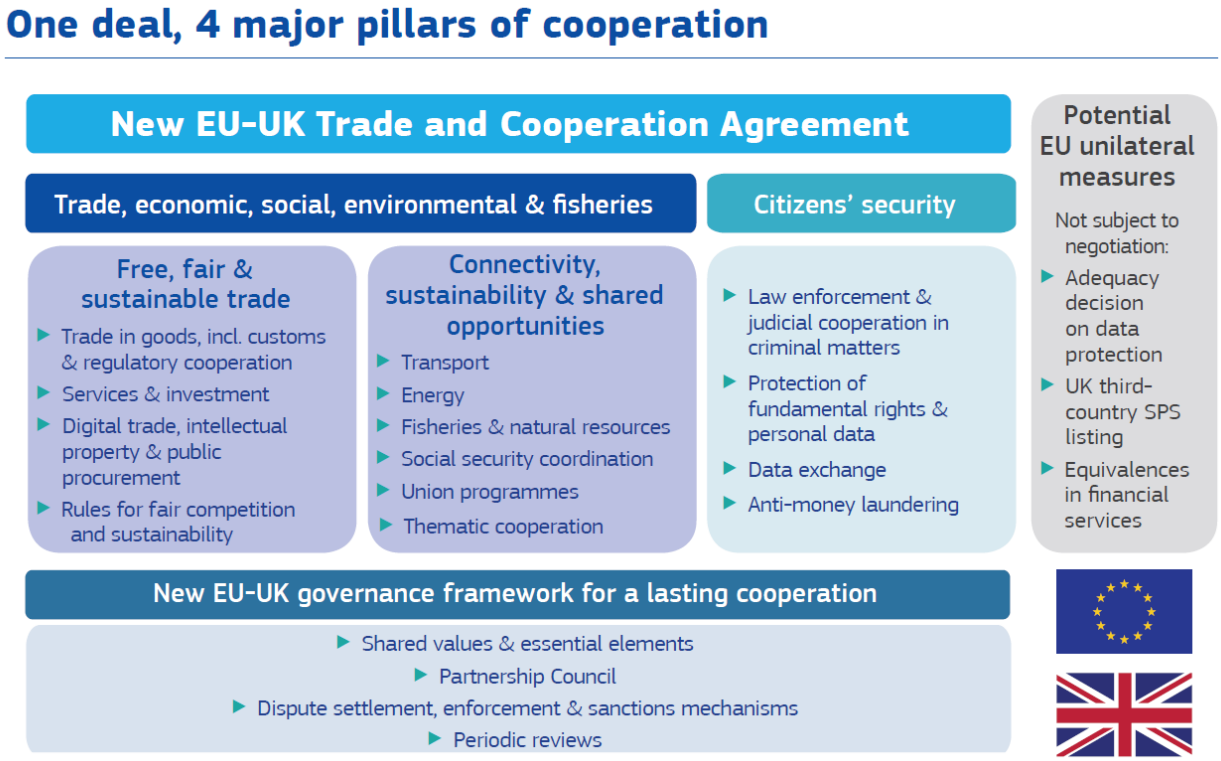

表 6[140] 将来関係協定の概要　出典：European Commission

将来関係協定については、上述のように期限ギリギリまで交渉がもつれ、合意が非常に危ぶまれたが、「新しい EU とイギリスの貿易と協力に関する協定(New EU-UK Trade and Cooperation Agreement:　TCA)」として成立した。同協定は貿易、経済、社会、環境、漁業分野に関連する、①自由、公平、持続可能な貿易、②コネクティビティ、持続可能性、シェアされた機会、③市民のセキュリティ、④継続的な協力のための新しい EU とイギリスのガバナンスフレームワークの 4 つの柱からなっている。

イギリスの EU 離脱により各分野において起きることと、今回の協定によってもたらされる利益について、EU が比較をして纏めているので、各分野の比較について以下に紹介することとする。(以下は European Commission の資料‘EU-UK RELATIONS: A new relationship, with big changes’[141], を筆者が和訳したもの。)

＜物品の貿易＞

【EU 離脱の結果】

・イギリスの物品はモノの自由な移動（free movement of goods）から得られていた利益を得られなくなり、EU とイギリスの間のサプライチェーンにおいてより多くの行政手続き（red tape）と調整が生じる。

・EU に輸入されるイギリスの物品に税関の手続きと審査が課されることにより、国境における輸送により遅れが生じる。

・付加価値税（VAT）やオンラインでの購入を含む輸入に際してアルコールやタバコ製品に係る消費税（excise duties）が課される。

・EU とイギリスの両方の市場へ輸出したいイギリスの製造者は EU による基準と規制の両方を満たすとともに、適合審査をクリアしなければならない（適合性評価の同等性を満たすという EU 加盟国に認められている利益とは異なる。）。
・イギリス食品の輸出は有効な健全証明書（health certificate）と衛生に関する国境審査を機械的に受けなければならない。
【新協定による利益】
・原産地規則を満たした場合に、ゼロ関税又は消費者により低価格を確保するための貿易物品に関する（輸入）割り当て。
・貿易事業者が販売する物品の原産地を自己証明できるようにし、完全累積をできるようにする。これにより、ゼロ関税の条件をより満たしやすくし、適用されやすくする。
・信託貿易事業者プログラム（‘Authorised Economic Operators’）の相互承認により税関手続きの軽減とよりスムーズなモノの流れを確保する。
・国際基準を共通で参照する定義とし、ローリスク産品の基準一致への自己宣誓を認めることで EU とイギリスの両市場での生産者への進出をより容易にする。
・ワイン、オーガニック商品、自動車、医薬品、化学品に対する特別円滑化措置。

＜サービス貿易、デジタル＆政府調達＞
【EU 離脱の結果】
・イギリスのサービス事業者は‘原産国（country-of-origin）’アプローチ、又は、例えば金融サービスにおけるパスポート（passporting）・コンセプトによる、EU 単一市場全体に自動的にアクセスを可能とする利益をもはや享受できない。
・医者、看護師、薬剤師、獣医師、エンジニア、建築士といった職業資格はもはや自動的に認証されなくなり、サービス提供をしたい各加盟国において資格を認められなければならない。
・イギリスのオペレーターはもはやイギリスのライセンスで映像サービスを自由に提供できない。
【新協定による利益】
・EU のサービスサプライヤー又は投資者はイギリスにおけるイギリスのオペレーターと同等の待遇をうける（最恵国待遇。逆の場合も同じ。）
・短期の商用滞在と高等技術労働者の一時的派遣の円滑化
・データ保護規制を遵守しながら、データのローカライゼーションの禁止を含むデジタル貿易の不当な障壁の除去。
・イギリスで設立された EU の入札者に対する平等な条件での（on equal footing）イギリスの政府調達市場の解放（逆の場合も同じ。少額の契約に対しても適用。）

＜エネルギー＆環境＞
【EU 離脱の結果】
・イギリスはもはや、電気、ガス、石油のより効率的で、安価で安定的な供給を確保するシームレスな EU の域内エネルギー市場に参加しない。
・イギリスはもはや EU の排出権取引スキーム（EU ETS）とその努力シェアリングメカニズムの一部ではない。
・イギリスはもはやヨーロッパ原子力共同体（Euratom）のメンバーではなく、Euratom と核物質や技術の貿易をすることはできない。

【新協定による利益】
・多地域需要供給マッチングシステム(multi-region loose volume market coupling system)によるインターコネクタを介した取引
・エネルギー供給のセキュリティに関する保証
・北海におけるオフショアエネルギー協力
・パリ協定の約束の実行可能性を高めるとともに、EU とイギリスのカーボンプライシング制度のリンクの可能性により、気候変動とカーボンプライシングに関する非回帰
・核物質と技術の移行を可能とする核エネルギーの安全かつ平和利用に関する別途の協定（の締結）

＜移動＞
【EU 離脱の結果】
・もはや人の自由移動（free movement of people）はない。イギリス国民はもはや EU における労働、学問、事業の開始、又は居住に関する自由を持たない。
・EU へのイギリスからの訪問者は有効なパスポート、すなわち 6 ヶ月以上の有効期間があり、90 日以上の有効なビザが必要となる。また付加的な国境審査が必要となり、EU ペットパスポートはもはや有効ではない。
【新協定による利益】
・短期滞在ビザに関しては無差別条項が EU 市民との同等取り扱いを確保する。
・海外（EU 域内）での労働を容易にし、権利を失わないための老齢年金、遺族年金、早期退職、ヘルスケア、出産・育児休暇、労働災害などの社会保障給付に関する調整。

＜航空＞
【EU 離脱の結果】
〇イギリスの航空会社はもはや完全に自由化された EU 航空市場に参加できない。
・イギリスの航空会社はもはやイギリスで発行されたライセンスに基づいて EU の目的地間の旅客便・貨物便の運航をすることはできない。
・イギリスの航空会社はもはや、例えばロンドン-アムステルダム-バンコクのような EU を経由した旅客便の運航をすることができない。
〇イギリスはもはや EU 航空安全庁(EASA)が決定している基準への参加又は貢献ができない。
【新協定による利益】
・EU とイギリスの空港間の無制限の 2 地点間の運送（第 3 及び第 4 の自由）
・加盟国は余剰の EU 貨物（extra-EU cargo）に関しイギリスと 2 国間の第 5 の自由に合意することができる（例：パリ-ロンドン-ニューヨーク）。
・航空安全、セキュリティ、航空交通管理に関する協力
・環境、社会的課題、競争に関する水平的で公平な競争条件(horizontal level playing field)に加えて、グランドハンドリング、スロット（無差別及びアクセス）及び旅客の権利に関する規定。

＜陸上交通＞
【EU 離脱の結果】
・イギリスはもはや運送サービスに関する EU 単一市場に参加できない。

・イギリスの事業者は EU 内の無制限な越境輸送を実施する権利と同一加盟国の領域内で 3 回までのカボタージュ輸送を行う権利を失う。

【新協定による利益】

・EU・イギリス間の貨物を運送する事業者の無制限の 2 地点間のアクセスと相互の領域を通過する完全な移動の自由。

・相手側領域におけるさらに 2 回までの運送をする権利（イギリスの運送事業者はうち最大 1 回のカボタージュ輸送）。

・環境、社会的課題、競争に関する水平的で公平な競争条件(horizontal level playing field)に加えて労働条件、道路安全、公平な競争に関する規定。

＜漁業＞

【EU 離脱の結果】

・イギリスは独立した沿岸国となり、国際的な義務の観点からは、自国の水域と漁場へのアクセスを自由に決定できるようになる。

・イギリスは、水域への平等なアクセス、安定的な割り当て、シェアリングの調整、漁業資源の持続可能な管理を確保する共通漁業政策（Common Fisheries Policy）から離脱する。

・イギリスの水産物は EU に輸入される際に税関・検疫のチェックを受けなければならない。

【新協定による利益】

・独立した沿岸国としての相互の権利と義務を尊重しながら、EU 及びイギリスの水域における共有された漁業資源の持続可能な管理を確保するための新しい約束。

・漁業資源の保存の必要性とイギリスと EU の水域に依存する漁業コミュニティの活動を考慮し、EU への漁獲割り当てのイギリスへの漸進的な移管とともに、相互の水域への漁業権を変更しない 5.5 年の移行期間の設定。

＜セキュリティ＆テーマ別協力＞

【EU 離脱の結果】

・イギリスはもはや Europol や Eurojust といった警察・司法協力に関して参加できず、EU 機関における規則の策定に関われない。また警察・司法当局との特権的な協力からもはや利益を受けることはできない。

・イギリスはもはや SIS II のような EU 域内の自由、セキュリティ、司法を支援するセンシティブな EU のデータベース及びネットワークにアクセスすることができない。

【新協定による利益】

・イギリス、Europol、Eurojust 間の継続的な協力

・イギリスと各加盟国の引き渡しを含む警察・司法当局間の強い協力の協定

・旅客個人情報（Passenger Name Record: PNR)、DNA、諮問、自動車登録データ、犯歴情報の迅速な交換に関するメカニズム

・国境を越えたヘルスセキュリティへの脅威に関する協力及び分類された情報の交換

＜ユニオンプログラム＞

【EU 離脱の結果】

〇イギリスはもはや以下のような EU のファンディングプログラムの利益を受けられない。

・Covid パンデミックからの EU の集団的回復をスピードアップすることを目的とした Next Generation EU
・地域の発展と結束のための基金
・農業と地域開発の支援　等々
〇イギリスはセンシティブで機密性の高いプロジェクトや契約からは排除される。
【新協定による利益】
〇イギリスは財政的な貢献によっては、以下の 5 つの EU プログラムへの第三国参加が可能。
・Horizon Europe（research and innovation）
・Euratom Research and Training programme
・ITER（核融合試験施設）
・Copernics(地球監視システム)
・EU 衛星監視・追跡（SST）サービスへのアクセス

以上が TCA により、何が変わるのかを簡単に纏めたものであるが、European Commission はさらに分かり易く、チェックリスト方式で、加盟国のメリットとの比較で離脱したイギリスに何が起こるのか（いかに損をするのか）という形で纏めているので、以下に紹介しておきたい。

EU-UK RELATIONS:
Big changes compared to benefits of EU membership

CHECKLIST	EU-UK Trade and Cooperation Agreement	EU Member State
FREE MOVEMENT OF PEOPLE		
▸ Removal of border checks	✗	✓
▸ Pet passports	✗	✓
▸ Visa-free travel (90 days in a 180-day period)	✓	✓
▸ Visa-free travel (beyond 90 days)	✗	✓
▸ Right to work, study, live in another EU country	○	✓
▸ Removal of roaming charges	✗	✓
TRADE IN GOODS		
▸ Frictionless trade	✗	✓
▸ Zero tariffs or quotas	✓	✓
▸ Zero customs formalities	○	✓
▸ Zero SPS checks	✗	✓
▸ Zero rules of origin procedures	○	✓
▸ Fisheries agreement	○	✓
▸ Benefit from the EU's international agreements	✗	✓

○ Specific conditions related to EU-UK Trade and Cooperation Agreement

CHECKLIST	EU-UK Trade and Cooperation Agreement	EU Member State
TRADE IN SERVICES		
▸ Financial services passport	✗	✓
▸ Easy recognition of professional qualifications	✗	✓
AIR TRANSPORT		
▸ Single aviation area, full freedoms	✗	✓
▸ Bilateral 5th freedoms for extra-EU air cargo	○	✓
ROAD TRANSPORT		
▸ Single internal transport market for hauliers	✗	✓
▸ Cross-trade operations	○	✓
ENERGY		
▸ Single internal energy market	✗	✓
▸ Energy trading platforms	○	✓
EU PROGRAMMES		
▸ Access to Erasmus	✗	✓
▸ Access to NextGenerationEU, SURE	✗	✓
▸ Galileo encrypted military signal	✗	✓
▸ Access to Horizon Europe	○	✓

European Union, 2020

○ Specific conditions related to EU-UK Trade and Cooperation Agreement

表 7[142] EU 加盟国のメリットと TCA の交渉結果　出典：European Commission

以上の EU が発表した資料を読んだ感触としては、TCA は、イギリスにとっては、離脱前とできるだけ同等の権利が保障されるように努力はしたが、これまで享受できていた EU 加盟国としての様々なメリットを失ったという印象を強く受ける。

2.4 将来関係協定（TCA）の概要（イギリス資料からの視点）[143)144)]

では、同じ TCA について、上記の European Commission の資料と同時期にイギリス政府から発表された概要資料（‘UK-EU TRADE AND COOPERATION AGREEMENT Summary, December 2020, UK Government）[145)]においては、TCA はどのように捉えられているだろうか。EU 側の見方との比較が出来て面白いので、いくつかの部分について触れることとしたい。

2.4.1 Summary 前文

TCA では、ジョンソン首相が前文において TCA の意義・成果について述べており、ここにイギリス側の捉え方が非常に分かりやすく出ているので、まず紹介することとしたい。なお前文については、第 1 章で述べたイギリスの外交方針についても述べているので、ここではそこについても触れることとしたい。

冒頭において、This Agreement with the European Union is designed to honour the instruction of the British people - expressed in the referendum of 2016 and the general election last year - to take back control of our laws, borders, money, trade and fisheries. It changes the basis of our relationship with our European neighbours from EU law to free trade and friendly cooperation.

と述べており、‘take back control’のスローガンの下、取り戻したかったものは法（の制定権）、国境、お金（拠出金）、貿易、漁業がメインであることが良く分かる。

そして次のパラグラフでは、

And this ambitious Agreement - carefully judged to benefit everyone - is the first the EU has ever reached allowing zero tariffs and zero quotas. We will preserve the immense benefits of free trade for millions of people in the United Kingdom and across Europe.

と述べ、全品目についてのゼロ関税とゼロ（数量）割当の自由貿易を結ぶことができたとして一番大きな成果として誇っている。これは確かに EU が結んだ自由貿易協定の中で初めて達成されたものであり、そのような見方をすれば確かに大きな成果といえるが、イギリスが EU 加盟国としてこれまでゼロ関税で共同域内市場（Common Internal Market）で活動してきたことを考えればある意味当たり前のこととも言える。

次の 2 つのパラグラフでは、

At the same time, our Agreement means that the UK will fully recover its national independence. At 11pm on 31 December, we will take back control of our trade policy and leave the EU customs union and single market. We will take back control of our waters, with this treaty affirming British sovereignty over our vast marine wealth. We will take back control of our money by ending vast payments to the EU. We will take back control of our borders and will introduce our new points-based immigration system at the start of next year. Most importantly, the agreement provides for the UK to take back control of our laws, affording no role for EU law and no jurisdiction for the European Court of Justice. The only laws we will have to obey are the ones made by the Parliament we elect.

While we made our fair share of compromises during the negotiations, we never wavered from the goal of restoring national sovereignty - the central purpose of leaving the EU. I have always said that Brexit was not an end but a beginning: the start of a new era of national change and renewal, the next act in the great drama

of our country’s story. We will regain the ability to wield powers that have for too long been the sole preserve of Brussels. We will now take up these tools to deliver the changes that people yearn for and, in so doing, we will restore faith in our democracy.

と述べ、冒頭で述べた通り、TCA により、イギリスは国家としての独立を完全に回復することになり、それが EU から離脱をする一番大きな目的であること、また TCA によって、貿易政策（trade policy）、漁業水域（our waters）、お金（拠出金）（our money）、国境（our borders）、そして一番大切なものとして法（の制定権）（our laws）を取り戻す（take back control）ことになると繰り返し強調している。将来の関係を規定する貿易協力協定ではあるものの、通常の貿易協定とは異なり、相手との関係で有利な条件等を引き出すことが目的ではなく、原状回復、取り戻すことが主眼の異質な協定であることが良く分かる。

最後の 2 つのパラグラフでは、TCA とイギリスの外交方針との関係について簡単に触れられており、

The UK is, of course, culturally, spiritually and emotionally part of Europe. This agreement provides for close and friendly cooperation with our neighbours in all the many areas where our values and interests coincide. It is my fervent hope that this Treaty, rooted in Britain’s sense of itself as a proudly European country, will help to bring people together and heal some of the divisions created by the referendum over four years ago.

The responsibility now falls on our shoulders to take full advantage of the freedom of action our country has regained. Next year will be our opportunity to show what Global Britain can do, reasserting ourselves as a liberal free trading nation and a force for good in the world.

と、EU から離脱はするものの、イギリスは文化的、精神的、感情的にももちろんヨーロッパの一部であること、イギリスはヨーロッパの一員であることを誇りに思っており、TCA は（イギリスも含めた）ヨーロッパ（市民）としての価値と利益が共存する分野について定められているものであることが述べられており、TCA 発効後は、イギリスの新しい外交方針である‘Global Britain’を展開していく良い機会であることが述べられている。

2.4.2 物品の貿易（原産地規則）[146)147)148)149)]

では、続いて TCA の中身についての Summary での説明のうち、いくつかの気になる点について述べることとしたい。まず、Summary の P8 のパラ 16 では Trade in Goods の成果について、

‘16. The Agreement establishes zero tariffs or quotas on trade between the UK and the EU, where goods meet the relevant rules of origin. ……’

と物品が原産地規則を満たした場合に、ゼロ関税とゼロ割当てが認められると書かれている。自由貿易協定において、原産地規則を満たした産品に対してのみ、同協定上の関税率が適用されるのは当たり前のことであるが、これに関してはさらに、パラ 18 において

‘18. The Chapter also provides for full bilateral cumulation (cumulation of both materials and processing) between the UK and the EU, allowing EU inputs and processing to be counted as UK input in UK products exported to the EU and vice versa. …….’

と材料と加工が EU で行われた場合もイギリスで行われた場合も、それぞれ相手側に輸出する場合には、原産地規則の適用に際しては、自国産材料、自国における加工と見なして原産品と

してのゼロ関税の適用を受けやすくするという、「完全累積」の制度が二国間で認められることになっている。

これに関しては、一見、交渉の素晴らしい成果のように見える。しかし、実は日 EU 経済連携協定では、日本又は EU が第三国と経済連携協定を結んでいた場合に、日本又は EU で生産される産品に対し、当該第三国の材料を使用した、または、同国において加工が行われた場合には、その第三国の材料・加工を原産地規則の適用において累積できるといういわゆる「拡張累積」の制度が認められており、EU の経済連携協定の基準から言うと、イギリスは交渉において一番良いものを取れているとは言えない。(ちなみに 2021 年 1 月 1 日に発効した日英経済連携協定においても「拡張累積」が認められている。) さらに言うと、今般の完全累積制度の導入と合わせて、同制度の適用の前提として、自己申告・自己証明による申請制度が導入されることになっている。この点については、イギリスはこれまで域内共通市場にいてその恩恵を受けていたため、これまで自国独自での制度運用実績がない。完全累積制度が導入されるものの、原産地規則の実運用・審査については、いきなり今般自己申告・自己証明制度という形で、輸入国税関に負担がかかる形で投げつけられており、イギリス当局の負担について懸念が残る。

2.4.3 サービス・投資

次にサービス・投資分野に関しては、p11 のパラ 38 において、

‘The Agreement significantly builds on the Parties’ commitments under WTO rules and locks in market access across substantially all sectors. The level of ambition reflects the UK and EU’s respective Free Trade Agreements with Japan, although in a few areas - most notably legal services - the agreement breaks new ground.’

と述べ、さらに同分野の第 4 章「商用目的の自然人の一時的入国及び滞在 (Temporary entry and stay of natural persons for business purposes)」について述べた p12 のパラ 45 において、

‘The Parties have also agreed commitments on length of stay that broadly reflect the outcome reached in the EU-Japan Economic Partnership Agreement. This includes the ability for UK short-term business visitors to travel to the EU for 90 days in any 180-day month period. The Parties have also agreed not to impose work permits on business visitors for establishment purposes.

と、TCA が日本とイギリス、EU の経済連携協定の交渉の結果を反映したレベルの高い協定であることを高らかに謳っている。しかし、その例としては、イギリス人の短期商用滞在者に対し、6 ヶ月の間に 90 日のビザなし滞在を認めることが挙げられており、EU の加盟国時代は、人の自由移動が認められていたことと比すと、成果としてはいささか寂しさを感じる。

2.4.4 公平な競争

また、TCA の交渉当初からの EC が重視していた公平な競争条件については、p18 の Title XI「開かれた公平な競争と持続可能な発展のための公平な競争の場(Level playing field for open and fair competition and sustainable development)」のパラ 81 において、

‘81. The Agreement’s provisions in this area, implementing commitments made in the 2019 Political Declaration, were the subject of considerable controversy during the negotiations. The EU was forced to drop its ambitious demands of dynamic alignment and for the UK to be legally required to maintain equivalent legislative system to the EU’s in some areas. The system that has been agreed upon does not compromise the UK’s sovereignty in any area, does not involve the European Court of Justice in any

way, and is reciprocal. Both sides have the right to set their own laws, subject to the broad constraints of this Agreement in this area as in any other. And both sides have the right, in certain constrained ways, and subject to arbitration, to take countermeasures, if they believe they are being damaged by measures taken by the other Party in subsidy policy, labour and social policy, or climate and environment policy. If such measures are used too frequently either side can trigger a review of these provisions and the trade aspects of the Treaty more broadly, aiming to end with a different balance of rights and obligations.'

と述べられており、冒頭の下線の通り、TCA の交渉において双方がぶつかりあった大きな論点であったことが分かる。またそれに続く下線の文章で、この論点について、EU が離脱後のイギリスにも EU レベルの規制を法的に遵守させようという要求が強かったこと、その一方で、'take back control' が必要な最も重要な分野として法規制を掲げるイギリスが一歩も譲らなかったことが良く見て取れる。2. 冒頭の将来関係協定の説明で、交渉の争点なった分野として、国家補助金や競争を挙げていたが、それらについては、このような形でイギリスが引かない形で決着したことが分かる。

2.4.5 漁業

最後に、TCA における大きな争点の 1 つとされていた漁業について触れることとしたい。TCA では Title XII　例外 (Exceptions) として、Heading Five - Fisheries が規定されているが、これについては、まず Summary の p24 のパラ 125 に、

'The Agreement provides for a significant uplift in quota for UK fishers, currently estimated to be worth around ￡146m for the UK fleet. This is equal to 25% of the value of the average annual EU catch from UK waters and will be transferred in the first year (2021). It ends the dependence of the UK fleet on the unfair 'relative stability' mechanism enshrined in the EU's Common Fisheries Policy and will mean that the UK vessels are able to take a larger proportion of the total landings from UK and EU waters going forward.'

と具体的な成果が述べられている。交渉中は非常に大きな争点として双方に認識され、議論されていたが、結果として、前半部分の下線にあるように、金額にして 1 億 4600 万ポンド相当、イギリスの漁業水域における EU の年間平均漁獲量の 25%にあたる量が 2021 年にイギリスに返還されると書かれている通り、イギリスに対する全漁獲量の返還とはなっていない。また、続く下線において EU の共通漁業政策の下での、不公平な相対的安定性(relative stability)メカニズムへのイギリス漁船の依存が終わると謳っているものの、今後の漁獲量、残りの 75%の漁獲量の扱いをどうするのかについては、続く 2 つのパラグラフにおいて、

'126. New quota arrangements will be phased in over five years to allow the respective fleets time to adapt to the changed to opportunities. There will also be an adjustment period for access to waters, including access to a limited part of the UK's territorial waters for vessels which have regularly fished in these areas between 2012 and 2016, which provides stable access for five and a half years.

127. Under the framework provided for in this Agreement, the UK will conduct annual fisheries negotiations with the EU alongside negotiations with other coastal States and international organisations regarding the Total Allowance Catches for shared stocks. These negotiations will also cover access arrangements.'

と下線にあるように、5.5 年の移行期間が設けられており、その後はイギリスと EU との間で毎年漁獲割当てについて交渉して決めることとなっており、結論が先送り、もっと言えば、それ以上の漁獲量をイギリスに取り戻すことができるのか不透明な状態となっている。

2.5 まとめ

以上のように、いわゆる将来関係協定、TCA について EU 側の発表資料、イギリス側の発表資料を基に実際のところの成果について分析を試みたが、やはり総体的な印象としては、イギリス、というかジョンソン首相が国家主権を取り戻す（take back control）ことを優先した結果、イギリスがこれまで EU の加盟国であることで、物品・サービス・投資の域内共同市場等から受けていた多大な経済的利益を失うことになったという感触を強く受ける。

一方、ジョンソン首相は、2020 年 12 月 24 日に TCA が合意に至った際の声明において、イギリスはそれまで 58 カ国と自由貿易協定を締結してきたが、TCA はその中でも約 6600 億ポンドに上る最大規模の貿易協定であるとその効果を宣伝している。

しかしながら、イギリスの国家統計局（Office for National Statistics）の 2019 年の貿易データによれば、上記の 6600 億ポンドのうち、3 割以上にあたる約 2300 億ポンドがサービス貿易となっており、物品の貿易についてのゼロ関税、ゼロ割当ての成果と異なり、サービス貿易については、先述した EU の説明資料にあるように、もはや金融サービスにおけるパスポート制度が活用できないなど、EU 単一市場全体に自動的にアクセスを可能とする利益をもはや享受できなくなっており、貿易額が今後減る可能性がある。

UK service exports to the EU, 2019

	£ billions	% of total
Other Business Services	41.4	33.1%
Financial	25.7	20.5%
Travel	17.5	14.0%
Transportation	13.6	10.9%
Telecommunications, computer and information services	10.7	8.5%
Intellectual property	6.3	5.1%
Insurance and Pension	3.3	2.6%
Maintenance and Repair	1.8	1.4%
Construction	1.5	1.2%
Personal, Cultural and Recreational	1.5	1.2%
Manufacturing	1.5	1.2%
Government	0.5	0.4%

Source: ONS

UK service imports from the EU, 2019

	£ billions	% of total
Travel	32.7	32.7%
Other Business Services	27.4	27.4%
Transportation	17.8	17.8%
Telecommunications, computer and information services	5.8	5.8%
Financial	5.4	5.4%
Intellectual property	4.3	4.3%
Insurance and Pension	1.7	1.7%
Construction	1.6	1.6%
Government	1.4	1.4%
Manufacturing	1.0	1.0%
Maintenance and Repair	0.5	0.5%
Personal, Cultural and Recreational	0.4	0.4%

Source: ONS

表 8[150] イギリスのサービス貿易内訳　出典：House of Commons Library, 10

この点下院（House of Commons）のイギリス-EU 間の貿易統計に関する報告書（上の表 8 を参照）によれば、2019 年のイギリスと EU のサービス貿易のうち、輸出面においては、イギリスの得意とする金融サービスが 20.5%、また、法律や会計、建築、広告、エンジニアリング等

の「他のビジネスサービス（Other Business Service)」[7]が 33.1％、旅行サービスが 14.0％、輸入面では旅行サービスが 32．7％、他のビジネスサービスが 27.4％と、TCA において法律分野でのサービスの拡大は一部あったものの、イギリスが EU の加盟国であることでサービスの輸出入が多かったと思われるサービス分野の割合が高いことが分かるので、TCA によっては、少なくともサービス分野についてはそれほどの経済効果は期待できないのではないかと思われる。

一方、確かに TCA により、イギリスは根幹となる部分で主権を取り戻すことができたとは思うが、それらについても所期した成果を得ることができたのか疑問である。繰り返しになるが、例えば、争点の 1 つとなっていた漁業について言えば、離脱により、共通漁業政策に縛られることなく、イギリスの領海において重量ベースで 60％もの魚が外国船によって取られている状況が解消されるのは、自己決定権を取り戻す観点からは喜ばしいことなのかもしれない。しかしながら、漁業がイギリスＧＤＰにおいて占める割合は 0.1％にも満たず、金額ベースでみても、7 億 8400 万ポンド（2018 年）であり、これは同年の金融サービスの 1320 億ポンドに比して著しく小さい。[151)]しかも、先ほども述べた通り、今回の TCA によってイギリスの漁業水域における EU 加盟国の年間平均漁獲割当の全てが返還されるのではなく、そのうちの 25％が返還されるに過ぎない。

また、第 2 章で述べた通り、ブレグジット決定の過程において、経済以外のもう 1 つの争点となったのは移民であったが、移民についていえば、シェンゲン協定という枠組みで規律されており、イギリスは元々、シェンゲン協定非加盟国であり、アムステルダム条約の制定時に、シェンゲン協定が EU の法制度として取り込まれた時も、イギリスはオプト・アウト（適用除外）を選択している。つまり、イギリスは離脱前からボーダーコントロールの権限を維持し続けているのであり、今回の TCA の締結によって、入国措置に関する権限が戻ることになる訳ではない。今後の EU 加盟国からの移民は減る可能性があるものの、今回の一件によってイギリスの移民流入に大きな変化が起きるという訳ではないと思われる。確かにブレグジットを機に移民規制には新たなポイント制が導入されるが、TCA の締結によるブレグジットの完了によって、移民がみるみる減る訳ではなく、移民に自国の雇用政策、福祉政策等が左右されないという意味での take back control は達成されるかどうかは分からない。

TCA は締結、発効したばかりであり、ブレグジットの実際の効果がどのようなものかは、今後の分析を待ちたいが、繰り返しになるが、今回の TCA の締結、ブレグジットの足下の効果としては、イギリスが特定の分野での自己決定権を取り戻しただけであり、経済的な効果はそれほど大きくないか、むしろマイナスなのではないかとも思われるのである。先ほど紹介した TCA の Summary におけるジョンソン首相の前文にあるように、今後、自己決定権を取り戻したイギリスが‘Global Britain’の名の下に、積極的な政策展開を行い、EU 離脱の正の効果を実証してくれることを期待したい。

[7] 本文中に紹介の報告書においては、‘This category includes legal, accounting, advertising, research and development, architectural, engineering and other professional and technical services.’と説明されている。

第 4 章 イギリスはどこに向かうのか（考察）

1. 第 1 章での分析

第 1 章においては、第二次大戦後のイギリスとヨーロッパの関係について、ヨーロッパとの関係を考える上で重要な時期であると考える、①チャーチル首相の在任時期、②EC への加盟申請、加盟成立、加盟直後の時期、③サッチャー首相の在任時期、の 3 つの時期についてチャーチル首相の下で提唱された 3 つのサークルという考え方を基に、その 3 つのサークルがどのように変化をしたかという視点で分析を行った。その上で、ブレグジット決定後、現在に至るまでの外交方針を形成している、④メイ首相、ジョンソン首相の外交方針、‘Global Britain’について分析を行った。

この分析から見えてきたことは、①～③の時期においては、イギリスは基本的には米国（英語圏、北米）、ヨーロッパ（EC、EU）、コモンウェルス諸国という 3 つのサークルをベースに外交方針を考えており、それがその時々の情勢により、サークルの優先順位が変わり、重要度という意味での各サークルの大きさが異なっていたというものであった。

そして大まかな傾向としては、まず、コモンウェルス諸国については、第二次大戦後しばらくの時期においては、歴史的経緯からイギリスは旧植民地諸国である、コモンウェルス諸国との経済的、政治的な結びつきが強く、外交での優先順位も一番高かったが、イギリスが戦後の経済復興を遂げるに連れて、その優先順位は下がるとともに、重要度も下がっていった。それを決定づけたのが EC への加盟であり、EC 加盟以降は、その順位の低下は著しく、現在の外交方針である‘Global Britain’においては、コモンウェルス諸国は 3 つの核からは外れるに至っている。

一方、米国（英語圏、北米）については、戦後からイギリスにとって非常に重要な存在であり、現在に至るまでその重要性に変化はなく（常に非常に重要）、戦後しばらくの間上記のようにコモンウェルス諸国がその結びつきの深さから、事実上優先順位が 1 位であったと思われるものの、イギリスの外交関係において常に 1 位の優先順位であったと思われる。本稿においては、ヨーロッパの防衛面での米国の果たした役割については詳細に分析をしておらず、また、世界の外交・防衛におけるイギリスと米国の関係については分析を行っていないが、ソ連・ロシア、中東、テロ対策等々において米英の Atlantic Alliance という結びつきの深さについては、論を待たずとも明らかなところがあり、3 つのサークルの中で基本的に常に優先順位が 1 位である点は自然なことである。

最後にヨーロッパ（EC、EU）については、第二次大戦後の復興期においては、イギリス、ヨーロッパ各国ともに経済復興のために必死な時期であり、地理的・歴史的一体性という意味では、一定の重要性はあるものの、外交方針上の軸としての位置づけは、コモンウェルス諸国、米国（英語圏、北米）に比して高くなかった。一方でイギリスは、ヨーロッパにおける各国横並びの団子状態の中で、EEC に対抗した EFTA の設立など、戦前と同じくヨーロッパでの主導権を握る道を模索していたように思われる。しかしながら、EEC の設立後、EEC による経済統合が成果を挙げ始めると、その存在を無視できなくなり、最終的に 1973 年に EC に加盟する。この頃には、3 つのサークルの中でその優先順位は米国につぐ 2 番目となり、その後①～③の時

期においては常に優先順位 2 番目であり続ける。その一方で、EC から EU へと統合が深化していく中で、イギリスは独立性を保とうとするものの、EC・EU がイギリスの経済政策、外交政策等に実質的に与える影響は徐々に大きくなっていき、サークルの大きさ、重要度という意味では、相対的に米国のサークルよりも大きくなっていったと思われる。この点については、対米関係を考える上でも、必ず EC・EU の加盟国としてのイギリスであることを出発点とした上で、方針を立てざるを得ないため、このように分析した。

以上のように、①～③の時期において、いわゆる 3 つのサークルを基礎としたイギリスの外交方針の変遷を分析したが、ブレグジット決定後の外交方針である‘Global Britain’においては、米国、ヨーロッパの 2 つのサークルについては、外交上の重要な柱として引き続き存在するものの、3 つのサークルのうち実質的に消失したコモンウェルス諸国の代わりに、インド太平洋というサークルが出現をしている。これは ASEAN という地域連合の台頭、日本、中国、韓国等の外交上の重要なプレイヤーの存在、コモンウェルス諸国の一員だったインドの突出してきた存在感など、経済的側面、外交安全保障的側面から、同地域の存在感が非常に大きくなっていることに対応したものであると思われる。サークル間の関係については、これまでの 3 つのサークル論においては、各サークルが相互に交わっているということが想定されていたが、イギリスが EU から離脱したこと、インド太平洋地域はコモンウェルス諸国という括りとは異なり、サークルを交わらせるほどの特殊な一体性はないこと等を勘案し、イギリスの今後の外交政策は、それぞれのサークルとの交わりの中で検討されていくというより、3 つのそれぞれのサークルと着かず離れれずの関係で検討されるのではないかと考え、図 6 の中では、各サークルと接する形でイギリスを描いている。また、‘Global Britain’においては、これまでの 3 つのサークル論というよりも、各地域について網羅的に外交の基本方針について述べられていることを踏まえ、図 6 には、外交上重要なプレーヤーである、ロシア、中東についても図示した。これまでは EU 加盟国の中で主導的な役割を果たしていた、ドイツ、フランスとの駆け引きをした上で、それを踏まえながら、米国と調整をしてきたと思うが、今後はヨーロッパ各国との必須的事前調整ということは行われなくなるのではないかという意味でも、各サークルはイギリスと接する形となるのではないかと分析した。

2. 第 2 章での分析

第 2 章においては、まず、2016 年 6 月 23 日の国民投票に至るまでのイギリスの財政・金融政策、移民政策について概観することで分析を行った。国民投票までの約 10 年間の時期は、アメリカのサブプライムローン問題に端を発した金融危機から始まり、リーマンショックによる世界的な経済不況、そしてそれに続くギリシャの債務問題に端を発するユーロ危機と激動の時期であり、国民の心理、投票行動の背景を探るためにはこの時期の国際情勢とそれに対応した政策がどのようなものだったかを分析することは有効であると考え分析を行った。

まず、財政政策についてはリーマンショック前年の 2007 年から 2016 年までの各年のイギリスの予算を概観した。2007 年はイギリスが空前の景気拡大に沸いていた時期であり、2008 年の予算までは労働党ブラウン首相の下での景気拡大継続を意識した、歳出拡大志向の予算が組まれていた。続く 2009 年の予算は、リーマンショック下での経済復興を急ぐという前年までと全く逆の観点から、引き続き歳出規模の大きい積極的な予算が組まれた。2010 年からは、労働党政権下における財政赤字の拡大等を批判し、政権奪還を果たした保守党が自由民主党と組

んだ連立政権下において、厳しい緊縮財政政策がスタートし、財政規模縮小型の緊急予算が組まれ、翌年以降も緊縮型の予算が継続する。しかし、緊縮財政を厳しく実行しすぎた結果、GDP成長率の急落、失業率の上昇などに直面したため、2013 年以降は、法人税のさらなる引き下げ、新技術の研究開発、ネットワークインフラの整備に関する投資、住宅取得支援やアルコール関係の減税や税の凍結などの積極的な財政政策などにも取り組むようになる。保守党が単独政権となった 2015 年は保守党が目的とした緊縮財政による財政健全化、経済復興の締めくくりの年と位置づけられ、これまでの予算を踏襲、国民投票の年である 2016 年の予算については、新しい一歩を踏み出すための予算として、財政収支の黒字化目標について打ち出しつつ、道路、鉄道等のインフラ、地域振興プロジェクトに対しての積極的な投資も打ち出している。国民投票に至るまでの財政政策は、未曾有の経済危機を乗り越えるために、財政均衡を図りつつも、企業だけでなく、高齢者や低所得者にも積極的な支援を継続してバランスを取ろうとする腐心の跡が伺えるものであったことが分かった。

一方で、金融政策については、サブプライムローン問題から始まりリーマンショックに至る過程で、ノーザンロック、ブラッドフォード＆ビングリーを国有化するだけでなく、大手銀行である Lloyds TSB、RBS への資本注入まで行うなど、積極的な介入、財政出動により難を乗り切った。ユーロ危機においてもユーロ非参加国であり、EU における各種金融安定のメカニズムにも参加していないにも拘わらず、アイルランドに二国間融資で 38.4 億ユーロを貸し付けるなど、ここでも財政面で支援を行っており、国民投票前の金融危機は、イギリスの財政赤字を拡大させる一因となっていたとともに、バランスの取れた財政収支を実現する上で、常に足枷せとなっていたと考えられる。

移民政策については、継続する景気拡大と歩調を合わせるように、労働党政権下において、2000 年頃から移民受け入れ拡大の方向に舵を切り、移民は急増する。この増加に輪をかけたのが、2004 年の EU の東方拡大による加盟国の 10 カ国の増加であったが、予想を超える移民の増加に直面し、2005 年以降移民政策の見直しに着手するとともに、2007 年に加盟したルーマニア、ブルガリアに対しては移行措置としての受け入れ制限措置を適用する。その後リーマンショックにより、一時的に移民は減少するものの、ルーマニア、ブルガリアへの移行措置が終了した 2014 年頃から再び移民数が急増、このような中で国民投票を迎えることになったことが分かった。

さらに、第 2 章においては、以上の分析に加え、実際の国民投票の結果について分析を行った。国民投票前後にイギリスで行われたアンケート結果を基に、世代別、性別別の投票行動、世代別の投票率、教育レベルによる投票行動、社会階層別の投票行動、所得別の投票行動、地域別・都市別の投票行動について分析を行った。さらに、残留、離脱に投票した理由は結局何だったのかについても、理由選択型ではあるがアンケートを基に分析を行った。その結果、高齢者、低学歴、低所得、単純労働・無職の有権者は離脱への投票傾向が強く、若年層、高学歴、高所得、高技能・経営・管理層の有権者は残留への投票傾向が強かった、また、地域別では、イングランド、ウェールズでは離脱派勝利の傾向、スコットランドでは残留派勝利の傾向が非常に強く、北アイルランドでは両者拮抗、都市別では大都市では残留派勝利の傾向が強く、都市周辺部や小都市では離脱派勝利の傾向、観光地、学際都市では残留派勝利の傾向が強いということが分かった。そして、投票理由については、イギリスの自己決定権を取り戻したいという理由から離脱に投票をした人の割合が多かったこと、一方、EU 加盟国であることにより、経済面などで得てきたメリットを失いたくないという理由から残留に投票をした人が多いということも分かった。

以上、国民投票に至るまでの財政・金融政策、移民政策を概観することで、当時の経済・社会情勢が、実際の投票結果、投票行動にどのような影響を与えたかについて考えると、やはり非常に大きく影響したのではないかと考えられる。未曾有の経済危機からの復興を図る中で、イギリス政府は様々な社会階層の公平を図るために、積極的な財政支援策も行ったが、目の前では移民が増えるばかりで、EU の加盟国であったばかりに、ユーロ危機への対応などに自国が巨額の支援を迫られる、取られるばかりで、一向に暮らしは良くなる実感がない、政府が言う経済復興など自分には感じられないという不満が、離脱派勝利という投票結果に繋がったのだと分析した。

3. 第 3 章での分析

第 3 章においては、EU 離脱後の EU とイギリスの新しい関係を規定することとなった 2 つの協定、離脱協定と将来関係協定の 2 つについてそれぞれの交渉過程と論点、最終的な協定の概要について分析を行った。

まず、離脱協定については、協定全体を概観するとともに、交渉において一番の争点となった北アイルランド議定書の内容、及びその背景について分析を行った。離脱協定において北アイルランドが問題となったのは、EU との間でのいわゆる合意なき離脱は、アイルランドと北アイルランドの間に物理的な国境を出現させることになり、アイルランドとイギリスの係争の地であり、和平合意までなされている北アイルランドについて、その扱いに実質的な変更を加えることになるからであり、事の大きさから、離脱協定が期限内に合意に至らなかった場合の緊急措置であるバックストップ条項についても交渉の中では議論された。

離脱協定に関する分析により、EU 離脱に関しては、北アイルランド問題のように、EU 加盟によって築き上げられてきた関係や、問題が解決されていたようなものもあり、take back control の理念の下離脱をすることは、却って物事を複雑化してしまうものがあるということが分かった。

また、将来関係協定（貿易協力協定：TCA）については、協定締結の際に、EU 側が発表した概要資料とイギリス側が発表した概要資料を分析することにより、TCA において、注目すべき点についてあぶり出しつつ、この協定の締結が実際のところ、どれほどイギリスにとってメリットがあったのかについて分析を行った。

離脱協定においては、①貿易政策（trade policy）、②漁業水域（our waters）、③お金（拠出金）（our money）、④国境（our borders）、そして一番大切なものとして⑤法（の制定権）（our laws）を取り戻す（take back control）ことがイギリスの大きな目標であり、これが交渉上も争点となった。結果としては、イギリスは全てを勝ち取ることはできなかった。離脱の結果として、③は当然ついてくるし、④は本来的には協定とは関係ない（シェンゲン協定の問題）、⑤は EU からなんとか死守したが、①では、ゼロ関税・ゼロ割当てで合意したものの、原産地規則の運用の問題あり、また、そもそも EU 加盟国で受けていたメリットと同じ、また、サービス・投資については、EU 加盟国としてのパスポート制度などが利用できなくなるので、マイナス、②については、少しは取り戻したが、今後の行く末は未確定、という状況であり、EU 側の資料からすれば、経済的な面から言うと、圧倒的に失うメリットの方が大きい協定ではないかということが分かった。主権、自己決定権を取り戻すことを前面に押し出し、合意を急いだあまり、ブレグジットは現状、失うものの方が大きいのではないかという結論に達した。

4. まとめ（イギリスの今後の国際情勢における役割）

最後に第 1 章から第 3 章までの分析を踏まえ、イギリスが今後の国際情勢においてどのような役割を果たすかについて考察することとしたい。

先述した通り、ジョンソン首相は、離脱協定に関する Summary の前文で、イギリスは文化的にも、精神的にも、感情的にもヨーロッパの一部であり、多くの分野で価値観や利益を共有しており、TCA には、このイギリスのヨーロッパの一員であることの誇りの上に成り立っていると述べている。そして、TCA を基に、‘Global Britain’の旗印の下外交政策を展開していく決意が述べられている。

しかしながら、第三章で分析する限りでは、今回の EU 離脱は、少なくとも現時点においては、経済的に失うものの方が多く、経済面でのイギリスのプレゼンスは低下せざるを得ないと考える。

では、ブレグジットにより、今後イギリスの外交上のプレゼンスは低下の一途、又はなくなってしまうのであろうか。筆者は、経済面については、五分五分と考える一方、政治面については、そのような指摘は当たらないのではないかと考える。

まず、経済面については、イギリスはブレグジット決定後、EU と既に協定を結んでいた国々との間で乗り換え協定を締結するだけでなく、米国やオーストラリア、ニュージーランド等、これまで EU が協定を締結していない国々とも交渉を開始するなど、積極的に活動しており、我が国との間でも 2020 年 10 月 23 日に日英包括的経済連携協定を締結している。また、2021 年 2 月 1 日には CPTPP（Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership Agreement:環太平パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）への参加申請も行っており、地域での経済連携の動きにも触手を伸ばし始めている。イギリスがこういった各地域における経済枠組みにおいてもリーダーシップを発揮していくようになれば経済面でも存在感を発揮する可能性は十分にあり得る。[152)153)]

この点につき、元駐英国日本大使であり、TPP 政府対策本部首席交渉官であり、当研究所研究アドバイザーでもある鶴岡公二氏は、2020 年 9 月 20 日英国下院の外交委員会(Foreign Affairs Committee)において、イギリスの将来の外交政策に関するヒアリング（テーマは、‘A brave new Britain? The future of the UK’s international policy’）[154)]において、議長からの CPTPP の役割とイギリスは CPTPP の中でうまくやっていけるのか(Could you talk to us a little about what you see as the role of that partnership and whether or not you think that the UK could fit within it?’)という質問に対して、

‘On your second question, about the UK’s accession to the CPTPP, it is all up to the UK. The CPTPP countries, I have no doubt, would wholeheartedly welcome the UK’s participation for two reasons. The first is that the UK’s participation will prove the CPTPP can be universal. …… The CPTPP could well be a basis that would be more multilateral and broader and, if it extends beyond the Asia-Pacific region, it could be seen as a project that is more universal than regional. That is one great benefit of having the UK join us.’

と、イギリスが参加すれば CPTPP はユニバーサルな協定になり、さらに多くの国と広い地域を対象とした協定の基礎ができることになり、アジア太平洋地域を越えて広がるならば、CPTPP

はよりユニバーサルでリージョナルなプロジェクトになり得るので、イギリスの参加を心から歓迎するであろうと答え、また続けて、

‘The UK will benefit from having access to 11 countries’ markets right away. That would be the largest economic integrated agreement that the world has seen. That may eventually entice the Americans to come on board at some later stage. I am not dreaming that this will happen anytime soon, but if the facts show that countries taking part in the CPTPP are able to further develop their economies and democratic values, there will be more attraction for other countries to join in. In order to make that happen, the UK’s accession will be very productive and constructive. That is why all the CPTPP countries will be wholeheartedly welcoming the UK’s accession.’

と述べ、イギリスが CPTPP に参加することで締約国の経済、民主主義的価値がさらに発展することになれば、参加は非常に生産的かつ建設的であることから CPTPP 締約国は、このような点からもイギリスの参加を歓迎するであろうと述べている。イギリスが‘Global Britain’の旗印の下、世界各地で経済連携の動きを加速していくことは、経済連携がよりグローバルな広がりになっていくという点、また、イギリスという国が培ってきた、民主主義的価値観や、法の支配といった考え方を協定の締結に併せて締約国に醸成していくことができるという点で、イギリスの経済面のみならず、国際的な秩序構築・維持という面での存在感を高めていく可能性がある。

このような経済面、さらにはそれに限らないイギリスの存在感に対する期待がある一方で、政治面については、昨今の EU の外交でのプレーヤーとしての存在感が増していく中での EU 離脱は、イギリスにとってプレゼンスの維持にマイナスに働くのではないか、という指摘もあるのではなかろうか。

しかしながら、筆者はこの点については懸念する必要はないと考えている。なぜなら、EU の外交の内実は、これまでイギリス、フランス、ドイツの 3 大国の調整によって行われてきたのであり、むしろその事前の調整を経る必要なく、外交方針を立てられることはイギリスにとってはメリットの方が大きいこと、さらに、イギリス 1 国ではプレゼンスが低下するのではないかという点については、何をおいても、イギリスは国連安全保障理事会の常任理事国であり、むしろ EU の加盟国という立場との調整をしながら外交方針を立てる必要がなくなったことは、プレゼンスの増大に繋がるのではないかと考える。

この点について、鶴岡氏は先のヒアリングにおいて、Alicia Kearns 議員との ASEAN 等とイギリスとの協力のあり方に関する質疑において、

‘…….. Now the UK is out of the EU it can conduct its own diplomacy, not through the EU. The UK’s independent and very decent, reasonable, well-thought-through diplomacy, which I expect will be the case, is going to contribute a great deal to the discussion. ……’

と、イギリスが EU から離脱することで、独立して、きちんとして、妥当かつ、よく考え抜かれた外交を展開できるのではないかと、EU 離脱がイギリスの外交に及ぼす効果を肯定的に捉えている。

また、同じく Alicia Kearns 議員との質疑において、鶴岡氏は、

‘The UK is not in the region, but the world today is not divided by regions. The only impediment or restriction that the UK might have had in the past was because the UK was in the EU. If the EU is in it, why do you need another one? But now that the

UK is going to be independent, the UK can be a fully-fledged participant in that ASEAN meeting.'

と、EU 離脱後はイギリスが独立した主体として、ASEAN が主宰する ASESN 地域フォーラム（ASEAN Regional Forum: ARF）などの各種会合へ（これまでとは違い）完全な形で参加することを勧めているが、その理由の 1 つとして、

'……. The UK, as a permanent member with very important military power and projection capacity, can be a very decisive contributor for the good by being a fully-fledged member in those discussions. …….'

と、とても重要な軍事力をもった安保理常任理事国であるイギリスが、ASEAN 地域において完全な形でメンバーとして議論に参加することは、同地域の繁栄や安定にとても大きな貢献となり得ると述べている。EU という今や大きな存在感を持った組織体を離脱したとしても、イギリスの安保理常任理事国としての存在の大きさは変わらないと考えられ、むしろ、1 国としての存在の大きさを増す可能性もあると考えられる。

さらに、ここで日本との関係について考察すると、イギリスの EU 離脱のタイミングは、日本にとって 1902 年の日英同盟以来の、日英関係強化の良い機会ではないかと考える。EU 離脱により、日英経済連携協定を締結、また、イギリスは日本が実質的なリーダーである CPTPP にも参加申請を行っている。イギリスが EU というしがらみから抜け出た今のタイミングで、国連の安保理常任理事国という立場のイギリスとの連携を強化することで、日本の外交におけるプレゼンスを高めるチャンスにも繋がるのではないかと考える。

この点について、同じヒアリングにおいて、鶴岡氏は、冒頭での議長からイギリスはどのような点で日本にとって魅力的なパートナーとなり得るか（'What capabilities does the United Kingdom offer Japan that make it an attractive partner for your country?'）という質問への回答の中で、

'That is a very good question. If you look first at history and then at where we find ourselves in today's world, the answer is very clear: Japan and the UK are natural partners that can work together for the global good-bilaterally, of course. There are many benefits that we can cherish by strengthening our ties politically, economically and sometimes defence-wise as well. The most important fruit of our collaboration, or joint work, will be strengthening the rules-based international order.

とイギリスと日本は政治的、経済的、そして防衛の観点からも協力を強化していくことができる、その協力の結果として、最も大きな成果は、ルールに基づいた国際秩序の強化であろうと答えている。また続く回答の中で、

'The world is now entering a very difficult time. You have already heard that from a number of presentations, so I will not repeat that. Japan and the UK-especially in the case of Japan-are far from being superpowers. The superpowers today, if I can use a plural, even though there is only one in real terms, may be straying away from the tradition-the US in particular-of supporting and being the pillar of a very stable, strong, rules-based international order. We cannot blame them all the time, because we have to do our own work as well. Of course, when I say "we", at the top of the list I have Japan working together with the UK to do the best we can in supporting

and strengthening the rules-based international order. That is the value that I see in working together.'

と、世界が困難に直面し、国際秩序の維持・安定において、米国等が果たしてきた役割にあまり期待できない現状においては、イギリスと日本こそが、共同してルールに基づいた国際秩序の支援と強化を最もうまく行うことのできるパートナーと述べており、イギリスの EU 離脱は、日本の外交プレゼンスを高めて行く上でプラスに働く可能性を示唆している。

これらの考察を踏まえた筆者の考える今後の'Global Britain'の姿は以下の図の通りである。イギリスは第二次大戦後の外交において、常に米国、ヨーロッパとのバランスの中でどうすべきかを考えることを強いられてきた。EC 加盟後は EC（EU）の中でまずどうすべきかについて、フランス、ドイツとの調整に絶えず労を割いてきた。また、EU 加盟国の経済的な中心としてその繁栄を謳歌する一方、EU が掲げる自由化政策の結果として、大量の移民の流入も受けるという立場になり、そのような状況下で各種政策の立案を余儀なくされてきた。これまでは世界各地域から自国への内向きの矢印が向かってくる中で、自国のあり方というのを考えざるを得なかったのではないか。EU 離脱後は、以下の図にあるように、かつて大英帝国として 7 つの海を股にかけたように、世界各地へ積極的に働きかけを行うことができるのではないか。そして、その中で、かつての極東での盟友である我が国との連携も深めていくことを望みたい。

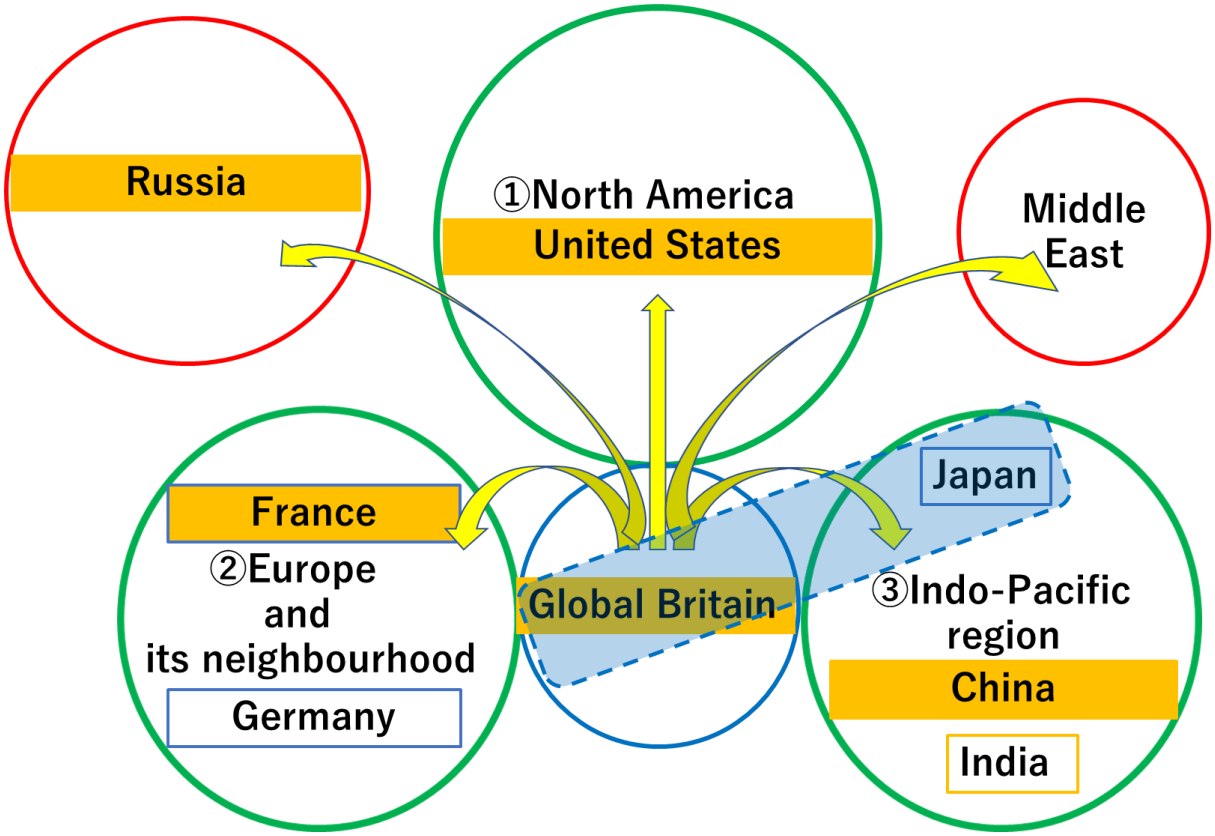

図 22 'Global Britain'の今後の姿（筆者作成）

※第 1 章の図 6 を基に、国連安保理常任理事国をマーカーで塗るとともに、日本、ドイツを外交のプレーヤーとして追記し、イギリスの各地域への積極的な外交姿勢を矢印で表し、日英の連携の強化を点線の枠囲いで表現した。

最後に、筆者のイギリス留学時代の友人についてのエピソードで本稿を締めくくることとしたい。

筆者が1年目に留学したUniversity College London (UCL)では、誰一人として同じ授業は取っていないが、飲みに行くのが好きで、毎週1回は必ずパブに集まるグループがあり、筆者はそこの一員であった。グループの固定メンバー、インド系イギリス人M、パキスタン系オーストラリア人M、スリランカ人P、アイルランド人E、アイルランド人D、ラトビア人M、日本人の筆者であった。ラトビア人Mと筆者を除けば、皆なんとコモンウェルス諸国にオリジンがある人達ばかりだった。その多くが元々弁護士か、卒業後イギリスにて弁護士資格を取得、パキスタン系オーストラリア人M、スリランカ人P、アイルランド人E、パキスタン人Mはその後イギリスで就職、現在もイギリスで働いている。

また、筆者がUCLにおいて履修していたEUの外交政策のクラスでは、EU加盟を翌年に控えたルーマニア人C、ギリシャ人V、イギリス人B、フランス人Sなどがいた。ルーマニア人Cとギリシャ人Vが極めて優秀、ギリシャ人Vについては、一握りの優秀なEU加盟国の学生しか学ぶことができない、イタリアのフロレンスにあるEuropean University Instituteで博士号を取得した。

2年目のケンブリッジ大学においては、国際関係学、現代欧州学を専攻したが、現代欧州学のコースでは、チェコ人L、ポーランド人M、ルーマニア人R、ドイツ人C、アイルランド人J、ルーマニア人Mがいた。チェコ人Lはその年のコースで最も優秀であり、欧州委員会委員の政策アドバイザーも務めた。ルーマニア人Mも元々外交官であったが、極めて優秀で、その後ケンブリッジ大学の博士課程に進んだ2人のうちの1人である。アイルランド人Jは、スイス人の母を持つ、3カ国語を自在に操る国際感覚の持ち主で、その後EASA (European Air Safety Agency) で働いている。

EU加盟国としてのイギリスは、EUからの学生に対する各種奨学金制度等の支援を受けながら、世界中から極めて優秀な人材を集めていたことが良く分かる。これがイギリスの大学のレベルを上げ、経済の活性化に繋がっていたことは間違いない。

筆者は、留学期間中にイギリスの航空当局、Civil Aviation Authority (CAA) でインターンをしていたことがあるが、イギリスの行政当局であるのにも拘わらず、新入社員として、UCL卒業生のポルトガル人Pを雇ったということと、研修期間中に筆者の机のとなりで業務をしていたIもUCL卒業生であり、実はドイツ人であったということを知り非常に驚いたことを覚えている。二人とも非常に気さくかつ優秀であったが、一国の規制当局が他国の国籍を有する者を雇っているということに、当時はイギリスの懐の深さとイギリスがEUから受けている恩恵の大きさに感じ入ったものである。

では、一方、イギリス人はどうであったか、先ほどのUCLのEU外交政策で一緒であり唯一無二の親友となったBは、卒業後弁護士となったが、ブレグジット決定後、イギリスの行く末を嘆き、現在はイギリス人の妻と共に、シンガポールに移住している。また、ケンブリッジのカレッジの同窓生であるカナダ人Cとイギリス人M(スコットランド出身)は、卒業後に結婚、夫であるイギリス人MはEU市民らしくオランダの世界的企業Iに就職したが、その後カナダに移住。イギリスに帰るか悩んでいたが、ブレグジット決定後、イギリスの行く末を嘆きMはカナダの永住権を取得、帰る見込みはない。

百聞は一見に如かずというが、留学で見聞きしたことが、戦前のイギリスの歴史であり、ヨーロッパとの関係であり、EUの加盟国としてのイギリスであり、また、EU離脱を決めたイギ

リスそのものであった。今後は、イギリスで同じ体験を共有した、世界各地に散らばる友人たちとともに、イギリスの行く末を見守っていくこととしたい。

謝　辞

日頃の業務におけるご指導をいただくだけでなく、海外出張の同行や所内において国際的・分野横断的な知見を深めるための様々な機会、そして本論文の執筆の機会を与えてくださった運輸総合研究所の宿利会長、また、同研究所の研究アドバイザーとして、所員に対し英国を含む幅広い国際関係についてご講義をいただくとともに、本論文でご発言も引用させていただき、助言等もいただいた鶴岡公二様に対し、深謝の意を表する。

また、運輸総合研究所での業務においてご指導をいただき、本論文の執筆への動機づけ、気付きを与えていただいた、佐藤理事長、山内所長、奥田専務理事他幹部の皆様、及び研究所の業務において様々なご支援をいただいた職員の皆様に感謝の意を表する。

【参考文献】

[1] 細谷雄一[2009], “イギリスとヨーロッパ　孤立と統合の二百年”, 勁草書房

[2] 小川浩之 [2008], “イギリス帝国からヨーロッパ統合へ”, 名古屋大学出版会

[3] Andrew Roberts [2018], “Churchill was all in favour of a united Europe - as long as it didn’t include Britain” https://www.spectator.com.au/2018/02/churchill-was-all-in-favour-of-a-united-europe-as-long-as-it-didnt-include-britain/, 2020/11/7

[4] Winston Churchill [1986], “The Second World War Volume IV The Hinge of Fate”, Mariner Books

[5] Winston Churchill [1947], “A SPEECH AT THE ALBERT HALL 14 MAY 1947, UNITED EUROPE MEETING”, INTERNET ARCHIVE https://ia801005.us.archive.org/14/items/W.S.ChurchillOnAUnitedEurope1947/W.S.%20Churchill%20-%20%27%27On%20a%20United%20Europe%27%27%20%5B1947%5D.pdf, 2020/10/31

[6] Michael Harvey [2011], “Perspectives on the UK’s Place in the World”, Chatham House

[7] Stephen Kinnock [2016], “Brexit and Churchill’s Three ‘Majestic Circles” https://www.stephenkinnock.co.uk/brexit-and-churchills-three-majestic-circles/, 2020/10/31

[8] Winston Churchill [1948], “Speech at a Conservative Mass Meeting, Llandudno, 9 October 1948”, reprinted in Randolph S Churchill (ed.)

[9] Grahame Allen [2012], “UK - Commonwealth trade statistics”, HOUSE OF COMMONS LIBRARY

[10] Grahame Allen [2012], “UK - Commonwealth trade statistics”, HOUSE OF COMMONS LIBRARY

[11] Dr. Luke Gibbon [2017], “What’s the context? US Secretary of State proposes a ‘Marshall Plan’ for the reconstruction of Europe, 5 June 1947”, Foreign Office Historians https://history.blog.gov.uk/2017/06/12/whats-the-context-us-secretary-of-state-proposes-a-marshall-plan-for-the-reconstruction-of-europe-5-june-1947/, 2020/11/7

[12] Andrew Roberts [2018], “With Europe, but not of it”, THE SPECTATOR https://www.spectator.co.uk/article/with-europe-but-not-of-it, 2021/05/29

[13] House of Commons [1953], “FOREIGN AFFAIRS” (Hansard, HC Deb 11 May 1953 vol 515cc883-1004) https://api.parliament.uk/historic-hansard/commons/1953/may/11/foreign-affairs, 2020/11/8

[14] Andrew Roberts [2018], “With Europe, but not of it”, THE SPECTATOR https://www.spectator.co.uk/article/with-europe-but-not-of-it, 2021/05/29

[15] Harold Macmillan[1961],“Address given by Harold Macmillan on the United Kingdom’s application for membership to the EC (31 July 1961)”, CVCE https://www.cvce.eu/en/obj/address_given_by_harold_macmillan_on_the_united_kingdom_s_application_for_membership_to_the_ec_31_july_1961-en-a5c95873-aca0-4e9f-be93-53a36918041d.html, 2021/5/20

[16] Harold Wilson [1967], “Statement by Harold Wilson on the United Kingdom’s application for membership to the EC (London, 2 May 1967)”, CVCE

https://www.cvce.eu/content/publication/1999/1/1/680afb40-143e-484b-b430-881db671d1ec/publishable_en.pdf, 2021/5/20

[17] Hugo Dixson, “The Common Agricultural Policy”, IN FACTS http://infacts.org/briefings/the-common-agricultural-policy/, 2021/4/30

[18] David R. Stead, “Common Agricultural Policy”, EH.net https://eh.net/encyclopedia/common-agricultural-policy/, 2021/4/30

[19] 石井圭一［2008］，“共通農業政策の財政と加盟国の農家経済”，「主要国の農業調査分析報（平成 20 年度)」，農林水産省 https://www.maff.go.jp/j/kokusai/kokusei/kaigai_nogyo/k_syokuryo/h20/pdf/h20_europe_04. pdf, 2021/5/2

[20] 羽村康弘，“第 4 章　EU の共通農業政策（CAP）の変遷における政策的要因等の検討 -農産物貿易政策を中心に-”，「主要国農業戦略横断・総合〕プロ研資料」，第 10 号（2019.3），農林資産政策研究所 https://www.maff.go.jp/primaff/kanko/project/attach/pdf/190300_30cr10_04.pdf, 2021/5/21

[21] Edward Heath［1971］，“Address given by Edward Heath (London, 21 July 1971)”,CVCE https://www.cvce.eu/content/publication/2002/9/4/5bcaae41-e8a0-49cf-ac57-fa71f411a198/publishable_en.pdf, 2021/5/20

[22] Harold Wilson［1975］，“Statement by Harold Wilson (London, 9 June 1975)”, CVCE https://www.cvce.eu/content/publication/1999/1/1/b5957a65-a835-4c13-b081-4f604798a9f8/publishable_en.pdf, 2021/5/16

[23] 駐日欧州連合代表部［2013］，“サッチャー元英首相と欧州統合”「EU MAG」Vol.16（2013 年 5 月号）https://eumag.jp/behind/d0513/, 2021/4/16

[24] 神余隆博［2013］，“サッチャリズムと欧州統合 - 欧州債務危機”「月刊資本市場」2013 年 7 月号(No. 335) http://www.camri.or.jp/files/libs/606/201703291647042548.pdf, 2021/4/16

[25] David Ramiro Troitiño［2009］，“Margaret Thatcher and the EU”, Tallin University of Technology (EUROPEAN UNION CURRNET POLITICAL AND ECONOMIC ISSUES) https://www.ies.ee/iesp/No6/articles/iesp_no6_pp124-150.pdf, 2021/4/29

[26] David Ramiro Troitiño［2013］，“Thatcher and the EU”, “European Integration: Building Europe”, Tallinn University of Technology, (European Political Economic and Security Issues (pp.81-97))

[27] Charles Moore［2019］，“Margaret Thatcher’s Battle Over Europe”, Wall Street Journal https://www.wsj.com/articles/margaret-thatchers-battle-over-europe-11575649922, 2020/4/29

[28] European Commission［2008］, “EU budget 2008 Financial Report” https://ec.europa.eu/info/sites/default/files/about_the_european_commission/eu_budget/fin_report_08_en.pdf, 2021/6/3

[29] Matthew Keep［2020］“The UK’s contribution to the EU Budget”, HOUSE OF COMMONS LIBRARY

[30] Margaret Thatcher［1984］，“Remarks at Fontainebleau European Council”, Margaret Thatcher FOUNDATION https://www.margaretthatcher.org/document/105506, 2020/11/2

[31] House of Commons [1984], "European Council (Fontainebleau)" (Hansard, HC Deb 27 June 1984 vol 62 cc993-1009)
https://api.parliament.uk/historic-hansard/commons/1984/jun/27/european-council-fontainebleau, 2020/11/2

[32] UK Government [1984], "EUROPE - THE FUTURE"
https://www.whatdotheyknow.com/request/112377/response/279008/attach/4/FOI%20Request%200398%2012%20Europe%20Future%201984.pdf?cookie_passthrough=1, 2020/11/2

[33] BBC [2013], "Thatcher and her tussled with Europe"
https://www.bbc.com/news/uk-politics-11598879, 2020/11/6

[34] European Union [1987], "SINGLE EUROPEAN ACT", Official Journal of the European Communities No L 169
https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:11986U/TXT&from=EN, 2021/5/2

[35] European Union [2018], "SUMMRY OF Single European Act",
http://publications.europa.eu/resource/cellar/2c740fbe-ca31-4042-878e-945d87f1c65c.0005.03/DOC_1, 2021/5/1

[36] Margaret Thatcher [2013], "Address given by Margaret Thatcher (Bruges, 20 September 1988)", CVCE
https://www.cvce.eu/content/publication/2002/9/18/5ef06e79-081e-4eab-8e80-d449f314cae5/publishable_en.pdf, 2021/5/28

[37] MARGARET THATCHER [2011], "THE DOWNING STREET YEARS" HarperCollins e-books

[38] Jacques Delors [1989], "Address given by Jacques Delors (Bruges, 17 October 1989)", CVCE
https://www.cvce.eu/content/publication/2002/12/19/5bbb1452-92c7-474b-a7cf-a2d281898295/publishable_en.pdf, 2021/6/3

[39] 田中文憲 [2005], "ヨーロッパ統合の立役者たち (3) -ジャック・ドロール-"、「奈良大学紀要」第 34 号
http://repo.nara-u.ac.jp/modules/xoonips/download.php/AN00181569-20060300-1002.pdf?file_id=1451, 2021/4/16

[40] Jacque Delors [2012], "The Maastricht treaty 20 years on", Notre Europe
https://institutdelors.eu/wp-content/uploads/2020/08/speech_j.delors_maastrichttreaty20yearson_ne_feb2012-1.pdf, 2021/5/2

[41] Christian Salm and Wilhelm Lehmann [2020], "Jacques Delors Architect of the modern European Union", European Parliamentary Research Service
https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/BRIE/2020/652009/EPRS_BRI(2020)652009_EN. pdf, 2021/5/2

[42] Aurélien Gerbeault (translated by Rhiannon Erdal) [2020], "GERMAN REUNIFICATION AS A MISUNDERSTANDING BETWEEN KOHL AND MITTERAND", THE NEW FEDERALIST
https://www.thenewfederalist.eu/german-reunification-as-a-misunderstanding-between-kohl-and-mitterand?lang=fr, 2021/5/3

[43] Theresa May [2017], "The government's negotiating objectives for exiting the EU,: PM speech", GOV.UK
https://www.gov.uk/government/speeches/the-governments-negotiating-objectives-for-exiting-the-eu-pm-speech, 2020/11/8

[44] Foreign and Commonwealth Office [2018], "Appendix: Memorandum from the Foreign and Commonwealth Office" https://publications.parliament.uk/pa/cm201719/cmselect/cmfaff/780/78008.htm, 2021/5/30

[45] Boris Johnson [2019], "Boris Johnson's first speech as Prime Minister: 24 July 2019" GOV.UK https://www.gov.uk/government/speeches/boris-johnsons-first-speech-as-prime-minister-24-july-2019, 2020/11/8

[46] Boris Johnson [2020], "Boris Johnson: Read the Prime Minister's Keynote Speech in full", Conservatives https://www.conservatives.com/news/boris-johnson-read-the-prime-ministers-keynote-speech-in-full, 2020/11/10

[47] 庄司克宏 [2019], "ブレグジット・パラドクス　欧州統合のゆくえ", 岩波書店

[48] 尾上修悟 [2018], "BREXIT 『民衆の反逆』から見る英国の EU 離脱 ― 緊縮政策・移民問題・欧州危機", 明石書店

[49] クレイグ・オリバー [2017] 江口泰子訳, "ブレグジット秘録", 光文社

[50] 財政制度等審議会 [2014], "財政制度分科会海外調査報告書　Ⅲ.英国" https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_fiscal_system/report/kaigaichyosa2607/04.pdf, 2021/4/16

[51] HM TREASURY [2007], "Budget 2007" https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/231363/0342.pdf, 2021/4/16

[52] HM TREASURY [2008], "Budget 2008, Stability and opportunity: building a strong, sustainable future" https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/250345/0388.pdf, 2021/4/16

[53] 今井貴子 [2013], "金融危機後のイギリス政治", 「年報政治学」, 64 巻 (2013) 2 号, p.2_135-2_161, J-STAGE https://www.jstage.jst.go.jp/article/nenpouseijigaku/64/2/64_2_135/_pdf, 2021/4/13

[54] House of Commons Treasury Committee [2010], "Pre-Budget Report 2009, Fourth Report of Session 2009-10" https://publications.parliament.uk/pa/cm200910/cmselect/cmtreasy/180/180.pdf, 2021/4/16

[55] HM TREASURY [2009], "Budget 2009, Building Britain's future" https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/250681/0407.pdf, 2021/4/16

[56] Office for National Statistics [2021], "UK government debt and deficit: September 2020" https://www.ons.gov.uk/economy/governmentpublicsectorandtaxes/publicspending/bulletins/ukgovernmentdebtanddeficitforeurostatmaast/september2020, 2021/5/31

[57] Office for National Statistics [2021], "Public sector net borrowing, excluding public sector banks (£ million)" https://www.ons.gov.uk/economy/governmentpublicsectorandtaxes/publicsectorfinance/timeseries/dzls/pusf, 2020/10/29

[58] Office for National Statistics [2021], "PS: Net Debt (excluding public sector banks): £bn: CPNSA"
https://www.ons.gov.uk/economy/governmentpublicsectorandtaxes/publicsectorfinance/timeseries/hf6w/pusf, 2020/10/29

[59] マイケル・ゴールドファーブ [2010], "イギリス緊縮予算は危うい賭け", 「Newsweek (ニューズウィーク日本版)」
https://www.newsweekjapan.jp/stories/business/2010/08/post-1499_3.php, 2021/4/20

[60] Tola Onanuga [2010], "Emergency budget: George Osborne's speech in full", The Guradian
https://www.theguardian.com/uk/2010/jun/22/emergency-budget-full-speech-text, 2020/11/9

[61] HM TREASURY [2010], "Budget 2010, Securing the recovery"
https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/247878/045, 1.pdf, 2021/4/26

[62] Conservative [2010], "INVITATION TO JOIN THE GOVERNMENT OF BRITAIN, THE CONSERVATIVE MANIFESTO 2010"
https://conservativehome.blogs.com/files/conservative-manifesto-2010.pdf, 2021/3/15

[63] HM TREASURY [2010], "SPENDING REVIEW 2010"
https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/203827/Spending_review_2010_executive_summary.pdf, 2020/11/9

[64] HM TREASURY [2011] "BUDGET 2011"
https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/247483/0836.pdf, 2021/4/16

[65] HM TREASURY [2012], "BUDGET 2012"
https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/247119/1853.pdf, 2021/04/20

[66] HM Treasury [2013], "SPENDING ROUND 2013"
https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/209036/spending-round-2013-complete.pdf, 2021/4/16

[67] HM Treasury [2014], "BUDGET 2014"
https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/293754/37630_HC_1104_Budget_2014_Complete_PRINT.pdf, 2021/4/16

[68] THE WORLD BANK, "GDP growth (annual %) - United Kingdom"
https://data.worldbank.org/indicator/NY.GDP.MKTP.KD.ZG?locations=GB, 202/11/9

[69] Office for National Statistics [2020], "Average household income, UK: financial year ending 2020 (provisional)"
https://www.ons.gov.uk/peoplepopulationandcommunity/personalandhouseholdfinances/incomeandwealth/bulletins/householddisposableincomeandinequality/financialyeareending2020provisional, 2020/11/9

[70] Office for National Statistics [2021], "Unemployment rate (aged 16 and over, seasonally adjusted)"

https://www.ons.gov.uk/employmentandlabourmarket/peoplenotinwork/unemployment/timeseries/mgsx/lms, 2021/5/31

[71] HM Treasury [2015], "BUDGET 2015" https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/416330/47881_Budget_2015_Web_Accessible.pdf, 2021/4/26

[72] HM Treasury [2016], "BUDGET 2016" https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/508193/HMT_Budget_2016_Web_Accessible.pdf, 2021/4/26

[73] 伊東さゆり[2012], "常設の金融安全網・欧州安定メカニズム（ESM）発足の意義　ユーロ危機対応における位置づけと今後の課題", 「ニッセイ基礎研レポート　2012-10-30」, ニッセイ基礎研究所 https://www.nli-research.co.jp/files/topics/40259_ext_18_0.pdf?site=nli, 2020/4/12

[74] 日本総合研究所調査部ビジネス研究センター[2011], "欧州金融システムと国際金融市場が抱えるリスク -欧州ソブリン危機の展開をどうみるか-" https://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/report/other/pdf/5776.pdf, 2021/4/12

[75] 清水啓典［2013］, "第１章　ユーロ危機の構造と国際通貨制度" "国際通貨制度の諸課題-アジアへのインプリケーション-", 「金融調査研究会報告書」, 全国銀行協会 https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/news/news250722_3.pdf, 2021/4/7

[76] BBC［2010］, "Irish Republic 85bn euro bail-out agreed" https://www.bbc.com/news/world-europe-11855990, 2021/5/10

[77] 厚生労働省[2010],"諸外国における外国人労働者対策　第３章　イギリス" 「世界の厚生労働　2010」 https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kaigai/10/pdf/tokusyu/to050~059.pdf, 2021/4/7

[78] 労働政策研究・研修機構［2004］, "外国人労働者受入政策　イギリスの外国人労働者政策" https://www.jil.go.jp/foreign/labor_system/2004_11/england_01.html, 2021/4/7

[79] Office for National Statistics［2016］, "Explore 50 years of international migration to and from the UK" https://www.ons.gov.uk/peoplepopulationandcommunity/populationandmigration/internationalmigration/articles/explore50yearsofinternationalmigrationtoandfromtheuk/2016-12-01, 2020/10/29

[80] Office for National Statistics［2016］, "Explore 50 years of international migration to and from the UK" https://www.ons.gov.uk/peoplepopulationandcommunity/populationandmigration/internationalmigration/articles/explore50yearsofinternationalmigrationtoandfromtheuk/2016-12-01, 2020/10/29

[81] Home Office[2005], "Controlling our borders: Making migration work for Britain, Five year strategy for asylum and immigration" https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/251091/6472.pdf, 2021/4/12

[82] Home Office［2006］, "A Points-Based System: Making Migration Work for Britain" https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/272243/6741.pdf, 2021/4/12

[83] Office for National Statistics [2016], "Explore 50 years of international migration to and from the UK" https://www.ons.gov.uk/peoplepopulationandcommunity/populationandmigration/internationalmigration/articles/explore50yearsofinternationalmigrationtoandfromtheuk/2016-12-01, 2020/10/29

[84] Office for National Statistics [2016], "Explore 50 years of international migration to and from the UK" https://www.ons.gov.uk/peoplepopulationandcommunity/populationandmigration/internationalmigration/articles/explore50yearsofinternationalmigrationtoandfromtheuk/2016-12-01, 2020/10/29

[85] 久米眞司[2020], "キャメロン政権の対 EU 政策 -国民投票で問われたもの-", 「PRI Discussion Paper Series (No.20A-09)」, 財務省財務総合政策研究所 https://www.mof.go.jp/pri/research/discussion_paper/ron328.pdf, 2021/4/7

[86] David Cameron [2013], "EU speech at Bloomberg", GOV.UK https://www.gov.uk/government/speeches/eu-speech-at-bloomberg, 2020/11/10

[87] Karl McDonald [2019], "David Cameron's Bloomberg speech in full, six years on - what he said as he announced the Brexit referendum", Associated Newspapers Limited https://inews.co.uk/news/brexit/david-cameron-bloomberg-speech-full-brexit-eu-referendum-date-six-years-249411, 2020/11/10

[88] European Council [2016], "European Council meeting (18 and 19 February 2016) - Conclusion" http://docs.dpaq.de/10395-0216-euco-conclusions.pdf, 2020/11/10

[89] Karthick Arvinth [2016], "EU summit: Full text of David Cameron's statement on Eu reform deal", International Business Times https://www.ibtimes.co.uk/eu-summit-full-text-david-camerons-statement-eu-reform-deal-1544984, 2020/11/10

[90] Matthew Goodwin & Oliver Heath [2016], "Brexit vote explained: poverty, low skills and lack of opportunities", JOSEPH ROWNTREE FOUNDATION https://www.jrf.org.uk/report/brexit-vote-explained-poverty-low-skills-and-lack-opportunities, 2020/10/29

[91] Lord Ashcroft [2016], "How the United Kingdom voted on Thursday… and way", Lord Ashcroft Polls https://lordashcroftpolls.com/2016/06/how-the-united-kingdom-voted-and-why/#more-14746, 2020/10/29

[92] Michael Bruter and Sarah Harrison [2017], "EU referendum: breaking indifference, How age affected voting", London School of Economics https://www.lse.ac.uk/about-lse/connect/connect-2017/eu-referendum-breaking-indifference, 2021/4/24

[93] Ipsos MORI [2016], "How Britain voted in the 2016 EU referendum" https://www.ipsos.com/ipsos-mori/en-uk/how-britain-voted-2016-eu-referendum, 2021/4/24

[94] Toby Helm [2016], "EU referendum: youth turnout almost twice as high as first thought", The Observer

https://www.theguardian.com/politics/2016/jul/09/young-people-referendum-turnout-brexit-twice-as-high, 2021/4/24

[95] Lord Ashcroft [2016], "EU Referendum 'How Did You Vote' Poll ONLINE Fieldwork: 21st-23rd June 2016", Lord Ashcroft Polls https://lordashcroftpolls.com/wp-content/uploads/2016/06/How-the-UK-voted-Full-tables-1.pdf, 2020/10/29

[96] You Gov [2016], "YouGov Survey Results" https://d25d2506sfb94s.cloudfront.net/cumulus_uploads/document/oxmidrr5wh/EUFinalCall_Reweighted.pdf, 2021/4/24

[97] You Gov [2016], "YouGov Survey Results" https://d25d2506sfb94s.cloudfront.net/cumulus_uploads/document/oxmidrr5wh/EUFinalCall_Reweighted.pdf, 2021/4/24

[98] BBC, "EU REFERENDUM, Results, UK votes to LEAVE the EU" https://www.bbc.com/news/politics/eu_referendum/results, 2021/4/24

[99] 池田佳隆 [2021], "ブレグジットをめぐるスコットランド政治" 「甲南大学」, 61 巻 1-4 号 pp115-135 https://konan-u.repo.nii.ac.jp/?action=pages_view_main&active_action=repository_view_main_item_detail&item_id=3735&item_no=1&page_id=40&block_id=38, 2021/4/25

[100] 松永大介 [2016], "スコットランドは Brexit をどう受け止めたか", 霞関會 https://www.kasumigasekikai.or.jp/16-08-22-1/, 2021/4/25

[101] EU REFERENDUM, "Results, UK votes to LEAVE the EU" https://www.bbc.com/news/politics/eu_referendum/results, 2021/4/24

[102] itv [2016], "At a glance: How London voted in the EU referendum" https://www.itv.com/news/london/2016-06-24/at-a-glance-how-london-voted-in-the-eu-referendum, 2021/4/25

[103] May Bulman [2017], "Brexit: People voted to leave EU because they feared immigration, major survey finds", INDEPENDENT https://www.independent.co.uk/news/uk/home-news/brexit-latest-news-leave-eu-immigration-main-reason-european-union-survey-a7811651.html, 2020/10/29

[104] European Union [2020], "AGREEMENT on the withdrawal of the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland from the European Union and the European Atomic Energy Community", Official Journal of the European Union https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:12020W/TXT&from=EN, 2021/4/27

[105] European Union [2019], "Revised texts agreed at negotiators' level for: - The Protocol on Ireland/Northern Ireland included in the Withdrawal Agreement and the consequential technical adaptations to Article 184 "Negotiations on the future relationship" and Article 185 "Entry into force and application" of the Agreement on the withdrawal of the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland from the European Union and the European Atomic Energy Community ("Withdrawal Agreement")." https://ec.europa.eu/info/sites/default/files/revised_withdrawal_agreement_including_protocol_on_ireland_and_nothern_ireland.pdf, 2021/4/27

[106] European Union [2019], "AGREEMENT on the withdrawal of the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland from the European Union and the European Atomic Energy Community"
https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:12019W/TXT(02)&from=EN, 2021/4/27

[107] BBC [2020], "Brexit: A brief history of Britain and the EU"
https://www.bbc.co.uk/newsround/50166269, 2020/9/14

[108] BBC [2018], "Brexit: what is the withdrawal agreement?"
https://www.bbc.com/news/uk-46237012, 2020/11/13

[109] INSTITUTE FOR GOVERNMENT [2020], "Brexit deal: the Withdrawal Agreement"
https://www.instituteforgovernment.org.uk/printpdf/7307, 2020/11/13

[110] KPMG [2019], "英国 EU 離脱 (Brexit)：修正離脱協定案の概要とその影響"
https://home.kpmg/jp/ja/home/insights/2019/12/brexit-update201912.html, 2021/4/27

[111] 中石斉孝 [2020],"ブレグジットの最新動向", 日本貿易振興機構

[112] European Union [2020], "Protocol on Ireland and Northern Ireland"
https://ec.europa.eu/info/relations-united-kingdom/eu-uk-withdrawal-agreement/protocol-ireland-and-northern-ireland_en, 2021/4/27

[113] 高安健将 [2021], "〔研究レポート〕英国の EU 離脱と連合王国の一体性-北アイルランド議定書問題", 日本国際問題研究所
https://www.jiia.or.jp/column/post-89.html, 2021/5/6

[114] INSTITUTE FOR GOVERNMENT [2020], "Irish backstop"
https://www.instituteforgovernment.org.uk/explainers/irish-backstop, 2021/5/6

[115] ジョン・キャンベル [2018], "【Q&A】北アイルランド国境をめぐる「バックストップ」を解説", BBC NEWS JAPAN
https://www.bbc.com/japanese/features-and-analysis-46562679, 2021/5/6

[116] UK Government [1998], "The Agreement (Agreement reached in the multi-party negotiations)"
https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/136652/agreement.pdf, 2021/5/5

[117] 佐藤央樹 [2017], "アイルランドとの「ベルファスト合意」の重要性を指摘-英政府、国境線のポジションペーパー公表-", 「ビジネス短信」, JETRO
https://www.jetro.go.jp/biznews/2017/08/c669b456fca546f4.html, 2021/5/6

[118] Joe Owen and Maddy Thimont Jack [2019], "Boris Johnson's backstop letter", INSTITUTE FOR GOVERNMENT
https://www.instituteforgovernment.org.uk/explainers/boris-johnsons-backstop-letter, 2021/5/6

[119] Boris Johnson [2019], "A FAIR AND REASONABLE COMPROMISE: UK PROPOSALS FOR A NEW PROTOCOL ON IRELAND/NORTHERN IRELAND"
https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/836029/PM_letter_to_Juncker.pdf, 2021/5/6

[120] European Union [2020], "TRADE AND COOPERATION AGREEMENT BETWEEN THE EUROPEAN UNION AND THE EUROPEAN ATOMIC ENERGY COMMUNITY, OF THE ONE PART, AND THE UNITED

KINGDOM OF GREAT BRITAIN AND NORTHERN IRELAND, OF THE OTHER PART”, Official Journal of the European Union
https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:22020A1231(01)&from=EN, 2021/4/27

121) BBC [2020], “Brexit: Geoffrey Cox says PM ‘damaging’ UK’s reputation with bill”
https://www.bbc.com/news/uk-54142845?intlink_from_url=https://www.bbc.com/news/politics/uk_leaves_the_eu&link_location=live-reporting-story, 2020/9/14

122) BBC（日本版）[2020], “英政府、ブレグジット協定を変更の方針　国際法違反の可能性都閣僚が答弁”
https://www.bbc.com/japanese/54082434, 2020/9/15

123) BBC [2020], “Brexit: Internal Market Bill clears first hurdle in Commons”
https://www.bbc.com/news/uk-politics-54156419, 2020/9/16

124) Chris Morris [2020], “Brexit: Why is the Internal Market Bill controversial?”, BBC
https://www.bbc.com/news/54088596, 2020/9/17

125) BBC [2020], “Michael Gove: Brexit provisions to stay in Internal Market Bill”
https://www.bbc.com/news/uk-politics-54318987, 2020/9/28

126)) BBC [2020], “Brexit: Trade deal with UK ‘up to EU, says Boris Johnson”
https://www.bbc.com/news/uk-54384437, 2020/10/2

127) BBC [2020], “Brexit: EU starts legal action against UK over deal breach plan”
https://www.bbc.com/news/uk-politics-54370226, 2020/10/2

128)))European Parliament Think Tank [2020], “UK Internal Market Bill and the Withdrawal Agreement”
https://www.europarl.europa.eu/thinktank/en/document.html?reference=EPRS_BRI(2020)659359, 2021/3/15

129) European Commission [2020], “Withdrawal Agreement: European Commission sends letter of formal notice to the United Kingdom for breach of its obligations”
https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/IP_20_1798, 2020/10/2

130) European Commission [2020], “Withdrawal Agreement: European Commission sends letter of formal notice to the United Kingdom for breach of its obligations”

131)) BBC [2020], “Brexit: Lords defeat government twice over internal market law”
https://www.bbc.com/news/uk-politics-54986142, 2020/11/19

132) REUTERS [2021], “米大統領、北アイルランド和平合意維持「重要」英 EU 対立は静観”
https://jp.reuters.com/article/usa-ireland-idJPKBN2BA08J, 2021/5/6

133) BBC [2020], “US doesn’t want guarded border on Ireland - Biden”
https://www.bbc.com/news/uk-55066703, 2020/11/25

134) BBC [2020], “Brexit: ‘Large gaps’ remain after trade talks with Ursula von der Leyen”
https://www.bbc.com/news/uk-politics-55249561, 2020/12/10

135) BBC [2020], “Brexit: Progress made in tough areas, says EU chief”

https://www.bbc.com/news/uk-politics-55014901, 2020/11/25

[136] Boris Johnson [2020], "Prime Minister's statement on EU negotiations: 24 December 2020", GOV.UK https://www.gov.uk/government/speeches/prime-ministers-statement-on-eu-negotiations-24-december-2020, 2021/5/7

[137] 今井佐緒里 [2020], "クリスマスに急転直下、漁業問題も先送りのブレグジット合意の危うさ", 「Newsweek(ニューズウィーク日本版)」 https://www.newsweekjapan.jp/imai/2020/12/post-2.php, 2021/5/7

[138] Giedrius Stalenis [2021], "回避された「ノー・ディール」ブレグジットただし貿易リスクは残る" EUROMONITOR INTERNATIONAL https://blog.euromonitor.com/%E5%9B%9E%E9%81%BF%E3%81%95%E3%82%8C%E3%81%9F%E3%80%8C%E3%83%8E%E3%83%BC%E3%83%BB%E3%83%87%E3%82%A3%E3%83%BC%E3%83%AB%E3%80%8D%E3%83%96%E3%83%AC%E3%82%B0%E3%82%B8%E3%83%83%E3%83%88%E3%80%80%E3%81%9F/, 2021/5/7

[139] BBC [2020], "Brexit: New EU trade arrangement to begin after Parliament vote" https://www.bbc.com/news/uk-politics-55493437, 2021/1/2

[140] European Commission [2020], "EU-UK Trade and Cooperation Agreement, A new relationship, with big changes" eu-uk_trade_and_cooperation_agreement-a_new_relationship_with_big_changes-brochure.pdf (europa.eu), 2020/12/25

[141] European Commission [2020], "EU-UK RELATIONS: A new relationship, with big changes" eu-uk_trade_and_cooperation_agreement-a_new_relationship_with_big_changes-overview_of_consequences_and_benefits.pdf (europa.eu), 2020/12/25

[142] European Commission [2020], "EU-UK Relations: Big changes compared to benefits of EU membership"

[143] European Union [2020], "Protocol on Ireland and Northern Ireland" https://ec.europa.eu/info/relations-united-kingdom/eu-uk-withdrawal-agreement/protocol-ireland-and-northern-ireland_en, 2021/4/27

[144] 伊藤さゆり [2020], "英 EU 貿易協力協定発効へ - 主権回復の見返りは EU 市場へのアク[1)]セスの悪化", ニッセイ基礎研究所 https://www.nli-research.co.jp/report/detail/id=66474?pno=2&site=nli, 2021/4/21

[145] UK Government [2020], "UK-EU TRADE AND COOPERATION AGREEMENT Summary" https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/962125/TCA_SUMMARY_PDF_V1-.pdf, 2021/4/27

[146] 今井佐緒里 [2020], "「EU へ関税ゼロ」で喜ぶイギリスへの、恐るべき罠「原産地規則」とは (わかりやすく):ブレグジット", Yahoo! JAPAN https://news.yahoo.co.jp/byline/saorii/20201228-00214794/, 2021/4/27

[147] 安田啓 [2019], "FTA 利用が拡大するも、利用企業の多くが問題点を指摘", 「地域・分析レポート」, 日本貿易振興機構 https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/special/2019/0401/a000ade5a039d4fb.html, 2021/5/7

[148] 日本貿易振興機構ロンドン事務所海外調査部 [2021], "移行期間終了後の英国ビジネス関連制度　英 EU 通商・協力協定などの原産地規則"

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/europe/uk/referendum/report_9_202102.pdf, 2021/5/7

[149] 長島忠之［2020］，“原産地証明制度”，日本貿易振興機構 https://www.jetro.go.jp/ext_images/biz/seminar/2020/930075505dcf08e1/doc2.pdf, 2021/5/7

[150] Matthew Word［2020］，“Statistics on UK-EU trade”，House of Commons Library https://commonslibrary.parliament.uk/research-briefings/cbp-7851/#:~:text=In%202019%2C%20UK%20exports%20to,%25%20of%20all%20UK%20imports).&text=The%20UK%20had%20an%20overall,billion%20on%20trade%20in%20goods, 2021/5/7

[151] Chris Morris & Oliver Barnes［2020］，“Brexit trade deal: What does it mean for fishing?”，BBC https://www.bbc.com/news/46401558, 2021/1/2

[152] Issam Hallak［2020］，“UK trade agreements with third countries: Implications for the EU”，European Parliamentary Research Service, European Parliament https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/BRIE/2020/659432/EPRS_BRI(2020)659432_EN. pdf, 2021/5/16

[153] GOV.UK［2020］，“The UK’s trade agreements”，https://www.gov.uk/government/collections/the-uks-trade-agreements, 2021/5/16

[154] HOUSE OF COMMONS［2020］，“Foreign Affairs Committee, Oral evidence: The FCO and the Integrated Review- 22 09 20, HC 380” https://committees.parliament.uk/oralevidence/894/html/#Panel1, 2021/5/12